

岡山いきいき子ども・若者プラン 2025（素案）新旧対照表

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025（素案）
<p>第4章 計画の内容</p> <p>I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備</p> <p>個人の自由な選択を尊重しながら、若い世代の出会い、結婚、妊娠・出産の希望がかなない、<u>安心して子育てできるような環境づくり</u>を目指します。</p> <p>1 若者のライフデザイン構築支援</p> <p>〈施策の方向〉 次代の親を育てるとの認識の下、子どもが豊かな人間性を形成し、<u>将来自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。また、若い世代に妊娠・出産・不妊等についての正しい知識を身につけてもらうため、妊娠に関する普及啓発を行います。</u></p> <p>〈重点施策〉 (1) 次代の親の育成 次代の親を育てるという認識の下、生命への畏敬の念、生命の継承の大切さ、価値観の多様性に配慮しながら、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの喜びや意義についての理解を深めることに関する教育・啓発について、中高生が乳幼児とふれあえる機会を提供するなど、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。</p> <p>(2) 若者の結婚に関する意識醸成 若者が、結婚、出産、子育てなどのライフイベントを自律的に選択できるよう、<u>少子化の要因とされる未婚化、晩婚化、晩産化の現状や、妊孕性と年齢の関係を認識してもらうとともに、結婚等に対するポジティブな意識醸成を図ります。</u></p> <p>(3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供 妊娠のしやすさと年齢の関係や、若い世代からの健康づくりの必要性など、妊娠・出産についての正しい知識を<u>身につけてもらえるよう</u>、特に若い世代を中心に積極的に普及啓発します。</p> <p>(4) 若者の就職支援 <u>若者がいきいきと働くことができるよう、職業の意義についての基本的な理解・認識、夢や希望を実現しようとする意欲的な態度など、望ましい勤労観や職業観の育成に向け、学校、家庭、企業等が連携したキャリア教育を推進するとともに、職場体験活動、インターンシップ及び専門高校における職業教育の充実に向け、企業等に対して教育活動への積極的な協力や参画を促します。</u></p>	<p>第4章 計画の内容</p> <p>I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備</p> <p>個人の自由な選択を尊重しながら、<u>市町村や企業をはじめとする多様な主体と連携し</u>、若い世代の出会い・結婚、妊娠・出産の希望がかなない、<u>安心して子育てできる環境づくり</u>を目指します。</p> <p>1 若者のライフデザイン構築支援</p> <p>〈施策の方向〉 次代の親を育てるとの認識の下、子どもが豊かな人間性を形成し、<u>主体的にライフイベントに係る選択を行うことができるよう、情報提供や意識の喚起に取り組むとともに、若い世代が安心して、妊娠・出産できるよう、妊孕性等の正しい知識の普及啓発に努めます。また、将来に明るい見通しを持てるよう経済的基盤の確保に向けた就職支援を行います。</u></p> <p>〈重点施策〉 (1) 次代の親の育成 次代の親を育てるという認識の下、生命への畏敬の念、生命の継承の大切さ、価値観の多様性に配慮しながら、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの喜びや意義についての理解を深めることに関する教育・啓発について、中高生が乳幼児とふれあえる機会を提供するなど、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。</p> <p>(2) 若者の結婚への関心の後押し 若者が、結婚、妊娠・出産、子育てなどのライフイベントを自律的に選択できるよう、<u>結婚等について考えるきっかけとなる情報や機会の提供等により</u>、結婚等に対する<u>前向きな</u>意識醸成を図ります。</p> <p>(3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供 妊娠のしやすさと年齢の関係や、若い世代からの健康づくりの必要性など、妊娠・出産についての正しい知識を<u>身に付け、プレコンセプションケア（男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うこと）を促すよう</u>、特に若い世代を中心に積極的に普及啓発します。</p> <p>(4) 若者の就職支援 ※<u>子若計画</u>と統合 <u>経済団体や企業等に対して、新規学卒者の正規社員採用等を積極的に働きかけるとともに、合同企業説明会や就職面接会の開催、キャリアカウンセラーによる個別相談など一人でも多くの新規学卒者等が就職できるよう支援します。</u> <u>さらに、若者の就職を支援するため、県立高等技術専門校において、ものづくり分野を中心とした職業訓練</u></p>

*「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p><u>また、若者が経済的に自立できるようにするため、職業能力開発を推進するとともに、「おかやま若者就職支援センター」において適職探しや就職後の職場定着のための支援を行い、正規雇用としての就職・定着を進めるなどの就職支援に取り組みます。</u></p> <p>重点目標3 若者の職業的自立、就労支援</p> <p>(2) 就労支援の充実</p> <p>●新規学卒者の就職支援</p> <p>経済団体や企業等に対して、新規学卒者の正規社員採用等を積極的に働きかけるとともに、高校新規学卒者については、企業等と連携しながら、合同企業説明会や、県立高校生就職アドバイザーの配置による求人開拓や就職指導などの進路指導の充実に努めます。</p> <p>また、労働局、県、教育委員会、経済団体、大学・学校等で構成する「おかやま新卒者等人材確保推進本部」において、関係機関と連携しながら、就職面接会の開催やキャリアカウンセラーによる個別相談などを行うことにより、一人でも多くの新規学卒者等が就職できるよう支援します。</p> <p>●職業能力の開発</p> <p>職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、県立高等技術専門学校において、ものづくり分野を中心とした職業訓練や、教育訓練機関等を活用して座学と企業実習を組み合わせた職業訓練等を実施します。また、若者のキャリア形成に資するため、生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとしてジョブ・カードの積極的な活用を促進します。</p> <p>●若者の職場定着等に向けた支援</p> <p>労働局やハローワーク、大学など関係機関と連携しながら、求人情報や就職支援情報の提供、合同就職面接会等の開催などに加え、企業等にインターンシップの受入等の働きかけを行い、若者が将来の仕事の選択に向けて、十分に情報収集や職場体験ができる機会を提供します。</p> <p>また、若者の職場定着に向けて、卒業生の就職先である事業所を訪問し、新入社員を支援する取組を進めます。</p> <p>さらに、希望する就職ができていない若者や就職氷河期世代が活躍の場を広げられるよう、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」の運営を通じて、若者の就職を支援します。</p>	<p><u>や、教育訓練機関等を活用して座学と企業実習を組み合わせた職業訓練等を実施するとともに、希望する就職ができていない若者が活躍の場を広げられるよう、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」の運営を通じて、若者の就職を支援します。</u></p>
<p>2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備</p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>結婚は、個人の生き方や価値観に基づいて選択されるものであることはいまでもありませんが、<u>一方で、希望しても結婚できない若者が増加しており、その要因として、男女の出会いの機会の減少をはじめ、恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下、さらには異性との交際自体への苦手意識や結婚生活に向けての所得の不安感などが要因として示唆されています。</u></p> <p>そのため、<u>本県が平成27年度に設置した結婚支援の拠点である「おかやま出会い・結婚サポートセンター」</u>を中心に、<u>市町村や民間団体</u>とも連携しながら、結婚を希望する方に多様な出会いの機会を提供するとともに、</p>	<p>2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備</p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>結婚は、個人の生き方や価値観に基づいて選択されるものであることはいまでもありませんが、<u>2023(令和5)年度の結婚・出産・子育てに関する県民意識調査では、未婚者の8割以上が結婚の希望や意向を持っているものの、その見通しについては3割を超える人が「結婚できそうにない」としています。理由として「結婚したと思う相手と出会いそうにない」が最も多く、仕事等との両立についての不安も挙げられており、希望の実現に向けた出会い・結婚支援を重点的に進める必要があります。</u></p> <p>そのため、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を中心に、<u>市町村や企業等様々な主体</u>と連携しながら、結婚を希望する<u>人</u>に多様な出会いの機会を提供するとともに、結婚を総合的に支援する体制を充実するなど、</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>結婚を総合的に支援する体制を充実するなど、<u>県全体で若者の結婚を支援します。</u></p> <p>〈重点施策〉</p> <p>(1) 多様な出会いの機会の提供</p> <p>会員制の結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を活用し、出会いの<u>機会の提供をするとともに、県や市町村、企業など多様な主体により、交際に向けたスキルアップセミナーや出会いのきっかけとなる交流会など結婚に結びつく出会いの機会を提供します。また、「おかやま縁むすびネット」の若者への認知度向上を図り、さらなる登録数の増加によるマッチング機会の増加に努めます。</u></p> <p>(2) 結婚をサポートする体制の充実</p> <p>①結婚支援ボランティア「結びすと」の担い手強化</p> <p>「おかやま縁むすびネット」で<u>の出会いの場に立ち会う方を結婚支援ボランティア「結びすと」として登録、育成</u>することで、<u>結婚希望者のフォローを行います。</u></p> <p>②結婚相談の実施</p> <p><u>結婚希望者</u>を総合的にサポートする「おかやま出会い・結婚サポートセンター」において、<u>結婚を希望する若者</u>や家族からの相談に対応するとともに、相談機会の拡充を図ります。</p> <p>③民間企業等との連携強化</p> <p>出会いのための交流会等を企画、実施する<u>民間企業、団体等</u>を「出会いサポーター」として登録し、「おかやま縁むすびネット」のイベントシステムを活用して、交流会等の実施を促進します。</p> <p>④市町村との連携強化</p> <p>市町村等で実施する結婚支援事業について、<u>県ホームページでの情報発信など、必要な支援</u>を行います。</p> <p>(3) <u>結婚・子育てに関する社会全体の気運の醸成</u></p> <p>個人の自由な選択を尊重しつつ、<u>結婚や出産、子育ての素晴らしさ等について考えるきっかけとなるイベントを実施</u>するほか、<u>各種広報媒体により積極的な普及啓発を行います。</u>また、若い世代が地方で暮らし、安心して子育てできる社会の実現を目指して、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」などを通じて国への提言を行うとともに、社会全体で将来世代を支える気運づくりを推進します。</p>	<p><u>若い世代の出会い・結婚の希望がかなう環境づくりを推進します。</u></p> <p><u>また、県をはじめとする様々な主体が行う結婚支援の取組やサービスについて、結婚を希望する人だけでなく、社会全体に情報発信することにより、結婚を応援する気運醸成を図るとともに、将来の結婚への不安の解消に努めます。</u></p> <p>〈重点施策〉</p> <p>(1) 多様な出会いの機会の提供</p> <p>会員制の結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を活用し、<u>市町村や企業等との連携の下、1対1の出会いや婚活イベントにより、結婚に結びつく多様な出会いの機会を提供します。併せて、「おかやま縁むすびネット」の利便性の向上とさらなる認知度向上を図り、会員の安定的な確保によりマッチング機会の増加に努めます。</u></p> <p><u>また、市町村が実施する地域資源等を活用した出会いイベント等を支援することにより、多彩な出会いの機会を提供します。</u></p> <p>(2) 結婚をサポートする体制の充実</p> <p>①結婚支援ボランティア「結びすと」の担い手の確保・育成</p> <p>「おかやま縁むすびネット」で<u>成立したお引合せに立ち会うなど会員を手厚くサポートする結婚支援ボランティア「結びすと」の担い手の確保を進めます。</u></p> <p>②結婚相談の実施</p> <p><u>結婚を希望する人</u>を総合的にサポートする「おかやま出会い・結婚サポートセンター」において、<u>本人</u>や家族からの相談に対応します。</p> <p>③民間企業等との連携強化</p> <p>出会いのための交流会等を企画、実施する<u>民間企業や団体等</u>を「出会いサポーター」として登録し、「おかやま縁むすびネット」のイベントシステムを活用して、交流会等の実施を促進します。</p> <p>④市町村との連携強化</p> <p>市町村や県が実施する結婚支援事業について、<u>情報の共有や優良事例の横展開を図ります。また、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」に結婚支援コンシェルジュを配置し市町村等の取組を支援するほか、「おかやま縁むすびネット」を活用して情報発信</u>を行います。</p> <p>(3) <u>社会全体で出会い・結婚を応援する気運の醸成</u></p> <p>個人の自由な選択を尊重しつつ、<u>ウェブサイトやメディアなどの各種広報媒体を通じて出会い・結婚に関する情報を積極的に発信するほか、結婚したいカップルや新婚夫婦に協賛店独自のサービスを提供する「おかやま結婚応援パスポート」の利用拡大や、同世代の若者の交流促進などにより、結婚を前向きに捉える社会全体の気運を醸成します。</u></p> <p>また、若い世代が地方で暮らし、安心して子育てできる社会の実現を目指して、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」などを通じて国への提言を行うとともに、社会全体で将来世代を支える気運づくりを推進します。</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>(新規)</p> <p>3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進</p> <p>〈施策の方向〉 子どもの心と体を育み、親子が健やかに生活できることは、子どもがのびのび育ち、自尊心をもって、自分の個性や能力を最大限に発揮できるための大きな要素です。 <u>本県では、充実した医療環境を活用し、母子保健と医療・福祉が一体となって子育て支援を進めると同時に、県と市町村が連携し、母子保健の体制整備に向けて独自の施策を展開していきます。</u> また、「子育て世代包括支援センター」など市町村の拠点を中心に、妊娠に気づいたときから相談・支援が受けられる体制の整備、子どもの健やかな育ちの促進や<u>育児不安</u>の軽減、また、虐待予防、思春期からの健康づくりなど、<u>妊娠期</u>から子育て期まで切れ目のない支援を行います。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 満足度の高い妊娠・出産・<u>育児</u>への支援 <u>妊娠を考えた時から相談や支援が受けられ、多くの人との関わりの中で、主体的に妊娠・出産・育児に取り組むことができ、親が「育児は自分の成長につながる。親になってよかった」という実感が持てるような支援を目指します。</u></p> <p>①妊娠・出産の希望をかなえるための支援 <u>子育て世代包括支援センター</u>などでの母子健康手帳交付時等の十分な母子保健情報の提供、相談に応じられる人材の育成や、市町村による妊産婦健康診査の助成など母子保健サービスの周知に努めます。<u>また、子育て世代包括支援センターなどで相談に応じられる人材の育成にも努めます。</u></p> <p>②希望するケアが必要な時に受けられる体制づくり 保健所、市町村等や「おかやま妊娠・出産サポートセンター」で妊娠、出産に関する不安や悩みに対する相談を行います。 <u>また、親としての力が発揮できるよう、市町村が実施する産婦健康診査や産後ケアの周知を行うとともに、母親の産後の心身の変化について家族や県民の理解が深まるよう、広く啓発を行うなど、産後うつなどの予防や、心身に不調を感じている妊産婦へ、早期支援を行うとともに、育児不安の軽減につながる母子保健サービスの提供を目指します。</u></p> <p>③不妊に関する支援 「不妊専門相談センター」等で不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談を受ける <u>とともに、不妊治療に要する費用の一部を助成するなど経済的負担の軽減</u>を図ります。</p>	<p>(4) <u>結婚生活の応援</u></p> <p><u>結婚を希望する人や新婚世帯が結婚生活に前向きなイメージを持てるよう、「おかやま結婚応援パスポート」を通じた協賛店のサービス提供や、結婚生活等に関する支援情報の発信により、地域社会全体で結婚を応援していることを実感できる環境づくりを進めます。</u></p> <p>3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進</p> <p>〈施策の方向〉 子どもの心と体を育み、親子が健やかに生活できることは、子どもがのびのび育ち、自尊心をもって、自分の個性や能力を最大限に発揮できるための大きな要素です。 充実した<u>本県</u>の医療環境を活用し、母子保健と医療・福祉が一体となって子育て支援を進めると同時に、<u>市町村と連携し</u>、母子保健の体制整備に向けて独自の施策を展開していきます。 また、「こども家庭センター」など市町村の拠点を中心に、妊娠に気づいたときから相談・支援が受けられる体制の整備、子どもの健やかな育ちの促進や<u>子育てへの不安感</u>の軽減、また、虐待予防、思春期からの健康づくりなど、<u>妊娠前</u>から子育て期まで切れ目のない支援を行います。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 満足度の高い妊娠・出産・<u>子育て</u>への支援</p> <p>①妊娠・出産の希望をかなえるための支援 <u>こども家庭センター</u>などでの母子健康手帳交付時等の十分な母子保健情報の提供、相談に応じられる人材の育成や、市町村による妊産婦健康診査の助成など母子保健サービスの周知に努めます。</p> <p>②希望するケアが必要な時に受けられる体制づくり 保健所、市町村等や「おかやま妊娠・出産サポートセンター」で妊娠、出産に関する不安や悩みに対する相談を<u>行うとともに</u>、市町村が実施する産婦健康診査や産後ケアを<u>広く周知します。</u> <u>特に、産後の身体の回復や心のリフレッシュを図る産後ケアについては、希望する全ての産婦が利用できるよう、実施主体である市町村と連携しながら、広域調整などニーズを踏まえた体制整備を推進します。</u> <u>また、母親の産後の心身の変化について、本人をはじめ、家族や社会の理解が深まるよう、地域のボランティアとともに広く啓発などを行うことにより、産後うつなどの予防や心身に不調を感じている妊産婦への早期支援につなげます。</u></p> <p>③不妊に関する支援 「不妊専門相談センター」等で不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談を受ける <u>体制の充実</u>を図ります。</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>④安全・安心な妊娠・出産・産褥期の支援</p> <p>妊婦や家族への食生活や喫煙、飲酒、休養などに関する保健指導の充実とともに、産科、精神科、小児科などの医療機関と保健所、市町村の連携による妊産婦の支援を行います。</p> <p>(2) 妊産婦の健康や親子を見守り <u>はぐくむ</u> 支援</p> <p><u>周囲から孤立した中での妊娠・出産・育児とならないよう、関係機関が連携し、妊婦や親子を取りまく温かな環境づくりを目指します。</u></p> <p>①妊娠・出産・<u>育児</u>に配慮した環境づくり</p> <p>母性健康管理カードの利用促進やマタニティマークの普及啓発に努め、社会全体で妊娠・出産を見守る環境づくりを目指します。</p> <p>また、子どもの病気の対処方法についての知識の普及を行うなど、支援の充実を図ります。</p> <p>②多くの人と交流し、支援を受けながら <u>育児</u> ができる環境づくり</p> <p>地域の <u>育児</u> に関する情報を積極的に提供するとともに、妊娠中から愛育委員など健康づくりボランティアと交流が図られるよう、愛育委員などの活動の充実を図ります。また、父親の育児参加の促進や、各市町村の <u>子育て世代包括支援センター</u> に関する情報提供を行い、妊娠・出産・<u>育児</u> への悩みを <u>1人</u> で抱え込まない環境づくりに努めます。</p> <p>(3) 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援</p> <p><u>親をはじめ、家族や周囲の人から大切な存在として認められて生まれ、成長し、子ども自身が「生まれてきてよかった」と感じられるような親子支援を行います。</u></p> <p><u>また、豊かな人生を送るために、思春期から自分の命や健康、妊娠・出産などについて学べる環境づくりを進めます。</u></p> <p>①子どもの健やかな育ちを守るための支援</p> <p>乳幼児全戸訪問や乳幼児健診、また健診未受診者への個別の働きかけなどにより、乳幼児期の子どものすべての成長の様子が見守られる支援の充実を図ります。</p> <p>また、子どもの基本的な生活習慣や親子の関係性などに視点をおいた保健指導の充実を目指します。</p> <p>②健やかな成長を促す母子保健サービスの提供</p> <p>保健所や市町村で行われている母子保健サービスが、多様な母子保健のニーズに対応したものとなるよう、母子保健事業の評価や研修会等により、乳幼児健康診査等のスクリーニング技術の向上や、保健指導の充実などに努めます。</p> <p>先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施し、疾病の早期発見、早期治療、早期療育の支援を行います。また、子どものむし歯予防効果の高いフッ化物の利用を普及します。</p> <p>③子どもの心と体が成長できる機会の提供</p> <p>親子が、地域の健康づくりボランティアなど多くの人と交流できる機会を増やすとともに、特に育児に負担を感じている親子が相談や交流ができる場の増加を目指します。</p> <p>④若い世代が健康づくりについて学べる機会の提供</p>	<p>④安全・安心な妊娠・出産・産褥期の支援</p> <p>妊婦や家族への食生活や喫煙、飲酒、休養などに関する保健指導の充実とともに、産科、精神科、小児科などの医療機関と保健所、市町村の連携による妊産婦の支援を行います。</p> <p>(2) 妊産婦の健康や親子を見守り <u>育む</u> 支援</p> <p>①妊娠・出産・<u>子育て</u>に配慮した環境づくり</p> <p>母性健康管理カードの利用促進やマタニティマークの普及啓発に努め、社会全体で妊娠・出産を見守る環境づくりを目指します。</p> <p>また、子どもの病気の対処方法についての知識の普及を行うなど、支援の充実を図ります。</p> <p>②多くの人と交流し、支援を受けながら <u>子育て</u> ができる環境づくり</p> <p>地域の <u>子育て</u> に関する情報を積極的に提供するとともに、妊娠中から愛育委員など健康づくりボランティアと交流が図られるよう、愛育委員などの活動の充実を図ります。また、父親の育児参加の促進や、各市町村の <u>こども家庭センター</u> に関する情報提供を行い、妊娠・出産・<u>子育て</u> への悩みを <u>一人</u> で抱え込まない環境づくりに努めます。</p> <p>(3) 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援</p> <p>①子どもの健やかな育ちを守るための支援</p> <p>乳幼児全戸訪問や乳幼児健診、また、健診未受診者への個別の働きかけなどにより、乳幼児期の子どものすべての成長の様子が見守られる支援の充実を図ります。 <u>併せて、乳幼児期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化や母子保健情報のデジタル化について、市町村と連携を図ります。</u></p> <p>また、子どもの基本的な生活習慣や親子の関係性などに視点をおいた保健指導の充実を目指します。</p> <p>②健やかな成長を促す母子保健サービスの提供</p> <p>保健所や市町村で行われている母子保健サービスが、多様な母子保健のニーズに対応したものとなるよう、母子保健事業の評価や研修会等により、乳幼児健康診査等のスクリーニング技術の向上や、保健指導の充実などに努めます。</p> <p>先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施し、疾病の早期発見、早期治療、早期療育の支援を行います。また、子どものむし歯予防効果の高いフッ化物の利用を普及します。</p> <p>③子どもの心と体が成長できる機会の提供</p> <p>親子が、地域の健康づくりボランティアなど多くの人と交流できる機会を増やすとともに、特に育児に負担を感じている <u>親や、孤立しがちな</u> 親子が相談や交流ができる場の増加を目指します。</p> <p>④若い世代が健康づくりについて学べる機会の提供</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*

県、市町村教育委員会との連携により、中学校・高等学校等で健康づくりや妊娠・出産の正しい知識を学べる講座を開催したり、乳幼児とふれあう機会を提供します。

〈主要指標〉

項目	現状	目標	担当課
20～34歳婚姻率	36.17 (H30)	38.0	子ども未来課
平均初婚年齢	30.1歳(夫) (H30) 28.7歳(妻) (H30)	現在より低下	子ども未来課
出生数に占める第3子以降の割合	18.8% (H30)	20%	子ども未来課
妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合	52.4% (H30)	70%	健康推進課
おかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数	93組 (H31.3)	500組	子ども未来課
妊娠・出産に満足している者の割合	81.3% (H30)	85%	健康推進課
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実

岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)

県・市町村教育委員会との連携により、中学校・高等学校等で健康づくりや妊娠・出産の正しい知識を学べる講座の開催や、乳幼児とふれあう機会を提供します。

〈主要指標〉※「★」は子若計画から移行した指標

項目	現状	目標	担当課
婚姻率	3.7 (R5)		子ども未来課
平均初婚年齢	30.1歳(夫) (R5) 29.0歳(妻) (R5)		子ども未来課
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合	55.6% (R5)		健康推進課
おかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数	521組 (R6.3)		子ども未来課
妊娠・出産に満足している者の割合	86.7% (R5)		健康推進課
出生数	11,575人 (R5)		子ども未来課
県内大学新卒者の県内就職率★	43.7% (R元～R4の平均)		労働雇用政策課

Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>家庭だけでなく地域、学校、企業等、社会全体で子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。</p> <p>1 社会全体で子育てをする気運の醸成</p> <p>〈施策の方向〉 <u>少子化は社会全体に大きな影響を与えると考えられることから、子どもは社会が育てるとの理念のもと、少子化のもたらす様々な影響や、子どもがいきいきと健やかに育ち子育てに夢がふくらむ環境づくりの推進について、様々な機会をとらえ広報・啓発に努めます。</u> <u>また、子育てに対する社会的評価を高めることにより、地域社会の教育力を取り戻し、社会全体で子育てを支援します。</u></p> <p>〈重点施策〉 (1) 社会全体で子育てをする気運の醸成</p> <p>地域、学校、企業等、社会全体で子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、「もっこカード」(おかやま子育て家庭応援カード) の<u>広域利用を含めた普及啓発を実施するとともに、父親の育児参画や孫育てを促進するための体験型イベントの開催や、「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」の構成団体など関係機関との連携・協働による社会全体の気運醸成、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録促進や普及啓発等</u>を通じ、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。</p> <p><u>また、子どもや妊娠中の方をはじめ誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザインに配慮した地域社会づくりや、すべての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通じて子どもの人権に関する啓発活動を推進します。</u></p> <p><u>さらに、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域でまもり育てる」との意識の下、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。</u></p> <p><u>(2) 地域の教育力の向上</u> <u>近年の核家族化や、地域における人間関係の希薄化により、子どもを取り巻く地域の教育力の低下が指摘されています。</u> <u>このため、子どもが幅広い人間性を身につけるよう、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、子どもを核として、地域の大人たちが様々な体験や交流活動の機会を提供する取組を推進します。</u></p> <p>2 <u>乳児期の保育、幼児期</u>の教育・保育の充実等</p>	<p>家庭だけでなく地域、学校、企業等、社会全体で子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。</p> <p>1 社会全体で子育てをする気運の醸成</p> <p>〈施策の方向〉 子どもは社会が育てるとの理念の下、<u>地域、企業をはじめとする様々な主体が子育てを応援する気運を高め、子育てにやさしい社会づくりを進めます。</u></p> <p>〈重点施策〉 (1) 社会全体で子育てをする気運の醸成</p> <p><u>①子育てにやさしい地域社会づくり</u> 地域、学校、企業等、社会全体で子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、「もっこカード」(おかやま子育て応援パスポート) の<u>利便性向上等による一層の普及を図るとともに、「子育て応援 BOOK」の作成・配布や講座開催等による父親や祖父母の育児参加促進、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録促進・普及啓発、子どもや子育てにやさしい社会の実現に向けた県民運動の展開など</u>を通じ、<u>社会全体で子育てを温かく応援する気運を高め、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。</u></p> <p><u>②子どもの人権に関する啓発活動の推進</u> 子どもや妊娠中の方をはじめ誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザインに配慮した地域社会づくりや、すべての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通じて子どもの人権に関する啓発活動を推進します。</p> <p><u>③連携の強化</u> 学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域でまもり育てる」との意識の下、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。</p> <p>(削除) ※「Ⅱ 3 (4) 家庭教育への支援」へ (組替)</p> <p>2 <u>乳幼児期</u>の教育・保育の充実等</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>〈施策の方向〉</p> <p>すべての子ども・子育て家庭を支援するため、質の高い<u>幼児期</u>の教育・保育の総合的な提供、<u>保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善</u>、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。</p> <p><u>県民</u>の多様な保育ニーズに対応するため、きめ細かな保育サービスの提供ができるよう市町村の支援を行うとともに、保育や子育てを支援する人材の確保と育成に取り組みます。</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>(1) 子ども・子育て支援<u>新制度</u>の推進等</p> <p><u>新制度</u>の推進にあたっては、地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業を総合的に提供できるよう、実施主体である市町村を、国とともに重層的に支援します。</p> <p>また、利用者が適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう<u>新制度</u>に関する情報提供に努めるとともに、<u>幼児教育・保育の無償化に係る取組など、国と市町村</u>と連携し、円滑な事業実施に努めます。</p> <p>(2) きめ細かな保育の充実</p> <p>地域の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、休日保育、<u>病児・病後児保育等</u>、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう市町村を支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。</p> <p><u>また、認可外保育施設に対する指導監督の強化を行い、保育の質の確保・向上に取り組みます。</u></p> <p>(3) 待機児童解消に向けた取組の推進</p> <p><u>市町村が行う認定こども園や保育所の施設整備への支援及び</u>保育士の確保等による受入児童数の拡大を図るとともに、待機児童の多い<u>1・2歳児</u>の保育所等への受け入れを促進し、待機児童の解消に繋がります。</p> <p>また、<u>岡山県待機児童等対策協議会を設置し</u>、市町村と連携を図りながら、<u>保育所等利用</u>待機児童の解消に向けた取組を推進します。</p> <p>(4) 保育人材の確保と資質向上</p> <p><u>保育士の処遇改善を進めるとともに、「県保育士・保育所支援センター」を核として、潜在保育士の掘り起こしと就業支援及び、現在働いている保育士の離職防止を推進し、保育士の確保に取り組みます。</u></p> <p><u>また、保育士等の資質や専門性の向上を図るため、保育所等の職員に対する研修を実施するとともに、認可外保育施設の質の確保、向上を図るための研修を行います。</u></p> <p><u>さらに、保育士や子育て支援員など子どもに携わる職員の研修の充実により、子どもの発達段階に応じた健康で豊かな人間性を育み、多様な保育ニーズへの対応や地域の子育て家庭への相談等にも応じることができる人材の養成・確保に努めます。</u></p> <p>○特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数</p>	<p>〈施策の方向〉</p> <p>すべての子ども・子育て家庭を支援するため、質の高い<u>乳幼児期</u>の教育・保育の総合的な提供、質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。</p> <p>多様な保育ニーズに対応するため、きめ細かな保育サービスの提供ができるよう市町村の支援を行うとともに、保育や子育てを支援する人材の確保と育成に取り組みます。</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>(1) 子ども・子育て支援<u>制度</u>の推進等</p> <p><u>制度</u>の推進にあたっては、地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業等を総合的に提供できるよう、実施主体である市町村を、国とともに重層的に支援します。</p> <p>また、利用者が適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう、<u>制度や施設経営</u>に関する情報提供に努めるとともに、<u>国や市町村</u>と連携し、円滑な事業実施に努めます。</p> <p>(2) きめ細かな保育の充実</p> <p>地域の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、休日保育、<u>病児保育等</u>、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう市町村を支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。</p> <p>(3) 待機児童解消に向けた取組の推進</p> <p>保育士の確保等による受入児童数の拡大を図るとともに、待機児童の多い<u>3歳未満児</u>の保育所等への受け入れを促進し、待機児童の解消に繋がります。</p> <p>また、<u>岡山県・市町村子育て支援施策推進会議を通じて</u>、市町村と連携を図りながら、待機児童の解消に向けた取組<u>等</u>を推進します。</p> <p>(4) 保育人材の確保・<u>定着と職場環境の改善</u></p> <p><u>「保育士・保育所支援センター」を中心とした現任保育士への相談対応、潜在保育士の復職に向けた伴走支援や、若手保育士の交流会など、市町村や保育士養成施設と連携し、保育人材の確保・定着に向けたきめ細やかな取組を進めるとともに、保育士の資質や専門性の向上を図るため、保育施設職員に対する研修を実施します。</u></p> <p><u>また、環境改善セミナーの実施やサポート人材の配置、保育業務のICT化推進に向けた取組などにより、職場環境の改善と業務負担の軽減を図ります。</u></p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭	2,155人	2,241人	2,326人	2,415人	2,564人
保育士	7,056人	6,866人	6,679人	6,479人	6,263人
幼稚園教諭 ^(※)	1,383人	1,349人	1,321人	1,291人	1,274人

※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。

(5) 就学前教育の質の向上

平成29年3月に「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂されました。この改訂において、幼児期に育みたい資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通して示されたことで、乳幼児期における教育及び保育の内容の一層の整合性が求められるようになりました。あわせて、子どもの発達を長期的な視点で捉え、子どもの育ちと学びの連続性を重視した小学校教育との円滑な接続を目指すこととされています。

そのため、「幼児教育センター」を拠点として関係機関等と連携を図りながら、教育、保育に携わる人材の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、市町村において作成された接続カリキュラムの実施・改善のための取組への支援を行うことで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させていきます。

また、保護者に対し、幼児教育の情報提供を図り、幼児期の育ちや子どもとの関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。

重点目標1 子ども・若者の自己形成への支援

(3) 子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備

●就学前教育の質の向上

幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員等を対象にした研修の充実や、市町村への支援等に取り組むとともに、保護者等の子どもの成長などを見取る能力の向上を図ることにより、就学前教育における保育・教育の質を一律に向上させ、就学前の子どもの生活習慣等の確立や、生涯にわたる学びの基礎となる学びに向かう力等（非認知能力）の涵養を図ります。

●小学校教育への円滑な接続

「保幼小接続スタンダード」に基づく幼児教育と小学校教育の相互理解を進めるとともに、各市町村において作成された保幼小接続カリキュラムを踏まえた子どもの育ちと学びの連続性が確保された取組を支援するなど、幼稚園、保育所及び認定こども園から小学校への円滑な接続に向けた取組を強化します。

(6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育の量的拡充と質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容、認定こども園の設置目標、教育・保育の推進に関する体制の確保などを定めます。

①幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

令和2年度から令和6年度までの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

(ア) 教育・保育の提供区域

(5) 就学前教育の質の向上 ※子若計画と統合

幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員研修の充実や市町村への支援等を図ることにより、生涯にわたる人格形成の基礎を担う就学前教育の質を一律に向上させ、就学前の子どもの生活習慣等の確立や、今後の発達段階において必要となる、学びに向かう力等（非認知能力）の涵養を図り、小学校教育への円滑な接続に向けた取組を推進します。

(6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の教育・保育の質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容、認定こども園の設置目標、教育・保育の推進に関する体制の確保などを定めます。

①幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

令和7年度から令和11年度までの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

(ア) 教育・保育の提供区域

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*

幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策を定める単位として教育・保育の提供区域（以下「県区域」という。）を設定します。

県区域は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村における広域利用の実態も踏まえ、市町村を1つの単位として設定します。

(イ) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町村計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

区 分		量の見込みの内容	確保方策の内容
1号認定児	満3歳以上で保育の必要性がない就学前子ども【教育を必要とする子ども】 (法第19条第1項第1号)	特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。	特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）
2号認定児	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (法第19条第1項第2号)	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	特定教育・保育施設
3号認定児	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (法第19条第1項第3号)	年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

岡山いきいき子ども・若者プラン 2025（素案）

教育・保育の量の見込みとその確保方策を定める単位として教育・保育の提供区域（以下「県区域」という。）を設定します。

県区域は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村における広域利用の実態も踏まえ、市町村を1つの単位として設定します。

(イ) 各年度における教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町村計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

区 分		量の見込みの内容	確保方策の内容
1号認定児	満3歳以上で保育の必要性がない就学前子ども【教育を必要とする子ども】 (<u>子ども・子育て支援法</u> 第19条第1項第1号)	特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。	特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）
2号認定児	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (<u>子ども・子育て支援法</u> 第19条第1項第2号)	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	特定教育・保育施設
3号認定児	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (<u>子ども・子育て支援法</u> 第19条第1項第3号)	年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

*「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

○幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策

【県計】

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号	
		3-5歳	0歳	3-5歳	0歳	3-5歳	0歳	3-5歳	0歳	3-5歳	0歳	3-5歳	0歳								
①量の見込み	必要利用 定員総数	18,122	27,416	4,491	19,174	17,676	26,749	4,469	19,312	17,301	26,194	4,473	19,309	16,918	25,716	4,475	19,192	16,694	25,441	4,470	19,119
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	21,512	29,242	4,011	15,227	21,275	29,579	4,101	15,625	20,790	29,911	4,064	16,238	20,566	29,700	3,987	16,513	19,749	29,635	3,927	16,649
	確認を受け ない幼稚園	3,110				3,110				3,110				3,110							
	地域型保育 事業			478	1,325			484	1,461			530	1,535			536	1,621			542	1,727
	認可外保育 施設		416	77	424		416	77	404		416	77	404		416	77	404		416	77	404
	企業主導型 保育施設		492	263	771		492	273	791		492	273	791		492	273	791		507	278	801
	計	24,622	30,150	4,829	17,747	24,385	30,487	4,935	18,281	23,900	30,819	4,944	18,968	23,676	30,608	4,873	19,329	22,859	30,558	4,824	19,581
②-①	6,500	2,734	338	▲1,427	6,709	3,738	466	▲1,031	6,599	4,625	471	▲341	6,758	4,892	398	137	6,165	5,117	354	462	

※ 2号認定児のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。
 ※ 認可外保育施設には、市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設を計上。

【県区域】

※県区域ごとの量の見込みと確保方策は p.71-p.77 に記載

②認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、必要に応じて、認定こども園への移行を促進しつつ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(ア) 目標設置数、設置時期

市町村において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容を設定していることから、原則、市町村が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。

○県区域ごとの目標設置数等

区域名	設置済み数 (H31.4.1現在)	目標設置数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	施設	施設	施設	施設	施設	施設
岡山市	39	45	49	52	57	62
倉敷市	16	22	24	24	24	24
津山市	5	5	5	5	5	5
玉野市	6	6	6	6	6	6
笠岡市	2	4	4	5	6	11

○幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策

【県計】

(単位:人)

		令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号	
		3-5歳	0歳	3-5歳	0歳																
①量の見込み	必要利用定員総数	10,976	27,879	3,706	16,483	10,537	27,136	3,620	16,363	10,004	26,288	3,549	16,310	9,520	25,587	3,485	16,180	9,158	25,215	3,414	16,084
②確保 方策	特定教育・保育施設	18,685	30,322	4,001	15,047	18,574	30,251	3,992	15,007	18,378	30,185	4,002	14,999	18,111	30,122	3,962	15,123	17,917	30,040	3,926	15,173
	特定教育・保育施設 以外の幼稚園	724	0	0	0	724	0	0	0	724	0	0	0	724	0	0	0	724	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	517	1,395	0	0	523	1,433	0	0	523	1,466	0	0	523	1,466	0	0	523	1,518
	企業主導型保育事業	0	734	389	912	0	734	389	911	0	734	389	908	0	734	389	908	0	734	389	908
	上記以外の保育の 受け皿※	0	718	86	474	0	715	88	472	0	721	88	466	0	721	88	466	0	721	88	466
	計	19,409	31,774	4,993	17,828	19,298	31,700	4,992	17,823	19,103	31,640	5,002	17,839	18,835	31,577	4,962	17,963	18,641	31,495	4,926	18,065
②-①	8,433	3,895	1,287	1,345	8,761	4,564	1,372	1,460	9,099	5,352	1,453	1,529	9,315	5,990	1,477	1,783	9,483	6,280	1,512	1,981	

※特別保育、認可化移行運営費支援を受けている認可外保育施設、幼稚園における長時間預かり保育事業及び一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)及び地方単独保育施設の計。
 (注)市町村において精査中のため後日数値を修正する場合があります。

②認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、必要に応じて、認定こども園への移行を促進しつつ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(ア) 目標設置数、設置時期

市町村において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の提供体制の確保の内容を設定していることから、原則、市町村が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。

○県区域ごとの目標設置数等

区域名	設置済み数 (R6.4.1現在)	目標設置数				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	施設	施設	施設	施設	施設	施設
県計 (27区域)	200	213	222	226	230	231

(注)市町村において精査中のため後日数値を修正する場合があります。

岡山いきいき子どもプラン 2020*							岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)						
井原市	0	0	0	0	0	0							
総社市	2	2	2	2	2	2							
高梁市	3	3	3	3	3	4							
新見市	7	7	7	8	8	8							
備前市	7	8	8	8	8	8							
瀬戸内市	1	2	2	3	3	3							
赤磐市	2	2	2	3	3	4							
真庭市	11	11	11	11	12	12							
美作市	1	1	3	3	3	3							
浅口市	5	5	5	5	5	5							
和気町	0	0	0	0	0	0							
早島町	0	0	0	0	0	0							
里庄町	0	0	0	0	0	0							
矢掛町	0	1	1	1	1	1							
新庄村	0	0	0	0	0	0							
鏡野町	2	2	2	2	2	2							
勝央町	0	0	0	0	0	0							
奈義町	0	0	0	0	1	1							
西粟倉村	0	0	0	0	0	0							
久米南町	0	0	0	0	0	0							
美咲町	0	0	0	0	0	0							
吉備中央町	2	2	2	3	3	3							
県計 (27 区域)	111	128	136	144	152	164							
岡山市・ 倉敷市	55	67	73	76	81	86							
岡山市・ 倉敷市以外	56	61	63	68	71	78							

(イ) 認定こども園への移行に係る需給調整

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、認定こども園や保育所の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可等をしないことができるかとされています。(需給調整)

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可等の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、「県計画で定める数」(上乗せ数値)を加えた数に達するまでは認可・認定を行うこととされています。

○基本的な考え方

市町村において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の供給体制の確保の内容に見込んでいることから、県は、市町村が認定こども園への移行を見込んでい

(イ) 認定こども園への移行に係る需給調整

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、認定こども園や保育所の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可・認定をしないことができるかとされています。(需給調整)

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、「県計画で定める数」(上乗せ数値)を加えた数に達するまでは、認可・認定を行うこととされています。

●基本的な考え方

市町村において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の提供体制の確保の内容に見込んでいることから、県は、市町村が認定こども園への移行を見込んでい

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>るものについては、原則、認可・認定することとします。</p> <p>○幼稚園からの移行に対する対応（2号・3号認定分の上乗せ）</p> <p>新たな認定こども園の設置が、需給調整とならないよう数値を定めます。</p> <p>県区域（岡山市及び倉敷市を除く。）ごとに「確保方策」が「量の見込み」を超える最大値を上乗せ数値として設定します。</p> <p>○保育所からの移行に対する対応（1号認定分の上乗せ）</p> <p>1号については大幅な余裕があることから、確保方策に計上されていないものは、すべて需給調整案件として、認可・認定の可否を個別に判断します。（1号認定の上乗せ数値は定めない。）</p> <p>③子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保</p> <p><u>幼児教育・保育の無償化に伴い創設された</u>子育てのための施設等利用給付の円滑な実施には、県と市町村の情報共有など緊密な連携が不可欠であるため、きめ細やかな協力体制を構築するよう努めます。</p> <p>④教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の基本的な考え方等</p> <p>すべての<u>子どもたち</u>の健やかな育ちを保障するためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を十分に提供できる環境が必要となることから、<u>県では</u>、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援について、<u>更なる</u>質・量の充実に努めます。</p> <p>⑤教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携</p> <p>質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要であり、中でも認定こども園、幼稚園及び保育所については、地域の中核的な役割を担うことが求められています。</p> <p>また、小規模保育事業等の地域型保育事業については、原則として満3歳未満の児童が対象<u>となりますが</u>、これらの子どもが満3歳以降も適切に質の高い教育・保育を受けるためには、認定こども園や保育所等が緊密かつ円滑に連携する必要があることから、<u>県では</u>、市町村に対し、これらの事業者に対する積極的な関与を促します。</p> <p>⑥<u>認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携</u></p> <p><u>認定こども園、幼稚園及び保育所で行われている幼児期の教育は、遊びを通して身体感覚を伴う多様な活動を経験することで豊かな感性を養い、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探求心といった教育の基礎を培うものです。</u></p> <p><u>遊びを中心とした幼児期の教育と、教科等の学習を中心として、社会において自立的に生きる基礎を培う小学校教育は、円滑に接続されることが求められます。</u></p> <p><u>このため、認定こども園、幼稚園及び保育所が、それぞれの役割を果たすとともに、それらの施設と小学校との間で、就学前の子どもの実態や指導方法等について理解を深めつつ、広い視野に立って就学前の子どもの教育について、方向性を一つにし、相互に連携、協力することが必要です。</u></p> <p>(新規)</p> <p>※「こども・子育て支援事業債」関係項目</p>	<p>るものについては、原則、認可・認定することとします。</p> <p>●幼稚園からの移行に対する対応（2号・3号認定分の上乗せ）</p> <p>新たな認定こども園の設置が、需給調整とならないよう数値を定めます。</p> <p>県区域（岡山市及び倉敷市を除く。）ごとに「確保方策」が「量の見込み」を超える最大値を上乗せ数値として設定します。</p> <p>●保育所からの移行に対する対応（1号認定分の上乗せ）</p> <p>1号については大幅な余裕があることから、確保方策に計上されていないものは、すべて需給調整案件として、認可・認定の可否を個別に判断します。（1号認定の上乗せ数値は定めない。）</p> <p>③子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保</p> <p>子育てのための施設等利用給付の円滑な実施には、県と市町村の情報共有など緊密な連携が不可欠であるため、きめ細やかな協力体制を構築するよう努めます。</p> <p>④教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の基本的な考え方等</p> <p>すべての<u>子ども</u>の健やかな育ちを保障するためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を十分に提供できる環境が必要となることから、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援について、<u>さらなる</u>質・量の充実に努めます。</p> <p>⑤教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携</p> <p>質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要であり、中でも認定こども園、幼稚園及び保育所については、地域の中核的な役割を担うことが求められています。</p> <p>また、小規模保育事業等の地域型保育事業については、原則として満3歳未満の児童が対象<u>ですが</u>、これらの子どもが満3歳以降も適切に質の高い教育・保育を受けるためには、認定こども園や保育所等が緊密かつ円滑に連携する必要があることから、市町村に対し、これらの事業者に対する積極的な関与を促します。</p> <p>(削除)</p> <p>⑥<u>私立幼稚園等が実施する環境改善事業への支援</u></p> <p><u>幼児を健やかに育むために必要な環境整備（遊具、防犯対策設備の設置等）を実施するにあたり必要な経費の一部を支援します。</u></p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>3 地域ぐるみの子育て支援の推進</p> <p>〈施策の方向〉 地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 子育て支援ネットワークの充実 民生（児童）委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職など地域の関係者が連携して地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。</p> <p>また、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の充実に向けた市町村への支援のほか、<u>子育て経験者である「子育てサポーター」</u>や子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等により、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。</p> <p>さらに、大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う<u>特徴ある</u>取組を「子育てカレッジ」に指定し、<u>産・学・民・官の協働による地域ぐるみの子育て支援の取組を支援します。</u></p> <p>(2) ふれあいの拠点づくり 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点の増加を図ります。</p> <p>また、地域子育て支援拠点のネットワークづくりを進めるとともに、地域の様々な子育て支援関係者との連携や必要な人材の育成に努めます。</p> <p>さらに、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。</p> <p>(3) 地域における人材の養成・確保 子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要の人材、また、「子育てサポーターリーダー」など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。</p> <p><u>また、共働き家庭が増える中、孫育てに積極的な高齢者の力が必要とされています。こうしたことから、三世帯同居あるいは近居など、子育てを応援する環境づくりを進めます。</u></p> <p>また、地域の子育て支援機能の充実を図るため、支援の担い手となる人材の育成・確保を図ります。</p>	<p>3 地域ぐるみの子育て支援の推進</p> <p>〈施策の方向〉 地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 子育て支援ネットワークの充実 民生（児童）委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職など地域の関係者が連携して地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。</p> <p><u>子どもの虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。</u></p> <p>また、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の充実に向けた市町村への支援のほか、子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等により、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。</p> <p>さらに、大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う<u>協働による地域ぐるみの子育て支援の取組を「おかやま子育てカレッジ」に指定し、学・民・官の協働による地域の子育て力の向上を図ります。</u></p> <p>(2) ふれあいの拠点づくり 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点の増加を図ります。</p> <p>また、地域子育て支援拠点のネットワークづくりを進めるとともに、地域の様々な子育て支援関係者との連携や必要な人材の育成に努めます。</p> <p>さらに、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。</p> <p>(3) 地域における人材の養成・確保 子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要の人材、また、「子育てサポーターリーダー」など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。</p> <p>また、地域の子育て支援機能の充実を図るため、支援の担い手となる人材の育成・確保を図ります。</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

(新規)

※「Ⅱ 1 (2) 地域の教育力の向上」から移行・組替

(4) 経済的支援の推進

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため児童手当を支給するとともに、幼児教育・保育の無償化に係る取組など、国と市町村と連携し、円滑な事業実施に努め、国制度では対象とならない3歳未満児の第3子以降の保育料の無償化又は軽減措置の拡大に取り組む市町村を支援し、子育て世帯の経済的な負担感の軽減を図ります。

子どもの健康の保持・増進を図り、健やかな成長を支援するため、子どもの医療費の負担を軽減します。

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担 当 課
ももっこカード(おかやま子育て <u>家庭応援カード</u>)の新規協賛店舗数	<u>84店舗 (H30)</u>	年100店舗	子ども未来課
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合	<u>65.6% (H30)</u>	75%	子ども未来課
保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	<u>87人 (H31.3)</u>	<u>520人</u>	子ども未来課
<u>ファミリー・サポート・センター実施市町村数(市町村間の相互利用を含む。)</u>	<u>21市町 (H31.3)</u>	<u>24市町村</u>	<u>子ども未来課</u>
子育て支援員育成数(子育て支援員(地域型保育、一時預かり、地域子育て支援拠点で従事)研修修了者の数)	<u>414人 (H31.3)</u>	<u>1,200人</u>	子ども未来課
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

(4) 家庭教育への支援

家庭教育支援チームの設置を促進し、子育てに悩みや不安を抱えており、身近に相談相手がいない状況にある保護者を支援するとともに、非認知能力の見取り方の向上に向けた研修プログラム等、保護者等に対する多様な学習プログラムや学習機会の提供、家庭訪問による相談対応や交流の場の提供などの家庭教育支援により、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

(5) 経済的支援の推進

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため児童手当の支給や、国制度では対象とならない3歳未満児の第3子以降の保育料の無償化等に取り組む市町村を支援し、子育て世帯の経済的な負担感の軽減を図ります。

子どもの健康の保持・増進を図り、健やかな成長を支援するため、子どもの医療費の負担を軽減します。

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担 当 課
ももっこカード(おかやま子育て <u>応援パスポート</u>)の新規協賛店舗数	<u>142店舗 (R5)</u>		子ども未来課
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合	<u>63.9% (R5)</u>		子ども未来課
保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	<u>436人 (R6.3)</u>		子ども未来課
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
子育て支援員育成数(子育て支援員(地域型保育、一時預かり、地域子育て支援拠点で従事)研修修了者の数)	<u>1,469人 (R6.3)</u>		子ども未来課
<u>出生数に占める第3子以降の割合</u>	<u>18.7% (R5)</u>		<u>子ども未来課</u>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

Ⅲ 子どもと若者の成長を支援する環境の充実

子どもと若者の成長を支援するため、学校教育の推進とともに、家庭の教育力を高めるための支援、放課後の児童の居場所づくりや、高齢者を含めた地域での交流活動を進めます。

1 学校教育の推進と家庭の教育力の向上

〈施策の方向〉

子どもの確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成等に取り組み、子どもの生きる力を育成していきます。

また、核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されていることから、家庭の教育力を高めるための支援を進め、社会全体の問題として、積極的に家庭における子育てを支援します。

〈重点施策〉

(1) 学校教育の推進

① 確かな学力の向上

子どもたちの生活習慣や学習習慣等の改善、学習環境の整備、教員の指導力の向上を図るなど、学校力を高め、基礎学力の定着と才能のさらなる伸長を目指します。

重点目標 1 子ども・若者の自己形成への支援

(3) 子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備

● 授業規律の確立

教育活動のあらゆる場面で、子どもたちが認め合い、支え合う学級集団の育成を図るため、授業の中で主体的に学びを進め、互いに関わり合う場面を多く設定するなどの取組を推進します。

また、授業の中で確実に基礎学力を身に付けさせるためには、授業中の正しい姿勢や学習用具の準備、聞き方・話し方のルールなど学習の基盤となる規律が守られることが大前提であることから、校内で統一した授業規律の徹底を図るなど、小学校入学段階から授業規律の確立を図ります。

● 落ち着いた学習環境づくりへの支援

落ち着いた学習環境づくりに向け、教職員が一体となった生徒指導体制の構築等により学校の組織的対応力を向上させるとともに、問題行動が見え始めた学校に対しては、警察等の関係機関との連携、専門家や地域人材の活用により、早期の問題解決を図ります。

【次頁に続く】

Ⅲ 子ども・若者の成長を支援する環境の充実

子どもと若者の成長を支援するため、学校教育の推進とともに、家庭及び地域の教育力を高めるための支援、子ども・若者の自己形成への支援、未来を切り拓くことができる人材の育成、子ども・若者の居場所づくりや、高齢者を含めた地域での交流活動を進めます。

1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上

〈施策の方向〉

子どもの学ぶ力の育成、豊かな心や健やかな体の育成等に取り組み、子どもの生きる力を育成していきます。

また、核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されていることから、家庭の教育力を高めるための支援を進め、社会全体の問題として、積極的に家庭における子育てを支援します。

〈重点施策〉

(1) 学校教育の推進 ※子若計画と統合

① 学ぶ力の育成 ※子若計画と統合

校長のビジョンと戦略に基づく学校経営を支援し、主体的かつ組織的な教育活動の質の向上を図る学校風土を醸成します。また、教員の授業観の転換を図り、子ども一人ひとりの状況を的確に把握し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進するとともに、授業力が高く、新たな教育課題に対応できる、不断に学び合う教員を育成します。さらに、時間管理の徹底、学校行事・業務の精選、校務DXによる業務の効率化、外部人材の活用など、教職員の働き方改革を推進し、教員が児童生徒の指導や教材研究等に専念できる環境を整備します。

子どもが、多様な他者との協働の下、地域の課題など自ら課題を見つけ、自己の生き方を考えながら、その課題を自ら解決する過程を通して、課題解決に必要な資質・能力を身に付けるPBL(課題解決型学習)を総合的な学習の時間等を中心に推進することで探究的な学びの充実を図り、主体性や創造性、協調性等を育み、学ぶ意欲の向上につなげます。

すべての学習の基盤となる情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくために必要となる情報活用能力を育成するため、ICTを活用した学習活動や、基本的な操作技能やプログラミング、発達段階に応じた情報モラル等に関する指導の充実を図ります。

また、すべての教職員がICTを日常的に利活用し、子どもの情報活用能力の育成のための指導ができるよう、指導力向上のための研修を行うとともに、外部専門人材による支援など、ICTを活用した学びを進めます。

重点目標1 子ども・若者の自己形成への支援

(4) 子どもたちの学ぶ力の育成

●学力状況の把握と指導への活用

児童生徒の学力状況改善のためのP D C Aサイクル確立に向け、児童生徒の学力・学習状況、学校における授業等の状況を把握し、課題を明確化するために学力・学習状況調査を行うとともに、調査結果を分析・活用し、習熟度別指導など個に応じたきめ細かい指導などにより、子どもたちのつまずきの解消と学習内容の確実な定着を図ります。

●子どもたちの学力が伸びる仕組みづくり

小・中学校において、家庭学習指導の充実や、支援員の配置等による放課後等の補充学習支援を行うとともに、I C Tの利活用の加速化や、子どもたちが学びに挑戦できる場の創出により、学校規模や地理的要因にかかわらず、子どもたちがさまざまな体験や交流を通して、意欲的に学習に取り組める仕組みづくりを進めます。こうした取組により、基礎学力や学習習慣の定着、子どもたちの自ら学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起を図ります。

また、高等学校において、生徒が、大学進学や就職などそれぞれの将来を描き、小・中学校で身に付けた基礎学力を土台として、より発展的・専門的な学習に主体的に取り組み、知識・技能のみならず、思考力や判断力、学びに向かう姿勢を持った人材となるよう、I C Tの活用による習熟度に応じた授業の充実や、学力状況の的確な把握・分析に基づく授業改善の推進、学校の枠を超えた学びの場の創出など、高等学校段階における取組の充実を図ります。

●I C Tを活用した教育

I C Tを活用した教育は、基礎学力の定着をはじめ、情報活用能力の育成や、児童生徒の学習意欲の向上、論理的な思考力、問題解決能力などを育む観点から有効です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大等による学校の臨時休業の実施に当たっては、各家庭へのオンライン授業の配信等により、子どもたちの学習機会を確保する必要があります。

一方で、小・中学生の視力の低下が進んでおり、今後のI C T機器の活用の増加による影響も懸念されています。

このため、視力や姿勢など健康面を配慮したI C T機器の正しい使い方をはじめ、児童生徒1人1台端末等のI C T環境を効果的に活用した授業実践の普及や、分かりやすく授業を行うための教員のI C T活用指導力の向上に向けた取組の充実を図ります。

さらに、市町村における安定したI C T環境の確保に向けて、相談支援や連携会議の開催、先進的な取組や課題への対応策の共有等を通じて、市町村を支援します。

●教師の授業力の向上と魅力ある人材の確保

子どもたち一人ひとりの学習状況を的確に把握し、個に応じたきめ細かい指導や、新学習指導要領で求められる主体的・対話的で探究的な学びを充実します。また、校長のビジョンと戦略に基づく学校経営を支援し、校内での主体的な研修の推進により、学力向上等に向けた学校の組織的な対応力の向上を図るとともに、小学校における理数や英語等の専科指導の充実等を図りながら、授業力が高く、新たな教育課題に対応できる、不断に学び合う教員を育成します。

【次頁に続く】

重点目標1 子ども・若者の自己形成への支援

(4) 子どもたちの学ぶ力の育成

●教師の授業力の向上と魅力ある人材の確保(続き)

さらに、教職員には強い使命感や社会性、実践的指導力など、さまざまな教育課題に適切に対処できる資質能力が求められるため、人間性豊かで自身が夢や目標を持ち、学び続ける魅力ある人材の確保とキャリアステージに応じた人材育成等に取り組みます。

また、時間管理の徹底や事務業務の精選、外部人材の活用などの働き方改革を推進することにより、教員が指導や教材研究等に専念できる環境を整備します。

②豊かな心の育成

子どもたちの規範意識や人間関係構築力、自尊感情を高め、豊かな情操をはぐくむため、学校教育全体を通じて、さまざまな体験活動等と関連させた道徳教育の充実を図るとともに、あいさつ運動など学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

また、いじめや暴力行為などの問題行動等への対策として、関係機関と連携した取組を進めるとともに、子どもたちの自主的・自発的な活動を充実させ、新たな問題行動等を生まない魅力ある学校づくりを推進します。

重点目標1 子ども・若者の自己形成への支援

(1) 規範意識と社会性の確立

●道徳教育の充実

子どもたちの規範意識や自尊感情、人間関係構築力を高め、豊かな情操を育むため、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて、さまざまな体験活動等を交えながら、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

③健やかな体の育成

学校や地域社会と連携を図りながら、学校教育全体を通して健康教育を推進します。

また、子どもが進んで運動に親しむ機会の充実を図るとともに、子どもにとって望ましいスポーツ環境の構築に努めます。

②豊かな心の育成 ※子若計画と統合

子どもの豊かな心の育成に向け、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立したひとりの人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて様々な体験活動等を交えながら、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

また、自然、歴史・伝統、民俗・文化、人物など地域の特性に根ざした学習を学校の教育活動全体を通じて行い、子どもが生まれ育った地域への理解を深めることにより、郷土愛の醸成を図ります。

③健やかな体の育成 ※子若計画と統合

子どもが生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現するため、学校での体育授業の充実を図るとともに、一人ひとりの実態に応じた体力づくりに取り組み、運動やスポーツをすることが好きな子どもを増やすことで体力の向上を図ります。

また、適切な運動部活動が展開されるよう取り組むとともに、スポーツ・武道を通じて、規範意識の向上や豊かなコミュニケーション能力、人間関係を築く力を醸成します。

子どもが健康な生活を送るために必要な力を身に付けることができるよう、がん教育、薬物乱用防止教育など健康教育を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携による食育を推進し、学校の教育活動全体を通じて、子どもが望ましい生活習慣を身に付け、生涯にわたりたくましく生きるための健康づくりを進めます。

重点目標1 子ども・若者の自己形成への支援

(2) 健やかな体の育成

●基本的な生活習慣の形成

基本的な生活習慣の乱れは、体力や健康へ悪影響を及ぼすだけでなく、学習意欲や気力の低下の要因にもなります。このため、学校や家庭、地域が連携しながら、「朝食毎日きちんと食べよう大作戦」や『「ぱっちり！モグモグ！」生活リズム向上キャンペーン」等を通じて、子どもの基本的な食習慣の形成と規則正しい生活習慣の定着に取り組みます。

●学校体育の充実と体力・運動習慣づくりの推進

生涯にわたりスポーツに親しむことに必要な資質能力を育てるため、外部人材の活用などによる学校体育の充実をはじめ、各学校の特色ある体力づくりを推進するとともに、さまざまな運動やスポーツに親しむことができる機会の充実に努めることなどにより、子どもたちに運動することの喜びや楽しさを味わわせ、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上を図ります。

また、新型コロナウイルス感染防止対策に留意しながら、適切な運動部活動が展開されるよう取り組むとともに、スポーツ・武道を通じて、規範意識や豊かなコミュニケーション能力、人間関係を築く力を醸成します。

●健康教育の推進

多様化する健康課題への対応や望ましい生活習慣づくりのためには、家庭や関係機関と連携した組織的な取組が必要であることから、学校保健委員会などの充実により健康教育を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も踏まえ、子どもたちが感染症をはじめとする健康を阻害するリスクを正しく理解し、自分の健康は自分で守るという意識を持ちながら、適切な行動が取れるよう、発達段階を踏まえた指導の充実を図ります。

●食育の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校の教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進するとともに、各学校において、栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域、関係団体等の連携・協働による食育の充実を図ります。

また、伝統的な食文化を伝えつつ、次代に応じた優れた食文化を育てていきます。

(新規)

重点目標2 子ども・若者の自立を育む多様な交流

(1) 社会参加・社会貢献活動の推進

●ボランティア教育の推進

生活体験が希薄化している子どもたちに、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して勤労の尊さを認識させ、社会に貢献する精神を育むことは、人を思いやる心や社会づくりに参画する心を育てる上で大切なことから、高校生の社会貢献活動を含め、地域の実情に応じたボランティア教育を推進します。

【次頁に続く】

④より良い社会づくりに参画する人材の育成 ※子若計画から移行

学校における主権者教育やボランティア活動を推進するとともに、子どもの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進し、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して、家庭はもとより、社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材の育成を図ります。

また、子どもが地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身に付けられるよう、発達段階に応じて専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関をはじめ、地域、企業、公益法人、NPOなど民間団体等と連携した教育活動を推進します。

重点目標 2 子ども・若者の自立を育む多様な交流

(1) 社会参加・社会貢献活動の推進(続き)

●主権者教育の推進

平成 28(2016)年 6 月から選挙権年齢が 18 歳以上へ引き下げられ、高等学校では、令和 4(2022)年度から主権者教育にも力点を置く、新たな科目「公共」が必修となるなど、若者の政治への関心を高める教育の充実がますます重要になっています。

このため、主権者としての権利と義務を自覚し、民主政治等についての理解を深めるとともに、政治や経済等の話題について多面的・多角的に考察させる探究的な学習や、選挙管理委員会と連携した出前授業などを実施し、学校における主権者教育を推進します。

④グローバル人材の育成

グローバル化や情報通信技術の発展に伴い、国際競争が一層激化するなかで、日本人としてのアイデンティティを持ち、豊かな語学力・コミュニケーション能力等を有し、県内外の様々な分野で主体的に活躍するとともに、本県の持続的発展に貢献するグローバル人材の育成に向け、英語教育の充実や海外留学への支援、科学技術教育の推進などに取り組みます。

重点目標 7 グローバル社会で活躍する人材の育成

(1) 国際的に活躍できる人材の育成

●児童生徒の英語力の向上

グローバル人材の育成の基盤となる英語力の向上に向け、授業での英語の使用機会の充実をはじめ、A L T (外国語指導助手) やネイティブスピーカーレベルで英語を話すことのできる人材や、I C T 等を活用し、小・中・高等学校における英語 4 技能を意識した英語教育の充実を図ります。

●海外留学や国際交流の促進

留学促進のための講演、留学相談などを行うフェアや留学の意義・魅力を伝える出前講座を開催するとともに、留学する高校生等に対し、留学経費の一部を支援します。また、留学コーディネーター配置等による海外姉妹校提携や交流の支援を行うとともに、I C T を活用したオンラインによる国際交流等により、海外の高校生や大学生等と交流する機会の充実を図るなど、実践的な語学力やコミュニケーション能力を備えた人材を育成します。

●我が国や郷土の伝統・文化と異文化等を理解する教育の推進

国際社会で我が国や郷土の伝統・文化を主体的に発信できるよう、郷土の偉人や地域の学習資源を活用した授業等、地域を学ぶ機会や伝統文化・芸能に親しむ機会を充実することにより、郷土の伝統や文化を深く理解し、継承・発展させる教育を推進します。

また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な探究(学習)の時間、特別活動等の学校の教育活動全体や、外国人と交流する機会を通じて、世界の国々の歴史や文化、宗教、生活習慣、価値観等を正しく理解する教育を充実し、広い視野を持ち異文化を尊重する態度や、異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていく意識や態度を育成する教育を推進します。

⑤国際的に活躍できる人材の育成 ※子若計画と統合

A L T (外国語指導助手) やネイティブスピーカーレベルで英語を話すことのできる人材や、I C T 等を活用し、小・中・高等学校における英語 4 技能 5 領域を総合的に育成することを意識した英語教育の充実を図ります。

また、海外姉妹校提携等を活用しながら、高校生や大学生等の海外留学への関心・意欲の喚起や海外留学にチャレンジする学生の支援を行うなど、実践的な語学力やコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目指します。

さらに、地域を学ぶ機会や伝統文化・芸能に親しむ機会を充実することで、我が国や郷土の伝統・文化を深く理解し、その継承・発展に努め、世界に発信する姿勢を育みます。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p><u>⑤学校・家庭・地域の連携・協働</u> <u>地域学校協働活動の実施を通して、地域ぐるみで子どもを育てる体制整備に取り組み、学校・家庭・地域の相互連携を推進します。</u> <u>また、地域の人材・企業・団体等を活用し、学校教育への支援を行うなど、地域との連携・協働を推進します。</u></p> <p>(新規)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重点目標 7 グローバル社会で活躍する人材の育成 (2) Society5.0 に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●科学技術教育の推進 科学技術の発展によって、その高度化・専門化が進む一方で、児童生徒の理科離れが進んでいるとの指摘があり、将来、科学技術の発展を担う人材の確保が難しくなることが懸念されていることから、スーパーサイエンスハイスクールを核とした理数教育の充実や、科学技術に関する先進的な教育プログラムの開発・実施に努めるなど、科学技術に関する教育の推進を図ります。 ●Society5.0 時代に対応した教育の推進 Society5.0 時代を生きる子どもたちが情報活用能力を身につけるためには、ICTを主体的に活用することが重要であることから、1人1台端末を活用してプログラミングや情報セキュリティなどのICT教育の充実に努め、多様化する課題にICTを活用し、AIにはない人間の強みを活かして他者と協働しながら、創造的に課題解決に取り組む力の育成を図ります。 ●問題発見・解決的な学習活動の充実 情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための知識及び技能を身につけることで、問題の発見・解決に向けて主体的に参画する態度を養うとともに、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育を推進するなど、問題発見・解決的な学習活動の充実に図ります。 また、環境問題や感染症、エネルギー資源問題など、地球規模の課題が増大する中、社会のあらゆる主体にSDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けた積極的な取組が求められていることから、SDGsの視点を踏まえた教育活動を推進します。 </div> <p><u>⑥放課後の学習支援</u> <u>学校や地域において、学習習慣の定着や学習支援の充実による基礎学力の確実な定着を図るため、放課後子ども教室や放課後児童クラブにおいて学習支援を実施します。</u></p> <p>⑦キャリア教育の推進 <u>若者がいきいきと働くことができるよう、職業の意義についての基本的な理解・認識、夢や希望を実現しようとする意欲的な態度など、望ましい勤労観や職業観の育成に向け、学校、家庭、企業等が連携したキャリア教育を推進するとともに、職場体験活動、インターンシップ及び専門高校における職業教育の充実に向</u></p>	<p>(削除) ※「Ⅲ 1 (3) 地域の教育力の向上」へ移行</p> <p><u>⑥探究・STEAM教育の推進</u> ※子若計画から移行 <u>新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力等の育成に向け、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人々と協働しながら課題を解決する探究学習やSTEAM教育(いわゆる文系・理系の枠を越えた学び)等の充実を図ります。また、高等学校段階からのデジタル等成長分野を支える人材育成が必要なことから、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びの充実を図ります。</u></p> <p>(削除) ※「Ⅲ 4 (3) 放課後子ども教室の充実」へ移行</p> <p>⑦キャリア教育の推進 ※子若計画と統合 <u>子ども一人ひとりの夢を育み、進学、就職、結婚、出産、子育てなど様々なライフイベントを踏まえた生活も視野に入れて、主体的に生涯の生活を設計したり、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方ができるよう、学校、家庭、地域、企業、大学等が連携したキャリア教育を推進し、子どもの学習意欲</u></p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p><u>け、企業等に対して教育活動への積極的な協力や参画を促します。</u></p> <p>重点目標 3 若者の職業的自立、就労支援</p> <p>(1) 就業能力・意欲の習得の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●キャリア教育の推進 <p>子どもたちの学ぶ目的意識の明確化や社会的・職業的自立のために必要な能力の育成に向け、体験を通して社会や職業について理解するとともに、将来の生き方を考え、働くことの意義を見いだす必要があることから、学校・家庭・地域・企業等が連携し、指導内容、指導方法等の工夫を図りながら、発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じた体系的なキャリア教育を推進します。</p> ●職業教育の推進 <p>仕事に就くためには、それぞれに必要な専門的な知識・技能を身につける必要があることから、県立高等学校の専門学科等で、産業界と連携してインターンシップを推進したり、企業や大学、地域の人材等を活用しながら最先端の技術や知識を学習する機会を提供するなど、実践的な職業教育の充実を図ります。</p> <p>さらに、企業など産業人材の確保・育成に携わる関係機関で構成する「岡山県産業人材育成コンソーシアム」において、産業・教育・訓練などの現場が抱える課題の解決に向け、小・中学生のものづくり体験の充実や工業系高校教員の企業での研修等に取り組みます。</p> <p>⑧高校生等への修学支援</p> <p><u>既に大半の世帯を対象として、授業料が無償化されている公立高等学校と同様に、私立高等学校についても、年収目安 590 万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を行うとともに、授業料以外の施設整備費等の負担を軽減するため、県納付金減免補助金を支給します。</u></p> <p><u>さらに、低所得世帯を対象に、教科書費、学用品費等の負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(2) 家庭の教育力の向上</p> <p><u>家庭教育は、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心の育成等すべての教育の出発点となる重要なものです。</u></p> <p><u>育児不安や子どもへの虐待の背景として、子育ての孤立化や育児の悩みを訴える親の増加等多くの要因の中で、家庭教育支援の必要性も強く指摘されています。そのことを踏まえ、公民館等の社会教育施設での家庭教育に関する講座等をはじめ、乳幼児健診や入学説明会、就学時健康診断等の多くの保護者が集まる機会に、「親子応援学習プログラム」等を活用した家庭教育に関する参加型の学習機会や情報の提供を行い、子どもに対する躰や集団生活への動機づけ等、学校生活を見通した子育てについて、保護者自身の自主的な気づきを促したり、保護者同士の人間関係の構築を促進したりするよう努めます。</u></p>	<p><u>の高揚や、基盤となる能力や望ましい勤労観・職業観の育成などを通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図ります。</u></p> <p>(削除)</p> <p>※「IV 5 (1) ⑤教育費負担の軽減」へ移行</p> <p>⑧体罰や不適切な指導の防止</p> <p><u>体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されています。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校生活全体で、いかなる子どもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進します。</u></p> <p>(2) 家庭の教育力の向上 ※<u>子若計画</u>と統合</p> <p>①保護者自身の意識の醸成</p> <p><u>子どもは、日々の生活の中で、保護者を含めた大人の姿や行動を見ながら成長していきます。</u></p> <p><u>このため、(公社)岡山県青少年育成県民会議をはじめ、NPOや青少年健全育成団体等との協働により、「大人が変われば、子どもも変わる運動」等を通じて、保護者の規範意識の向上を図ります。</u></p> <p>②家庭教育への支援</p> <p><u>家庭教育支援チームの設置を促進し、子育てに悩みや不安を抱えていたり、身近に相談相手がない状況にある保護者を支援するとともに、保護者等に対する多様な学習プログラムや学習機会の提供、家庭訪問による相談対応や交流の場の提供などの家庭教育支援により、家庭・地域の教育力の向上を図ります。</u></p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

また、地域や学校と連携して「早寝早起き朝ごはん」等の規則正しい生活リズムを定着させる取組を促進するとともに、公共図書館や読書ボランティア等と連携し、家庭における絵本の読み聞かせ等、子どもの読書活動を推進します。

重点目標 8 家庭における教育力の向上

(1) 保護者自身の意識の醸成

●保護者の規範意識の醸成

非行やいじめなど、子ども・若者をめぐる問題には、保護者等の言動や姿勢、社会のあり方が反映されていると考えられることから、子ども・若者が健やかに成長できる環境を整えるのは、保護者はもちろん、大人の役割です。

このため、(公社)岡山県青少年育成県民会議をはじめ、NPOや青少年健全育成団体等との協働により、「大人が変われば、子どもも変わる運動」等を通じて、保護者の規範意識の向上を図ります。

(2) 家庭教育への支援

●保護者の学びへの支援

保護者の子育てに対する意識の向上、家庭教育の課題についての学習支援や学習機会の充実等に向けて、家庭教育に関する研修会をはじめ、「親育ち応援学習プログラム」等を活用した家庭教育に関する参加型の学習機会や情報の提供を行うことにより、子どもに対するしつけや集団生活への動機づけ等、学校生活を見通した子育てについて、保護者自身の主体的な気づきを促したり、保護者同士の人間関係の構築を促進します。

また、就学前の子どもを持つ保護者に対して、非認知能力の見取り方の向上に向けた研修プログラムを学ぶ機会を提供します。

さらに、企業等で働く保護者など、普段は家庭教育に関する学習の機会が少ない保護者に対して、出前講座の実施などのアウトリーチ型の支援を行います。

●保護者等に対する人権教育の推進

子どもの人権感覚の育成に果たす保護者の役割は重要であることから、保護者が人権問題を正しく理解できるよう、PTA研修等を実施します。また、住民がさまざまな人権問題についての理解と認識を深め、日常生活の中に生かせる人権感覚と実践的な態度を身につけることを目指して、市町村の指導者の養成、各種情報提供等を行います。

●家庭教育に関する相談体制の充実

家庭教育に関する相談体制の充実に向け、子育てに悩みを持つ保護者を対象とした電話相談を実施するとともに、地域住民や保健師等からなる家庭教育支援チームによる家庭訪問や相談交流事業等を推進することにより、子育てに関する課題を抱え、孤立しがちな家庭を支援します。

(新規)

※「Ⅲ 1 (1) ⑤学校・家庭・地域の連携・協働」から移行

(3) 地域の教育力の向上

①連携の強化 ※子若計画と統合

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、相互の連携・協働の下に学校づくりと地域づくりを進めるため、地域住民の参画によるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、放

重点目標 9 地域における教育力の向上

(1) 連携の強化

●地域と学校の協働の推進

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、当事者意識を持って教育を担う仕組みづくりを進めるため、地域住民の参画によるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動を効果的に推進するとともに、放課後子ども教室など、地域住民による組織的な教育支援活動を通して、地域ぐるみで子ども・若者を健やかに育みます。

また、地域と学校でビジョンを共有し、相互の連携・協働のもとに学校づくり・地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えることにより、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

(新規)

重点目標 9 地域における教育力の向上

(2) 人材の養成と気運の醸成

●地域における子育て人材の養成・確保

親子（母親）クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークル、青少年相談員など、地域の子育て支援組織の育成を図ります。

また、地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て支援員研修の実施などを通じて、支援の担い手となる人材の養成・確保を図ります。

●地域で子ども・若者を見守る活動の推進

学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体が連携しながら、子どもたちへの声かけや見守り活動など、地域における青少年健全育成活動を推進するとともに、「岡山県青少年健全育成強調月間」（7月、11月、3月）において、青少年の健全育成に向けて県民の理解を深めるため、青少年健全育成県民運動を集中的に展開します。

また、子どもと大人が互いに顔見知りとなり、温かい地域の絆で子どもがのびのびと育ち、安心して過ごすことができるよう、大人が「目配り」「気配り」をしながら、登下校の時間帯に合わせて、庭掃除、買い物等を行い、子どもと明るくあいさつをする「おはよう、おかえり」県民運動を推進します。

(新規)

重点目標 1 子ども・若者の自己形成への支援

(1) 規範意識と社会性の確立

現状と課題

情報化の進展や社会全体のモラルの低下などに伴い、子ども・若者の規範意識の低下や人間関係の希薄化、コミュニケーション能力や粘り強さの低下が指摘されています。全国で、インターネット上での誹謗中傷や、子ども・若者による重大な事件が発生しています。

【次頁に続く】

課後子ども教室など、地域住民による組織的な教育支援活動を通して、地域ぐるみで子ども・若者を健やかに育みます。

また、地域と学校でビジョンを共有し、相互の連携・協働の下に学校づくり・地域づくりを進め、一体となって子どもの成長を支えることにより、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

また、子どもの虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。

②人材の養成と気運の醸成 ※子若計画から移行

親子（母親）クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークル、青少年相談員など、地域の子育て支援組織を育成し、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体と連携し、登下校時のあいさつ運動や声掛けを通じ、地域全体で子ども・若者を健やかに育てる気運の醸成に努めます。

また、子ども・若者の健やかな成長に向けた県民の理解を深めるため、「岡山県青少年健全育成強調月間（7月、11月、3月）を中心に、家庭、学校、地域が一体となった取組を集中的に展開します。

2 子ども・若者の自己形成への支援 ※子若計画から移行

〈施策の方向〉

グローバル化や情報化の進展に伴い、多様な性への理解などの人権感覚や、多様な人々と協働する力の育成が求められています。また、インターネット上のいじめや誹謗中傷、闇バイト等SNSの利用に起因する被害やトラブルも課題となっています。

こうした状況を踏まえ、子ども・若者の自他の人権を守ろうとする意識や態度、社会性、思いやりなど豊かな心を育む取組を一層進めていきます。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>重点目標1 子ども・若者の自己形成への支援</p> <p>(1) 規範意識と社会性の確立</p> <p>現状と課題(続き)</p> <p>本県の子ども・若者の意識については、「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)によると、「きまりやルールをきちんと守るほうだ」と回答した子ども・若者の割合は増加していますが、4割が「キレやすいと思う」、3割が「人とのつきあいは苦手だ」と回答し、「深夜外出」や「スマートフォン等で知り合った人と実際に会うこと」等について、悪いことであるとの認識が低い状況となっています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、子ども・若者の規範意識や自尊感情、社会性、思いやりなど豊かな心を育む取組を一層進めていく必要があります。</p> <p>(新規)</p> <p>重点目標1 子ども・若者の自己形成への支援</p> <p>(1) 規範意識と社会性の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権教育・啓発の推進 <p>すべての人の人権が尊重される「共生社会おかやま」の実現を目指し、学校・家庭・地域の連携のもと、指導者の養成や学習に役立つ資料の作成など、人権教育を推進するための環境づくりに取り組みます。</p> <p>また、子ども虐待や、LGBTなどの性的マイノリティに対する偏見・差別などの課題のほか、新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害が社会問題になったことなども踏まえ、子どもたちの人権に関する知的理解と人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度を向上させ、実践行動につなげる取組を進めます。</p> ●命の大切さを考える機会の提供 <p>命の大切さや正義感、倫理観、人への思いやりなど、子どもたちの豊かな心を育むため、多様な集団活動や自然体験をはじめ、ボランティア活動などの社会体験や、障害のある人や外国人、ハンセン病元患者等との交流活動、いじめや自殺問題に直面した当事者や犯罪被害者遺族の話を聞く機会などを提供し、子どもたちが命の大切さや、人権問題等についての認識を深める取組の充実を図ります。</p> <p>重点目標2 子ども・若者の自立を育む多様な交流</p> <p>(1) 社会参加・社会貢献活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消費者教育の推進 <p>令和4(2022)年4月からの成年年齢の18歳以上への引き下げに伴い、消費者の権利と責任を自覚し、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて社会の一員として行動する消費者の育成や、若年者の消費者被害の防止・救済が重要になることから、実践的な消費者教育教材を活用したり、実務経験者による出前授業を実施するなど、消費者教育を推進します。</p> <p>(新規)</p>	<p>〈重点施策〉</p> <p>(1) 規範意識と社会性の確立 ※子若計画から移行</p> <p>①人権教育・啓発の推進</p> <p><u>すべての人の人権が尊重される「共生社会おかやま」の実現を目指し、学校・家庭・地域の連携の下、指導者の養成や学習に役立つ資料の作成など、人権教育を推進するための環境づくりに取り組みます。</u></p> <p><u>また、子ども虐待や、LGBTQなどの性的マイノリティに対する偏見・差別などの課題を踏まえ、子どもの人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度を向上させ、実践行動につなげる取組を進めます。</u></p> <p>②生命の大切さを考える機会の提供</p> <p><u>生命の大切さや正義感、倫理観、他者への思いやりなど、子どもの豊かな心を育むため、多様な集団活動や自然体験をはじめ、ボランティア活動などの社会体験や、障害のある人や外国人、ハンセン病元患者等との交流活動、いじめや自殺問題に直面した当事者や犯罪被害者遺族の話を聞く機会などを提供するほか、性や健康等の分野の専門家を各種団体が開催する研修会等に派遣するなど、子どもが生命の大切さや、人権問題等についての認識を深める取組の充実を図ります。</u></p> <p>③消費者教育の推進・金融リテラシーの向上</p> <p><u>実践的な消費者教育教材を活用したり、実務経験者による出前授業を実施するなど、子ども・若者を対象とした消費者教育を推進し、子ども・若者の消費者被害の防止・救済や、消費者の権利と責任を自覚している自立した消費者の育成を図ります。</u></p> <p><u>また、発達段階に応じて金銭の大切さや計画的な使い方、家計の構造や家計管理等を学ぶこと、金融に関する知識や判断力を高めることを通じて、子どもの金融リテラシーの向上に取り組みます。</u></p> <p>3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援 ※子若計画から移行</p>

*「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

本格的な人口減少社会や Society5.0 の到来、グローバル化の進展など、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。

将来の予測が困難な時代が到来する中において、自らの夢や目標を持ちながら、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜くとともに、グローバルな視点を持って、表現力や創造力を発揮しながら新たな価値を創造することにより、未来を切り拓くことができる人材の育成に取り組みます。

(新規)

重点目標 6 次代の活力を生み出す人材の育成

(1) 夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成

●夢を育む教育の推進

さまざまな学びに積極的・主体的に取り組んでいける子どもたちの育成に向け、子どもたちが、発達段階に応じて多様な経験を通じ、「やりたいこと」や「なりたい自分」を見つけられるよう、子どもたち自らの興味・関心や得意分野を見つける機会、夢に向かって主体的に挑戦できる場を積極的に設けるなど、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの主体的な取組を支援し、「自分を高める力」を育てる「夢育」を推進します。

●学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起

夢の実現にとって欠くことができない子どもたちの学ぼうとする意欲やチャレンジ精神を育むため、一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かい指導をはじめ、探究的な学びの充実、家庭学習の支援、放課後等の補充学習などにより、基礎学力の定着とあわせて、粘り強く主体的に学ぼうとする意欲を育成するとともに、ふるさと学習や地域学の取組などを通じて、地域課題の解決に取り組むことにより、さまざまな課題を自ら発見し、解決しようとするチャレンジ精神と実践力を育みます。

●生涯学習活動を通じた興味や得意分野の発見に向けた支援

子どもたちが、自らの興味や得意分野を見つけ、挑戦できるよう、県生涯学習センターを中心に、県の文化・社会教育施設等との連携・協力のもと、子どもたちが、文化、歴史、自然等に触れながら主体的に学習できる機会を提供します。

また、大学等と連携した体験学習の機会や、「おかやま子ども応援人材バンク」の活用による企業や民間団体等それぞれが持つ専門性や地域性を活用した学び、職場体験活動等の提供などを通じて、子どもたちの探究心の涵養を図ります。

●読書活動の推進

子どもたちの読書活動を推進し、人間性を培うこと、さまざまな方法で知識や情報を収集し活用する力を身につけること、社会との関わりを学びつながっていくことなどで、読書を通じて自分の生活をより豊かにできる子どもたちの育成に取り組みます。

【次頁に続く】

〈施策の方向〉

本格的な人口減少社会の到来、デジタル技術やグローバル化の進展など、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。

将来の予測が困難な時代が到来する中において、自らの夢や目標を持ちながら、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜くとともに、グローバルな視点を持って、表現力や創造力を発揮しながら新たな価値を創造することにより、未来を切り拓くことができる人材の育成に取り組みます。

また、郷土に愛着を持ち、地域と連携・協力しながら、持続可能な地域づくりに取り組むことができる人材を育成します。

〈重点施策〉

(1) 夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成 ※子若計画から移行

①夢を育む教育の推進 ※子若計画から移行

様々な学びに積極的・主体的に取り組んでいける子どもの育成に向け、発達段階に応じて多様な経験を通じ、「やりたいこと」や「なりたい自分」を見付けられるよう、自らの興味・関心や得意分野を見付ける機会、夢に向かって主体的に挑戦できる場を積極的に設けるなど、学校・家庭・地域が連携して子どもの主体的な取組を支援し、「自分を高める力」を育てる「夢育」を推進します。

②学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起 ※子若計画から移行

夢の実現にとって欠くことができない子どもたちの学ぼうとする意欲やチャレンジ精神を育むため、一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かい指導をはじめ、探究的な学びの充実、家庭学習の支援、放課後等の補充学習などにより、基礎学力の定着とあわせて、粘り強く主体的に学ぼうとする意欲を育成するとともに、ふるさと学習や地域学の取組などを通じて、地域課題の解決に取り組むことにより、様々な課題を自ら発見し、解決しようとするチャレンジ精神と実践力を育みます。

③生涯学習活動を通じた興味や得意分野の発見に向けた支援 ※子若計画から移行

子どもが、自らの興味や得意分野を見つけ、挑戦できるよう、県生涯学習センターを中心に、県の文化・社会教育施設等との連携・協力の下、子どもが、文化、歴史、自然等に触れながら主体的に学習できる機会を提供するとともに、生涯学習センター（「人と科学の未来館サイビア」含む）、県立図書館、渋川青年の家、青少年教育センター閑谷学校、県自然保護センターの社会教育施設等において、体験コーナーや遊具の設置等、こども・子育て支援機能強化のため、施設の改修、環境改善事業を実施します。

また、大学等と連携した体験学習の機会や、「夢育パートナーズ」の活用による企業や民間団体等それぞれが持つ専門性や地域性を活用した学び、職場体験活動等の提供などを通じて、子どもの探究心の涵養を図ります。

さらに、小学生・中学生のための学びのコンテンツサイト「おかやま まなびとサーチ」を活用し、子どもが楽しみながら学びを深める機会を提供します。

④読書活動の推進 ※子若計画から移行

家庭や学校、地域が一体となって、子どもの読書習慣の形成を図るとともに、県立図書館の子ども読書活動推進センター機能を活用した読書活動の支援に取り組みます。

また、岡山県読書バリアフリー計画等に基づき、障害の有無に関わらず、誰もが等しく読書に親しむこと

重点目標6 次代の活力を生み出す人材の育成

(1) 夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成(続き)

●若者の創業に向けた支援

高校生、大学生を対象としたセミナーやワークショップを実施するほか、各支援機関と連携した創業支援のための研修会を開催し、若者のチャレンジを支援します。

●文化の担い手・アスリートの育成

文化芸術の専門家を学校へ派遣する出前講座や、鑑賞機会の提供等を通じて、子どもたちが本物の文化芸術を体験する機会を提供するとともに、若手芸術家の活動を支援することにより、文化活動のすそ野の拡大と将来の文化の担い手の育成を図ります。

また、県内のトップアスリートの学校への派遣や、トップクラブチームの応援イベント等を通じて、子どもたちが間近でアスリートの卓越した技能に接する機会を設けるとともに、競技スポーツへの関心を高め、トップアスリートの育成にも資する取組を進めることにより、子どもたちに感動を与え、未来への夢を育みます。

(新規)

重点目標6 次代の活力を生み出す人材の育成

(2) 地域づくりで活躍する若者の応援

●郷土愛の醸成に向けた教育の推進

郷土の偉人や郷土を誇りに思える題材を用いた教材の活用や、教科や総合的な探究(学習)の時間等において、地域の優れた学習資源や人材を積極的に活用した地域の特性に根ざした学習を推進するとともに、子どもたちに、地域課題の解決に向けて取り組む機会を提供することにより、郷土や地域への誇りと愛着を持ち、地域の課題を自ら解決しようという意識と実践力を身に付け、郷土岡山の活力を生み出す人材を育成します。

●地域づくりを担う人材の育成

持続可能な地域づくりの実現には、次の世代を担う人材の育成が不可欠であることから、市町村や地域おこし協力隊、大学生、企業、NPO等、多様な主体と連携しながら、担い手の確保につながる研修会の開催や、地域での魅力の再発見や課題解決を図る活動に対する支援等を通じて、地域への愛着心の醸成と地域貢献意欲の向上を図り、地域づくりを担う人材を育成します。

●若者の還流・定着

県内大学や経済団体などの関係機関と連携しながら、地域産業の魅力発信を行うとともに、県外大学との関係強化を図り、新規学卒者などのIJUターン就職の促進や、「おかやま就職応援センター」を通じた県内企業への就職を支援することにより、地域の発展を担う若者の還流と定着を促進します。

ができるよう、多様なニーズに配慮した読書環境の充実整備に努めます。

⑤若者の創業に向けた支援 ※子若計画から移行

高校生、大学生等を対象とした起業家による講演や、各支援機関と連携した創業支援のための研修会を開催するなど、若者のチャレンジを支援します。

⑥文化の担い手・アスリートの育成 ※子若計画から移行

文化芸術の専門家を学校へ派遣する出前講座や、鑑賞機会の提供等を通じて、子どもが本物の文化芸術を体験する機会を提供するとともに、若手芸術家の活動を支援することにより、文化活動のすそ野の拡大と将来の文化の担い手の育成を図ります。

また、県内のトップアスリートの学校への派遣や、トップクラブチームの応援イベント等を通じて、子どもが間近でアスリートの卓越した技能に接する機会を設けるとともに、競技スポーツへの関心を高め、アスリートの育成を図ります。

(2) 地域づくりで活躍する若者の応援 ※子若計画から移行

①郷土愛の醸成に向けた教育の推進

郷土の偉人や郷土を誇りに思える題材を用いた教材の活用や、教科や総合的な探究(学習)の時間等において、地域の優れた学習資源や人材を積極的に活用した地域の特性に根ざした学習を推進するとともに、子どもに、地域課題の解決に向けて取り組む機会を提供することにより、郷土や地域への誇りと愛着をもち、地域の課題を自ら解決しようという意識と実践力を身に付け、郷土岡山の活力を生み出す人材を育成します。

②地域づくりを担う人材の育成 ※子若計画から移行

持続可能な地域づくりの実現には、次の世代を担う人材の育成が不可欠であることから、市町村や地域おこし協力隊、大学生、企業、NPO等、多様な主体と連携しながら、担い手の確保につながる研修会の開催、地域での魅力の再発見や課題解決を図る活動・事業に対する支援等を通じて、地域づくりを担う人材を育成します。

③若者の還流・定着 ※子若計画から移行

県内大学や経済団体などの関係機関と連携しながら、地域産業の魅力発信を行うとともに、県外大学との関係強化を図り、新規学卒者などのIJUターン就職の促進や、「おかやま就職応援センター」を通じて県内企業への就職を支援することにより、地域の発展を担う若者の還流と定着を促進します。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p><u>2 放課後の居場所づくり</u></p> <p>〈施策の方向〉 <u>放課後児童対策充実のニーズが高いことから、放課後児童クラブの運営に係る支援や、放課後児童支援員等に対する研修の実施等により、放課後児童クラブの充実に努め、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村が行う放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備・運営を円滑に行えるよう支援します。</u></p> <p>〈重点施策〉 (新規)</p> <p>(1) 放課後児童クラブの充実 地域の実情に応じて児童館や学校の余裕教室等を積極的に活用するなど、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、大規模なクラブについては、適正規模への分割を促進します。 また、市町村が実施又は助成する放課後児童クラブの運営に対して支援を行うとともに、<u>放課後児童支援員の適切な配置を促進することなどにより、放課後児童クラブの質の向上を図ります。</u></p> <p>さらに、<u>障害のある子ども等を専門的に担当する障害児対応指導員の配置</u>を促進するなど、必要な支援を行います。</p> <p>(2) <u>放課後児童支援員等の確保・育成</u> <u>放課後児童クラブに従事する職員等に対して、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上の研修を実施するとともに、放課後児童支援員の処遇改善を支援し、人材確保・育成に努めます。</u></p> <p>(3) <u>新・放課後子ども総合プランの推進</u> <u>「新・放課後子ども総合プラン」及び「岡山県新・放課後子ども総合プラン実施方針」に基づき、市町村が連携・一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備・運営を円滑に行えるよう、教育委員会及び保健福祉部の連携の下、推進委員会を設置するとともに、資質向上・情報交換を図るための合同研修を開催します。</u></p>	<p><u>4 子ども・若者の居場所づくり</u></p> <p>〈施策の方向〉 <u>すべての子ども・若者が、安心して過ごせる場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、子どもが本来持っている主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、官民が連携・協働して居場所づくり推進します。</u></p> <p>〈重点施策〉 (1) <u>学校等における子ども・若者の居場所の充実</u> <u>学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全で安心な環境の下、他者との関わりの中で育つ場であることから、子ども・若者の多様なニーズや様々な背景も踏まえながら、居場所としての機能の充実を図ります。また、児童館等の児童福祉施設、公民館等の社会教育施設、ひきこもり地域支援センター、少年サポートセンターなど、既存の地域資源を活用した居場所づくりを推進するとともに、子ども・若者がライフステージの変化等に合わせた居場所を活用できるよう、積極的な情報発信を行います。</u></p> <p>(2) 放課後児童クラブの充実 地域の実情に応じて児童館や学校の余裕教室等を積極的に活用するなど、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、大規模なクラブについては、適正規模への分割を促進します。 また、市町村が実施又は助成する放課後児童クラブの運営に対して支援を行う<u>ほか、職員等に対して、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上の研修を実施するとともに、処遇改善を支援し人材確保・育成に努めるなど、放課後児童クラブの質の向上を図ります。併せて、岡山県・市町村子育て支援施策推進会議を通じて、市町村と連携を図りながら、待機児童の解消に向けた取組等を推進します。</u></p> <p>さらに、<u>障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置や、医療的ケア児の受入れに必要となる看護職員等の配置等</u>を促進するなど、必要な支援を行います。</p> <p>(削除) ※「Ⅲ 4 (2) 放課後児童クラブの充実」に統合</p> <p>(削除)</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>(新規) ※「Ⅲ 1 (1) ⑥放課後の学習支援」から移行</p> <p>(新規)</p> <p>3 地域・世代間交流の促進等</p> <p>〈施策の方向〉 子どもを取り巻く環境の大きな変化の中、<u>子どもたち</u>はゆとりのない生活を送り、社会性の不足、規範意識の低下等の問題が指摘されています。また、自分なりの考えをもち、表現する力が十分育っていないともいわれています。 そこで、高齢者等を含めた地域での交流活動を進めるほか、<u>若者の居場所づくりや社会参加の促進</u>を通じて、子どもの生きる力を育成します。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 地域・世代間交流の促進 子どもが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長できるよう、地域住民の力を積極的に活用し、地域と学校との連携・協働のもとに、乳幼児や高齢者・障害者との交流、自然が豊かな地域での自然体験、職業・育児・ボランティア等の多様な体験活動を通じての地域・世代間交流の機会を提供します。</p> <p>(2) <u>社会参加活動への支援</u> <u>地域のボランティア団体、青少年団体等と連携して、子どもたちがボランティア活動や自然体験、スポーツ活動の体験活動等を通して社会との関わりを学ぶことのできる継続的な活動の場を提供していきます。</u> <u>また、家庭、学校、地域等が協働して、青少年の居場所づくりや社会参加を促進し、困難を抱える子どもの立ち直りを支援します。</u></p>	<p><u>(3) 放課後子ども教室の充実</u> <u>子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、放課後子ども教室の実施を推進するとともに、放課後子ども教室と放課後児童クラブの参加児童が交流できるよう、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を促進します。</u></p> <p><u>(4) 民間団体との連携・協働による子ども・若者の居場所づくり</u> <u>子ども・若者の居場所の中には、子ども食堂、フリースクール、ユースセンターのように民間団体が主な担い手となっているものもあります。これまで民間団体が果たしてきた役割、自主性を踏まえるとともに、特別なニーズのある子ども・若者には、公的な関与の下で支援を提供するなど、その性格や機能に応じて、子ども・若者のライフステージの変化等により切れ目が生じないように、官民が連携・協働して居場所づくりを推進します。</u></p> <p>5 地域・世代間交流の促進等</p> <p>〈施策の方向〉 子どもを取り巻く環境の大きな変化の中、<u>子ども</u>はゆとりのない生活を送り、社会性の不足、規範意識の低下等の問題が指摘されています。また、自分なりの考えをもち、表現する力が十分育っていないともいわれています。 そこで、高齢者等を含めた地域での交流活動を進めるほか、<u>自然体験やスポーツ・文化活動等</u>を通じて、子どもの生きる力を育成します。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 地域・世代間交流の促進 子どもが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長できるよう、地域住民の力を積極的に活用し、地域と学校との連携・協働の下に、乳幼児や高齢者・障害者との交流、自然が豊かな地域での自然体験、職業・育児・ボランティア等の多様な体験活動を通じての地域・世代間交流の機会を提供します。</p> <p>(2) <u>多様な体験・スポーツ・文化活動の推進</u> ※<u>子若計画</u>と統合 <u>①体験型学習活動の推進</u> <u>子ども・若者の豊かな人間性、社会性、自己肯定感、忍耐力等を育成するため、県青少年教育センター関谷学校、県渋川青年の家、青少年の島、県自然保護センター等において、魅力あるプログラムなど、内容の充実に努めながら、自然とのふれあいや団体生活の機会を提供し、子ども・若者が主体的に活動する機会の充実に図り、豊かな心の育成を図ります。</u> <u>②生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進</u> <u>子ども・若者が、生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参加できるよう、スポーツに触れる機会の創出や、スポーツ関連情報の発信など、環境づくりに取り組みます。</u></p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

重点目標2 子ども・若者の自立を育む多様な交流

(2) 多様な体験・スポーツ・文化活動の推進

●体験活動の推進

子ども・若者の豊かな人間性、社会性、自己肯定感、忍耐力等を育成するため、県青少年教育センター閑谷学校、県渋川青年の家、青少年の島等において、魅力あるプログラムなど、内容の充実に努めながら、自然とのふれあいや団体生活の機会を提供し、子ども・若者が主体的に活動する機会の充実を図り、豊かな心の育成を図ります。

●生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進

子ども・若者が、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参加することができるよう、豊かなスポーツライフの構築と気軽にスポーツに親しむことができる機会の創出などに取り組みます。

また、地域資源を活用したスポーツ交流を促進することにより、スポーツによる地域づくりにつながるよう、スポーツを通じた地域の一体感や活力の醸成を図るとともに、地域スポーツ活動の指導者や未来に羽ばたくアスリートの育成・支援を行います。

●文化に親しむ環境づくり

子どもたちが、身近なところで文化に親しみ、理解と関心を高めることができるよう、県文化施設の利用促進や充実をはじめ、郷土の文化遺産に触れる機会や、美術や舞台芸術等の鑑賞機会の提供、文化芸術の専門家の学校派遣、学校における文化活動の充実等に取り組みます。

また、地域資源を活用したスポーツ交流等を促進することにより、地域の一体感や活力を醸成するとともに、地域でスポーツを支える人材やアスリートの育成・支援を行います。

③文化に親しむ環境づくり

子どもが、身近なところで文化に親しみ、理解と関心を高めることができるよう、県文化施設の利用促進や充実をはじめ、郷土の文化遺産に触れる機会や、音楽や舞台芸術等の鑑賞機会の提供、文化芸術の専門家の学校派遣、学校における文化活動の充実等に取り組みます。

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担 当 課
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合			
小学校6年生	<u>65.9% (H30)</u>	<u>71%</u>	義務教育課
中学校3年生	<u>44.1% (H30)</u>	<u>47%</u>	
<u>公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒率</u>	<u>28.4% (H30)</u>	<u>34%</u>	高校教育課
不読率(1ヶ月の読書数が0冊)			
小学校	<u>5.9% (H27)</u>	<u>3.0%</u>	生涯学習課
中学校	<u>17.2% (H27)</u>	<u>8.6%</u>	
高等学校	<u>29.9% (H27)</u>	<u>15.0%</u>	
放課後児童クラブ実施か所数	<u>583か所 (H30)</u>	<u>705か所</u>	子ども未来課
放課後児童支援員等資質向上研修修了者数	<u>476人 (H31.3)</u>	<u>1,400人</u>	子ども未来課
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

〈主要指標〉※「★」は子若計画から移行した指標

項 目	現 状	目 標	担 当 課
<u>「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合</u>			
小学校6年生	<u>60.4% (R5)</u>		義務教育課
中学校3年生	<u>37.5% (R5)</u>		
<u>インターンシップや企業訪問等を体験した高校生の割合</u>	<u>87.9% (R5)</u>		高校教育課
<u>子どもの不読率</u>			
小学校	<u>8.9% (R5)</u>		生涯学習課
中学校	<u>25.7% (R5)</u>		
高等学校	<u>51.0% (R5)</u>		
放課後児童クラブ実施箇所(支援の単位)数	<u>698箇所 (R5)</u>		子ども未来課
放課後児童支援員認定資格研修修了者数	<u>3,551人 (R5)</u>		子ども未来課
<u>「人が困っているときは進んで助けている」と回答した児童生徒の割合★</u>			
小学校6年生	<u>45.6% (R5)</u>		義務教育課
中学校3年生	<u>38.9% (R5)</u>		

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*				岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)			
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合★	【男子】 小学校5年生 中学校2年生 【女子】 小学校5年生 中学校2年生	72.1% (R5) 64.3% (R5) 53.5% (R5) 44.9% (R5)	保健体育課
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差★	小学校6年生 中学校3年生	-1ポイント +1ポイント (R5)	義務教育課
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と回答した児童生徒の割合★	小学校6年生 中学校3年生 県立高校生	84.1% (R5) 76.8% (R5) 65.8% (R5)	義務教育課 高校教育課
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	県内大学等及び高校からの海外留学生数★	大学等 高校	856人/年 (R5) 437人/年 (R5)	国際課 高校教育課・総務学事課
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	全国規模の理数・情報・政策提案等のコンテストへの県立高校生の参加者数★		806人/年 (R5)	高校教育課
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	家庭教育支援チームを設置している市町村数★		16市町村 (R5)	生涯学習課
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生 中学校3年生	80.8% (R5) 80.0% (R5)	義務教育課
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげている」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生 中学校3年生	80.4% (R5) 77.6% (R5)	義務教育課
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	「1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している」と回答した学校の割合	小学校6年生 中学校3年生	73.0% (R5) 63.9% (R5)	教育情報化推進室
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	コミュニティ・スクールを導入している公立学校の割合		69.8% (R5)	高校魅力化推進室 義務教育課

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>IV きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援</p> <p>社会的養護を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども、<u>発達障害のある子ども</u>への支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援を行います。</p> <p>1 社会的養育体制の充実</p> <p>〈施策の方向〉 社会的養護を必要とする子どもを含む、すべての子どもの育ちを保障する観点から、<u>子どもが権利の主体であることを明確にし</u>、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育体制の充実を図るとともに、家庭養育優先の理念のもと、実の親による養育が<u>困難であれば、養子縁組や里親による</u>養育を提供し、ケアニーズが高い場合は、<u>施設による</u>専門的ケアを行うなど、「岡山県社会的養育推進計画」に基づく取組を実施します。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 子どもの権利擁護の推進 <u>一時保護所</u>や施設、<u>里親のもとで養育されることとなった</u>子どもについて、それまで地域社会で構築してきた人間関係や地域環境に十分配慮し、支援の開始から終結まで子どもに伝わる方法で丁寧に説明を<u>行い</u>、子どもの最善の利益の確保を最優先にした適切な支援に努めます。 また、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の意見を表明する権利等の機会が保障されていることをわかりやすく伝えるとともに、弁護士等の第三者がそれを聴取し、岡山県社会福祉審議会へ<u>答申するなどの方法により</u>、意見を<u>受け止める体制の構築を図ります</u>。 さらに、市町村をはじめ、児童相談所、施設の職員や里親等を対象に、子どもの権利等に関する研修を行い、相談支援やケアの質の向上のための取組を推進します。</p> <p>(2) <u>市町村の体制強化に向けた支援</u> 地域のすべての<u>子どもと家庭の相談に対応する、子ども支援の専門性を持った「子ども家庭総合支援拠点」</u>の設置を<u>促進するとともに、子ども家庭支援に携わる職員への研修を通じて、市町村の人材育成を支援するなど</u>、市町村の体制強化を支援します。</p> <p>(3) <u>里親、養子縁組等の積極的な推進</u> 家庭的な環境のもとで子どもの愛着関係を形成しながら養育を行う里親委託を優先して検討できるよう、制度の普及啓発を図り、新規里親の開拓に取り組むとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施も促進し、社会的養護を必要とする<u>子ども全体に占める里親等への委託率を引き上げます</u>。</p>	<p>IV きめ細かなサポートが必要な子ども・<u>若者</u>や家庭への支援</p> <p>社会的養護を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども・<u>若者</u>への支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援を行います。</p> <p>1 社会的養育体制の充実</p> <p>〈施策の方向〉 社会的養護を必要とする子どもを含む、すべての子どもの育ちを保障する観点から、<u>権利の主体である子どもの参加の実現を目指し</u>、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育体制の充実を図るとともに、家庭養育優先<u>原則とパーマネンシー保障の理念の下</u>、実の親による養育が<u>困難な場合には、里親等家庭と同様の環境における</u>養育を提供し、ケアニーズが高い場合は、<u>施設において</u>専門的ケアを行うなど、「岡山県社会的養育推進計画」に基づく取組を実施します。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 子どもの権利擁護の推進 一時保護所<u>施設</u>や施設、<u>里親のもとで暮らす</u>子どもについて、それまで地域社会で構築してきた人間関係や地域環境に十分配慮し、支援の開始から終結まで子どもに伝わる方法で丁寧に説明を<u>行うとともに、子どもの意見を聴き、対話しながらともに進め</u>、子どもの最善の利益の確保を最優先にした適切な支援に努めます。 また、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の意見を表明する権利等の機会が保障されていることをわかりやすく伝えるとともに、弁護士等の第三者がそれを聴取し、岡山県社会福祉審議会へ<u>報告し、意見を求めるなど意見を子どもの支援や養育環境の改善、児童福祉施策等へ反映します</u>。 さらに、<u>様々な年齢や状況の子どもが、思いや願い、希望を表明することができるよう</u>、市町村をはじめ、児童相談所、施設の職員や里親等を対象に、子どもの権利等に関する研修を行い、相談支援やケアの質の向上のための取組を推進します。</p> <p>(2) <u>地域における包括的な支援体制の充実</u> 地域のすべての<u>妊産婦、子どもや家族の相談に対応する「こども家庭センター」</u>の設置を<u>進め、母子保健と児童福祉の連携をより一層図り、切れ目のない包括的な支援が行われるよう</u>、市町村の体制強化を支援します。</p> <p>(3) <u>里親等の積極的な推進</u> 家庭と同様の環境のもとで子どもの愛着関係を形成しながら養育を行う里親委託を優先して検討できるよう、制度の普及啓発を図り、新規里親の開拓に取り組むとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施も促進し、社会的養護を必要とする<u>子ども一人ひとりのニーズや背景に応じた養育環境が選択できるよう、整備を進めます</u>。</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>また、研修、相談、里親同士の相互交流<u>など</u>、里親養育を支援する体制の充実を図ります。</p> <p>(4) 施設の<u>小規模化</u>、地域分散化、多機能化等による<u>専門</u>機能強化 <u>ケアニーズの高い子どもなど、施設で養育することが適当な場合においても、ケア単位の小規模化を図るとともに地域分散化を推進し、地域の実情に即した計画的な取組を行います。</u> また、<u>心理療法、生活指導等を必要とする子どもや、地域での自立した生活が困難な親子への専門的なケアを行うため、児童養護施設等に里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進するとともに、</u>基幹的職員研修など、施設職員の専門性や支援技術の向上を図ります。</p> <p>(5) 自立支援の充実 施設や里親のもとで育った子どもたちが、施設退所後も自立に向けて円滑にスタートが切れるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、<u>生活費・家賃・資格取得に係る貸付けなど</u>の支援を行います。</p> <p>(6) 児童相談所の体制強化 ①児童福祉司の<u>増員</u> 子どもの最善の利益の実現を念頭に、子ども虐待発見時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子どもや親等への指導、市町村の支援等を行う児童福祉司を<u>増員します。</u></p> <p>②児童心理司の<u>増員</u> 虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリングや虐待を行った親への心理教育の充実等を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき支援を行う児童心理司を<u>増員します。</u></p> <p>③弁護士配置 子どもの最善の利益を守ることを目的に、<u>現在の配置に加えて、配置日以外の相談の円滑化を図るなど、より一層弁護士との連携を強化します。</u></p> <p>④一時保護の機能強化 必要な一時保護に適切に対応するとともに、子どもの安全確保と子どもの権利擁護を両立できるよう機能を<u>強化します。</u></p> <p>⑤人材の確保と育成機会の充実 児童相談所へ福祉や心理等を学ぶ大学生の実習を積極的に受け入れる取組等を通じて、児童相談所職員の人材確保を行うとともに、「岡山県児童相談所職員人材育成基本方針」に基づき、専門性の向上に向けた、体系的な育成機会を充実させます。</p>	<p>また、研修、相談、里親同士の相互交流<u>を進めるため、里親支援センターの設置等により</u>里親養育を支援する体制の充実を図ります。</p> <p>(4) 施設の<u>小規模かつ</u>地域分散化、多機能化等による機能強化 地域の実情に応じて、施設の<u>小規模化や地域分散化に向けて、計画的な整備が図られるよう支援を行います。</u> また、<u>ケアニーズの高い子どもへの支援のために、引き続き、地域の医療機関等との連携を図るとともに、看護師、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進します。また、</u>基幹的職員研修など、施設職員の専門性や支援技術の向上を図ります。</p> <p>(5) 自立支援の充実 施設や里親のもとで育った子どもたちが、施設退所後も自立に向けて円滑にスタートが切れるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、<u>相互交流を図る場の提供、児童自立生活援助事業の実施等</u>の支援を行います。</p> <p>(6) 児童相談所の体制強化 ①児童福祉司の<u>配置等</u> 子どもの最善の利益の実現を念頭に、子ども虐待発見時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子どもや親等への指導、市町村の支援等を行う児童福祉司を<u>配置するとともに、OJTやスーパービジョン等人材育成の充実により職員の専門性の向上と職場定着を図ります。</u></p> <p>②児童心理司の<u>配置等</u> 虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリングや虐待を行った親への心理教育の充実等を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき支援を行う児童心理司を<u>配置します。</u></p> <p>③弁護士の配置 子どもの最善の利益を守ることを目的に、<u>迅速かつタイムリーに相談を行える体制を継続し、引き続き、児童相談所の法的対応体制の強化を図ります。</u></p> <p>④一時保護の機能強化 必要な一時保護に適切に対応するとともに、子どもの安全確保と子どもの権利擁護を両立できるよう機能を<u>強化、環境整備を行います。</u> <u>また、一時保護開始時の司法審査について、円滑な導入を図ります。</u></p> <p>⑤人材の確保と育成機会の充実 児童相談所へ福祉や心理等を学ぶ大学生の実習を積極的に受け入れる取組等を通じて、児童相談所職員の人材確保を行うとともに、「岡山県児童相談所職員人材育成基本方針」に基づき、専門性の向上に向けた、体系的な育成機会を充実させます。</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

○県の児童福祉司・児童心理司の増員計画

	令和元年度		令和4年度
	配置数	必要数	必要数
児童福祉司	33人	32人	41人
里親養育支援児童福祉司	3人	1人	3人
市町村支援児童福祉司	0人	1人	1人
児童心理司	19人	16人	21人

2 子ども虐待防止対策の充実

〈施策の方向〉

子どもの虐待については、児童相談所の相談対応件数が年々増加傾向にあり、全国で重篤な事案が後を絶たないなど、深刻な社会問題となっています。

このため、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画を毎年策定し、すべての子どもの人権が尊重され、子どもの最善の利益を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見・早期対応、自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断つことを目指します。

〈重点施策〉

(新規)

重点目標5 子ども・若者の被害防止と保護

(1) 子ども虐待防止対策の推進

●児童相談所の体制の強化と市町村への支援

社会全体の問題である子ども虐待については、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づき、県民の理解が深まるよう啓発を進めるとともに、児童相談所の体制強化や職員の資質向上を図り、発生予防から早期発見・早期対応、自立支援まで、市町村等の関係機関が一丸となって、切れ目ない対策を推進します。

また、市町村の対応力の強化に向けて、子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、虐待対応力の向上のための研修会の開催や、市町村要保護児童対策地域協議会に学識経験者、弁護士、医師等からなる専門チームを派遣することにより、機能強化を図ります。

(1) すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり

「しつけ」と称する子どもへの暴力や子ども虐待と女性への暴力（DV）防止等の広報・啓発活動や「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画等の公表を行い、子ども虐待防止に向けた県民の気運の醸成を

(削除)

2 子ども虐待防止対策の充実

〈施策の方向〉

子どもの虐待については、児童相談所の相談対応件数が年々増加傾向にあり、全国で重篤な事案が後を絶たないことや、宗教二世やヤングケアラー問題なども深刻な社会問題となっています。

このため、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画を毎年策定し、すべての子どもの人権が尊重され、子どもの最善の利益を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見・早期対応、自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断つことを目指します。

また、子どもへの虐待対応に携わる支援者に対する体系的、継続的な研修等を通じて、人材の育成を図ります。

〈重点施策〉

(1) 児童相談所の機能強化と市町村への支援 ※子若計画から移行

社会全体の問題である子ども虐待については、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づき、県民の理解が深まるよう啓発を進めるとともに、児童相談所の機能強化や職員の資質向上を図り、発生予防から早期発見・早期対応、自立支援まで、市町村等の関係機関が一丸となって、切れ目ない対策を推進します。

また、市町村の対応力の強化に向けて、虐待対応力の向上のための研修会を開催するとともに、こども家庭センターの設置や市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化が図られるよう支援します。

(2) すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり ※子若計画と統合

子どもは権利の主体であることを社会全体で共有し、子どもが自らSOSを発信できる社会風土を醸成するとともに、「しつけ」と称する子どもへの暴力や子ども虐待と配偶者等からの暴力（DV）防止等の広報・啓

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>図るとともに、子ども家庭支援に携わる関係機関の取組を周知します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重点目標5 子ども・若者の被害防止と保護</p> <p>(1) 子ども虐待防止対策の推進</p> <p>●DV対策の推進</p> <p>配偶者等からの暴力(DV)は、子どもの目の前で配偶者等へ暴力を振るう、いわゆる「面前DV」をはじめ子ども虐待との関連が指摘されるなど、複雑化・多様化しています。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的にDVの潜在化や深刻化も懸念されています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、被害者とその子どもに寄り添った相談支援や、保護、自立支援に向けて、相談窓口の周知をはじめ、潜在化するDVリスクの認知向上や、関係機関・団体の連携強化に取り組みます。</p> </div> <p>(2) 子どもへの虐待の予防</p> <p>市町村や保健所、おかやま妊娠・出産サポートセンター等において、妊娠・出産に関する不安や悩みに対する相談を行います。また、医療機関、市町村、保健所等が連携して支援を行う「妊娠期からの切れ目のない母子支援システム」の運用とともに妊娠の届出、健康診査、乳児全戸家庭訪問事業、養育支援訪問事業などあらゆる機会をとらえて、<u>育児不安や育児負担の軽減となるような支援を行います。</u>さらに、孤立した中での妊娠・出産・<u>育児</u>にならないよう、愛育委員などの健康づくりボランティア、<u>民生委員・児童委員</u>など地域の住民とも連携し、妊婦や親子を見守り <u>はぐくむ</u> 地域づくりを行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重点目標5 子ども・若者の被害防止と保護</p> <p>(1) 子ども虐待防止対策の推進</p> <p>●学校等における子どもの虐待防止の取組の充実</p> <p>子ども虐待の予防や早期発見、虐待を受けた子どもの自立支援のために、教職員を対象に子ども虐待防止に係る専門的な研修を実施するなど、対応力の向上を図ります。</p> <p>また、社会福祉等の専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会などの関係機関と効果的に連携し、地域のネットワークを強化することにより、子どもの保護に関する相談や子ども・家庭への対応を充実させます。</p> </div> <p>(新規)</p> <p>(3) 子どもへの虐待の早期発見・早期対応</p> <p>パンフレットの配布、ホームページへの掲載等、あらゆる機会を捉えて、子育てに関する相談窓口や子ども虐待通告窓口の広報・啓発活動を行います。</p>	<p>発活動や「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画等の公表を行い、子ども虐待防止に向けた県民の気運の醸成を図るとともに、子ども家庭支援に携わる関係機関の取組を周知します。</p> <p><u>また、配偶者等からの暴力(DV)は、子どもの目の前で配偶者等へ暴力を振るう、いわゆる「面前DV」をはじめ子ども虐待との関連が指摘されるなど、複雑化・多様化している状況を踏まえ、被害者とその子どもに寄り添った相談支援や、保護、自立支援に向けて、相談窓口の周知をはじめ、潜在化するDVリスクの認知向上や、関係機関・団体の連携強化に取り組みます。</u></p> <p>(3) 子どもへの虐待の予防</p> <p>①<u>地域における取組</u> ※<u>子若計画</u>と統合</p> <p>市町村や保健所、おかやま妊娠・出産サポートセンター等において、妊娠・出産に関する不安や悩みに対する相談を行います。また、医療機関、市町村、保健所等が連携して支援を行う「妊娠期からの切れ目のない母子(親子)支援システム」の運用とともに妊娠の届出、健康診査、乳児全戸家庭訪問事業、養育支援訪問事業などあらゆる機会をとらえて、<u>子育ての不安や負担の軽減となるような支援を行うとともに、必要時に相談ができるよう、相談窓口の周知に取り組みます。</u>さらに、孤立した中での妊娠・出産・<u>子育て</u>にならないよう、愛育委員などの健康づくりボランティア、<u>民生(児童)委員</u>など地域の住民とも連携し、妊婦や親子を見守り <u>育む</u> 地域づくりを行います。</p> <p>②<u>学校等における取組の充実</u> ※<u>子若計画</u>から移行</p> <p><u>子ども虐待の予防や早期発見、虐待を受けた子どもの自立支援のために、教職員を対象に専門的な研修を実施するなど、対応力の向上を図ります。</u></p> <p><u>また、社会福祉等の専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会などの関係機関と効果的に連携し、地域のネットワークを強化することにより、子どもの保護に関する相談や子ども・家庭への対応を充実させます。</u></p> <p>③<u>子ども虐待防止対策等の更なる強化</u></p> <p><u>性的虐待等を受けた子どもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、子どもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組みます。</u></p> <p>(4) 子どもへの虐待の早期発見・早期対応</p> <p>パンフレットの配布、ホームページへの掲載等、あらゆる機会を捉えて、子育てに関する相談窓口や子ども虐待通告窓口の広報・啓発活動を行います。</p> <p><u>また、地域において包括的な支援が行えるよう、こども家庭センターの設置を促進し、市町村の相談支援体制の強化をサポートします。</u></p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>(4) 虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援</p> <p>①要保護児童対策地域協議会の機能強化</p> <p>子どもを守る地域ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」に配置されている要保護児童調整機関の担当者へ研修を<u>行うとともに、市町村へ弁護士、精神科医、児童福祉司、児童心理司、保健師等の専門職を集中的に派遣する</u>など、機能強化を<u>図り、ノウハウを共有します</u>。</p> <p>②関係機関との役割分担や連携の推進</p> <p>学校での適切な対応のための手引きや、子ども家庭支援に携わる職員の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン」や「『子どもが心配』チェックシート（岡山版）」、子どもが置かれている状況を的確に把握し、子どもや親が参画して実効性のある支援を展開するための「子どもの育ちのニーズシート」等のアセスメントツールを積極的に活用するとともに、必要性に応じて新たな開発を行い、市町村をはじめとする関係機関との役割分担や連携を推進します。</p> <p>③親子関係再構築支援の充実</p> <p>児童相談所は、子どもの育ちのニーズが適切に満たされ、子どもと家族の生活が地域で継続できるよう家族支援の充実を図るとともに、再び虐待が繰り返されないよう医学的知見や心理学的知見に基づく親への<u>指導体制を整えます</u>。</p> <p>(新規)</p> <p>(5) 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証</p> <p>子ども虐待による重大事例（死亡等）が発生した場合については、事例を分析・検証し、明らかになった問題点・課題から具体的な再発防止のための策を講じます。</p> <p>また、市町村が行う検証に対して、専門的な助言を行うなどの支援を行います。</p> <p>3 障害や<u>困難を有する</u>子ども・若者への施策の充実</p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>障害のある子どもへの施策については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校や小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の充実と教育体制の整備に努めます。</p> <p>また、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者について、関係機関が連携して支援を行うた</p>	<p>(5) 虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援</p> <p>①要保護児童対策地域協議会の機能強化</p> <p>子どもを守る地域ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」に配置されている要保護児童調整機関の担当者へ研修を<u>行う</u>など、機能強化を<u>図ります</u>。</p> <p>②関係機関との役割分担や連携の推進</p> <p>学校での適切な対応のための手引きや、子ども家庭支援に携わる職員の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン」や「『子どもが心配』チェックシート（岡山版）」<u>により</u>、子どもが置かれている状況を的確に把握し、子どもや親が参画して実効性のある支援を展開するための「子どもの育ちのニーズシート」等のアセスメントツールを積極的に活用するとともに、必要性に応じて新たな開発を行い、市町村をはじめとする関係機関との役割分担や連携を推進します。</p> <p>③親子関係再構築支援の充実</p> <p>児童相談所は、子どもの育ちのニーズが適切に満たされ、子どもと家族の生活が地域で継続できるよう家族支援の充実を図るとともに、再び虐待が繰り返されないよう医学的知見や心理学的知見に基づく親への<u>支援機能を強化します</u>。</p> <p><u>子どもの最善の利益の実現を目的に、子ども、親、家族、親族、地域等に対し、総合的な支援が行えるよう、関係者の連携強化を進めます</u>。</p> <p>(6) 支援者の人材育成</p> <p><u>市町村、児童相談所、保健所、学校、里親、施設職員等子どもへの虐待対応に携わる支援者に対する体系的、継続的な研修を通じて、人材の育成を図ります</u>。</p> <p><u>また、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の資格取得を促進し、児童相談所、市町村等の児童福祉に携わる支援者の専門性の向上を図ります</u>。</p> <p>(7) 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証</p> <p>子ども虐待による重大事例（死亡等）が発生した場合については、事例を分析・検証し、明らかになった問題点・課題から具体的な再発防止のための策を講じます。</p> <p>また、市町村が行う検証に対して、専門的な助言を行うなどの支援を行います。</p> <p>3 障害や<u>困難な状況にある</u>子ども・若者への施策の充実</p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>障害のある子ども・<u>若者</u>への施策については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校や小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の充実と教育体制の整備に努めます。</p> <p>また、社会生活を円滑に営む上での困難な状況にある子ども・若者について、関係機関が連携して支援を行</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>めのネットワークづくりを推進します。</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>(1) 障害のある子どもの支援</p> <p><u>ノーマライゼーションの理念に基づき、</u>障害のある子どもの健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などの実施により、子どもやその家族が継続的かつ適切な療育支援を受けられるよう、療育指導体制の充実を図ります。医療的ケア児については、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健・福祉・医療等の連携促進に努めるとともに、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成を推進します。</p> <p><u>また、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するため、教職員の専門性の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを見通した一貫した支援を行う体制づくりに努めるなど、特別支援教育の推進を図ります。</u></p> <p><u>こうした取組を推進することにより、障害のある子どもが将来自立できるよう支援の充実を努めます。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重点目標 4 困難な状況ごとの取組</p> <p>(2) 障害のある子ども・若者の支援</p> <p>●継続的かつ適切な支援の推進</p> <p>障害のある子ども・若者の健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などの実施により、子ども・若者やその家族が継続的かつ適切な療育支援を受けられるよう、市町村等とも連携して療育指導体制の充実を図ります。また、医療的ケア児については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立も踏まえ、引き続き、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健・福祉・医療等の連携促進に努めるとともに、総合的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。</p> <p>さらに、就労による自立と社会参加に向けて、キャリア教育を推進するとともに、企業と連携した就労体験の拡大や、就労・福祉等の関係機関との協働による就労支援体制の充実を図ります。</p> <p>●特別支援教育の推進</p> <p>特別支援学校においては、複数の障害種に対応した適切な教育ができる体制の整備、子どもたちへの適切な指導・支援の充実及び早期からのキャリア教育の推進を図るとともに、域内の小・中・高等学校等の特別支援教育を支えるセンター的機能の一層の強化を図ります。</p> <p>また、小・中・高等学校等においては、子どもたちの達成感、自己肯定感及び学習意欲を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級づくり、ICTの効果的な活用などを通じ、発達障害を含めた特別な支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関との連携体制を強化します。</p> <p style="text-align: right;">【次頁に続く】</p> </div>	<p>うためのネットワークづくりを推進します。</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>(1) 障害のある子ども・若者の支援 ※子若計画と統合</p> <p><u>①継続的かつ適切な支援の推進</u></p> <p>障害のある子ども・若者の健全な発達を支援する観点から、適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業の実施により、子ども・若者やその家族が継続的かつ必要な支援を受けられるよう、市町村等とも連携した療育指導・相談支援体制の充実を図ります。また、医療的ケア児については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立も踏まえ、引き続き、「岡山県医療的ケア児支援センター」を核に、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健・福祉・医療・教育等の関係機関が連携した総合的な支援を行うとともに、医療的ケア児とその家族の地域での生活を支えるため、レスパイトサービスの環境整備・充実を図ります。</p> <p><u>さらに、就労による自立と社会参加に向けて、キャリア教育を推進するとともに、企業と連携した就労体験の拡大や、労働・福祉等の関係機関と連携しながら就労支援体制の充実を図ります。</u></p> <p><u>②特別支援教育の推進</u></p> <p>特別支援学校においては、複数の障害種に対応した適切な教育ができる体制の整備や子どもへの適切な指導・支援の充実を図るほか、早期からのキャリア教育の推進や、域内の小・中・高等学校等の特別支援教育を支えるセンター的機能の一層の充実を図ります。</p> <p><u>また、小・中・高等学校等においては、子どもの達成感、自己肯定感及び学習意欲を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級づくり、ICTの効果的な活用などを通じ、発達障害を含めた特別な支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関との連携体制を強化します。</u></p> <p><u>③切れ目のない支援の充実と教職員の専門性の向上</u></p> <p><u>共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことができるよう配慮しながら、地域社会の中で相互理解を深めるための居住地校交流の取組を充実させます。</u></p> <p><u>また、一人ひとりの障害の状況等に応じ、合理的配慮の提供や通級指導教室等の多様な学びの場の充実を図り、就学前から高等学校卒業後までの長期的視点に立った支援の充実を図ります。</u></p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>重点目標 4 困難な状況ごとの取組</p> <p>(2) 障害のある子ども・若者の支援(続き)</p> <p>●インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の充実</p> <p>共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことができるよう配慮しながら、地域社会の中で相互理解を深めるための居住地校交流※の取組を充実させます。</p> <p>また、一人ひとりの障害の状況等に応じ、合理的配慮の提供や通級指導教室等の多様な学びの場の充実を図り、就学前から高等学校卒業までの長期的視点に立った支援の充実を図ります。</p> <p>(2) 発達障害のある子どもの支援</p> <p>発達障害のある子どもについては、その特性に応じた適切な支援のため、市町村や保健所、児童相談所、医療機関、発達障害者支援センター等の関係機関連携のもと、総合的な相談やライフステージに応じた支援を行うとともに、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努め、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。</p> <p>また、市町村に配置されている発達障害者支援コーディネーターの役割強化やスキルアップを図るなど、発達障害のある子どもを支援する市町村の取組をサポートするとともに、県民の正しい理解の促進を図ります。</p> <p>重点目標 4 困難な状況ごとの取組</p> <p>(2) 障害のある子ども・若者の支援</p> <p>●発達障害のある子ども・若者の支援体制の充実</p> <p>発達障害のある子ども・若者が、身近な地域において、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、自立した生活を送ることができるよう、市町村、保健所、児童相談所をはじめ、福祉・教育・労働等の関係機関・団体と連携して、家族も含めた幅広い支援策や、地域の身近なかかりつけ医をはじめとした対応力を備えた人材の育成などを計画的に進め、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。</p> <p><u>(3) 困難を有する子どもや若者の支援</u></p> <p><u>ニート、ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者について、青少年総合相談センターにおいて、相談しやすい体制を充実し、修学や就労に関する情報提供等を行います。また、国が設置する「おかやま地域若者サポートステーション」と連携しながら、職業的自立を支援します。</u></p> <p><u>様々な機関の専門性を生かし、重層的、継続的な支援を行うためのネットワークづくりに取り組むとともに、市町村にも同様のネットワークづくりを働きかけます。</u></p> <p>(新規)</p>	<p>岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)</p> <p>(2) 発達障害のある子ども・若者の支援 ※子若計画と統合</p> <p>発達障害のある子ども・若者が、身近な地域において、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、自立した生活を送ることができるよう、市町村や保健所、児童相談所、医療機関、発達障害者支援センター等の関係機関連携の下、家族も含めた幅広い支援や、地域の身近なかかりつけ医をはじめとした対応力を備えた人材の育成、また、子どもの心の診療拠点病院を中心に発達障害に専門的に携わる医師等の育成を進めるとともに、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努め、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。</p> <p>また、市町村に配置されている発達障害者支援コーディネーターの役割強化やスキルアップを図るなど、発達障害のある子ども・若者を支援する市町村の取組をサポートするとともに、県民の正しい理解の促進を図ります。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援</u> ※子若計画から移行</p> <p><u>①ニート等若年無業者の支援</u></p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

重点目標 4 困難な状況ごとの取組

(1) ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援

●ニート等若年無業者の支援

ニート等の若年無業者については、国が委託設置する「地域若者サポートステーション（サポステ）」を総合相談窓口として、企業における就業体験、就労支援セミナー、訪問相談等、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

また、若年失業者やフリーター等については、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」において、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの就職活動に関する支援をワンストップで提供します。

こうした取組を関係機関と連携して実施することにより、若者の職業的自立に向けた取組を支援します。

●ひきこもりの子ども・若者やその家族への支援

ひきこもり地域支援センターや保健所において電話や来所等による専門相談を実施し、市町村や関係機関と連携しながら、本人や家族の状況に応じた相談支援を実施するなど支援体制の充実を図ります。

また、ひきこもりサポーターを派遣して、本人や家族の相談に対応したり、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等の相談に応じることや座談会を開催することにより、家庭における対応能力の向上を図るとともに、対人関係等を醸成し、社会復帰への足がかりとするための居場所づくりを推進します。

●子ども・若者に対する総合的な支援と市町村の体制整備への支援

子ども・若者の育成・支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、雇用等の専門機関や団体で構成する「おかやま子ども・若者サポートネット」（県の子ども・若者支援地域協議会）において、相談等を通じて問題を早期に発見し、専門機関や団体と連携することにより必要な支援につなぐなど、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族に対して、総合的な支援を行います。

また、より身近な市町村において、困難を有する子ども・若者の支援に組織的に対応することができるよう、市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するほか、市町村が重層的支援体制整備事業を活用し、包括的な支援体制の構築に取り組む際には、必要な助言や情報提供を行うなど、市町村の取組を支援します。

(新規)

重点目標 4 困難な状況ごとの取組

(3) 少年の非行防止と立ち直り支援

●少年非行防止対策の推進

未来を担う少年の非行防止に向け、警察職員による学校訪問や非行防止教室、あいさつ運動等を通じて、規範意識の向上を図るとともに、保護者や警察ボランティア、事業者、地域住民等と連携・協働した非行防止対策を推進します。

【次頁に続く】

ニート等の若年無業者については、国が委託設置する「地域若者サポートステーション（サポステ）」を総合相談窓口として、企業における就業体験、就労支援セミナー、訪問相談等、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

また、若年失業者やフリーター等については、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」において、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの就職活動に関する支援をワンストップで提供します。

こうした取組を関係機関と連携して実施することにより、若者の職業的自立に向けた取組を支援します。

②ひきこもりの子ども・若者やその家族への支援

ひきこもり地域支援センターや保健所において電話や来所等による専門相談を実施し、市町村や関係機関と連携しながら、本人や家族の状況に応じた相談支援を実施するなど支援体制の充実を図ります。

また、ひきこもりサポーターを派遣して、本人や家族の相談に対応したり、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等の相談に応じることや座談会を開催することにより、家庭における対応能力の向上を図るとともに、対人関係等を醸成し、社会復帰への足がかりとするための居場所づくりを推進します。

県精神保健福祉センターにおいて、大学生を対象とした出前講座を行い、ストレスの対処法、相談窓口等を周知し、若者のこころの健康の維持向上を推進します。

③子ども・若者に対する総合的な支援と市町村の体制整備への支援

子ども・若者の育成・支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、雇用等の専門機関や団体で構成する「おかやま子ども・若者サポートネット」（県の子ども・若者支援地域協議会）において、相談等を通じて問題を早期に発見し、専門機関や団体と連携することにより必要な支援につなぐなど、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者やその家族に対して、総合的な支援を行います。

また、子ども・若者のより身近な窓口である市町村において、それぞれの実情に沿った体制整備が進むよう、市町村の取組を支援します。

(4) 少年の非行防止と立ち直り支援 ※子若計画から移行

①少年非行防止対策の推進

未来を担う少年の非行防止に向け、警察職員による学校訪問や非行防止教室等を通じて、規範意識の向上を図るとともに、保護者や警察ボランティア、事業者、地域住民等と連携・協働した非行防止対策を推進します。

②立ち直り支援活動の推進

非行少年やその保護者に対し、少年サポートセンターの少年育成官が中心となり、継続的に連絡を取り、一人ひとりの少年の状況やニーズに応じて、相談や助言を行うとともに、ボランティアや地域住民、関係機関等と連携・協働しながら、各種体験活動や心理療法等を活用した面接、少年の居場所づくり、就学・就労

重点目標 4 困難な状況ごとの取組

(3) 少年の非行防止と立ち直り支援

●再犯防止に向けた総合的な取組の推進

犯罪をした者や非行少年等の中には、安定した仕事や住居がない、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けての支援を必要とする者が多く存在するにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま犯罪を繰り返していることも少なくありません。

このため、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援するとともに、犯罪や非行を予防し、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、関係機関・団体と連携しながら、「岡山県再犯防止推進計画」に基づく各種の施策を総合的かつ計画的に推進します。

●立ち直り支援活動の推進

非行少年やその保護者に対し、少年サポートセンターの少年補導員が中心となり、継続的に連絡を取り、一人ひとりの少年の状況やニーズに応じて、相談や助言を行うとともに、ボランティアや地域住民、関係機関等と連携・協働しながら、各種体験活動や心理療法等を活用した面接、少年の居場所づくり、就学・就労に向けた支援、社会貢献活動の促進などにより、自己肯定感を高め、規範意識の向上や社会との絆を強化し、立ち直りを支援します。

また、「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動強調月間」を中心に、懸垂幕の掲出、新聞紙面広告を掲載するなど、広く県民に再犯防止と立ち直り支援に対する理解を深める啓発事業を実施します。

(新規)

重点目標 4 困難な状況ごとの取組

(4) いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応

●いじめや暴力行為等への対策の推進

いじめや暴力行為等の問題行動を初期段階で確実にとらえ、解決に向けた取組を徹底するため、「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づく取組や、教職員の指導力の向上、全教職員が一体となった生徒指導体制の構築とミドルリーダーの育成、専門家等の活用に取り組みます。また、学校と警察が連携しながら非行防止教室やインターネットモラル教室などを実施し、規範意識の向上に努めるとともに、いじめ等を早期に発見するためのアプリを利用した匿名による相談・報告システムの活用、問題行動の解消・未然防止に向けた児童会・生徒会の自主的・自発的な活動等を促進します。

●関係機関との連携

問題行動や非行等への効果的な対応に向け、学校と警察、児童相談所、少年保護関係機関等との連携・協働を図ります。また、複雑な家庭環境等、就学前からの早期対応の重要性を踏まえ、学校、幼稚園、保育所、スクールソーシャルワーカー、保健師、民生委員等の連携を密にした取組を推進します。

【次頁に続く】

に向けた支援、社会貢献活動の促進などにより、自己肯定感を高め、規範意識の向上や社会との絆を強化し、立ち直りを支援します。

③再犯防止に向けた総合的な取組の推進

犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援するとともに、犯罪や非行を予防し、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、関係機関・団体と連携しながら、「第2次岡山県再犯防止推進計画」に基づく各種の施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動強調月間」を中心に、広く県民各層に訴える広報媒体や手法を用いて、再犯防止に対する理解を深める啓発事業を実施します。

(5) いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応 ※子若計画から移行

①いじめや暴力行為等への対策の推進

いじめや暴力行為等の問題行動を初期段階で確実にとらえ、解決に向けた取組を徹底するため、「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づく取組や、教職員の指導力の向上、全教職員が一体となった生徒指導体制の構築と次世代リーダーの育成、専門家等の活用に取り組みます。また、学校と警察が連携しながら非行防止教室などを実施し、規範意識の向上に努めるとともに、いじめ等を早期に発見するためのアプリを利用した匿名による相談・報告システムの活用、児童生徒1人1台端末を活用した心の健康観察の実施、問題行動の解消・未然防止に向けた児童会・生徒会の自主的・自発的な活動等を促進します。

②関係機関との連携

問題行動や非行等への効果的な対応に向け、学校と警察、児童相談所、少年保護関係機関等との連携・協働を図ります。また、複雑な家庭環境等、就学前からの早期対応の重要性を踏まえ、学校、幼稚園、保育所、スクールソーシャルワーカー、保健師、民生委員等の連携を密にした取組を推進します。

③不登校問題への対応

誰一人取り残されない学びの実現に向け、教師主導型の授業から、一人ひとりの学習進度や興味関心に応じた学びへの転換や子どもの主体的・自立的な活動を積極的に進めるなど、誰もが通いたくなる魅力ある学校づくりを推進し、不登校の未然防止に取り組みます。また、不登校傾向の子どもに対しては、「長期欠席・不登校対策スタンダード」に基づき、個々の状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家との連携等、組織対応を徹底するとともに、自立応援室の設置促進、県教育支援センターやオンライン上の居場所づくり、学びの多様化学校の設置に対する指導・助言など、多様な学びの場を用意し、社会的自立に向けた支

重点目標 4 困難な状況ごとの取組

(4) いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応（続き）

●不登校問題への対応

不登校問題への組織的な対応に向け、「長期欠席・不登校対策スタンダード」に基づき、校長の強いリーダーシップのもと、不登校対策担当教員を中心として、教職員等がそれぞれの役割や支援方法について共通理解し、連携・協力するとともに、スクールカウンセラーや地域の人材の活用、医療の視点からのアプローチなどにより、不登校の未然防止や早期発見ができるよう学校の組織的対応力を強化します。

また、不登校等の要因は、いじめや発達障害、虐待等の家庭環境などの背景が複雑に絡んでいることが多いため、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、関係機関との効果的な連携を図ることで、より有効な支援を行うことができる体制の強化を進めます。

●子ども・若者一人ひとりの悩みに応じた支援

新型コロナウイルス感染症が及ぼす子どもへの影響も懸念されるため、学校においては、教員や養護教諭、スクールカウンセラー等が児童生徒の様子を注意深く観察するとともに、教職員による情報共有やアンケート等により、児童生徒の状態をきめ細かく把握し、積極的に声かけや教育相談などを行います。

岡山県青少年総合相談センターにおいては、関係機関と連携しながら、子ども・若者一人ひとりの悩みに寄り添った相談や適切な支援機関につなぐなどの支援を行います。

また、子ども・若者のコミュニケーションツールの変化を踏まえ、SNS 相談の試行を実施し、効果と課題を検証することにより、子ども・若者が相談しやすい体制について検討します。

さらに、高等学校中途退学者や、学校に行きづらいつ感じている児童生徒等に対して、専任のコーディネーターや公認心理師が本人や保護者の悩みや希望に寄り添いながら、就学継続や進路変更、就労等に向けた支援に取り組みます。

(新規)

重点目標 4 困難な状況ごとの取組

(6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援

●自殺防止のための対策

全国において、15歳から39歳までの死因の第1位を自殺が占める状態が続いており、20歳未満の自殺者数は平成29(2017)年以降増加が続いています。

これからの将来が期待される若者が自らの命を絶つことはあってはならないことであり、岡山県自殺対策推進センターや民間団体、国などが実施する SNS 相談を含む相談窓口の周知や、家庭や地域における見守りの促進に取り組みます。

さらに、学校においては、悩みを抱える児童生徒の早期発見や相談窓口の周知に努めるほか、児童生徒自らが SOS を発する方法を学ぶとともに、教職員を対象とした SOS の出し方に関する学習プログラムの実施を通じて、教職員の自殺予防に対する理解の促進と児童生徒の SOS への対応力の向上等に取り組みます。

【次頁に続く】

援を行います。

また、不登校等の要因は、いじめや発達障害、虐待等の家庭環境などの背景が複雑に絡んでいることが多いため、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、青少年総合相談センター、フリースクール、医療・福祉等の関係機関・団体との効果的な連携を図ることで、より有効な支援を行うことができる体制の強化を進めます。

④子ども・若者一人ひとりの悩みに応じた支援

教員や養護教諭、スクールカウンセラー等が児童生徒の様子を注意深く観察するとともに、児童生徒1人1台端末を活用した心の健康観察等の実施や、教職員による情報共有やアンケート、教育相談等により、児童生徒の状態をきめ細かく把握し、心や体調の変化を早期に発見し、早期支援につなげます。

岡山県青少年総合相談センターにおいては、関係機関と連携しながら、子ども・若者一人ひとりの悩みに寄り添った相談や適切な支援機関につなぐなどの支援を行います。

また、コミュニケーションツールの変化を踏まえ、SNS相談を実施するなど、子ども・若者やその保護者が相談しやすい体制を整備するとともに、相談窓口の周知を図ります。

さらに、高等学校中途退学者や、学校に行きづらいつ感じている児童生徒等に対して、専任のコーディネーターや公認心理師が本人や保護者の悩みや希望に寄り添いながら、就学継続や進路変更、就労等に向けた支援に取り組みます。

(6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援 ※子若計画から移行

①自殺防止のための対策

これからの将来が期待される子ども・若者が自らの命を絶つことはあってはならないことであり、岡山県自殺対策推進センターや民間団体、国などが実施する SNS 相談を含む相談窓口の周知や、家庭や地域における見守りの促進に取り組みます。

また、多職種の専門家で構成する子ども・若者対応アウトリーチチームを設置し、地域の支援者が直面する困難な事例に対し早期介入や、助言を行います。

さらに、学校においては、悩みを抱える児童生徒の早期発見や相談窓口の周知に努めるほか、児童生徒自らが SOS を発する方法を学ぶとともに、教職員を対象とした SOS の出し方に関する学習プログラムの実施を通じて、教職員の自殺予防に対する理解の促進と児童生徒の SOS への対応力の向上等に取り組みます。

②外国人の子ども・若者への支援

外国人の子ども・若者が、生活のあらゆる場面において地域社会の一員として安心して暮らし、生き生きと活躍できる多文化共生社会を築いていくため、学校、行政及び各種団体が開催する世界の国々の歴史・文化、生活習慣等に関する教育、学習、交流など、様々な機会を通じて外国人に対する偏見や差別をなくす取組を進めます。

重点目標 4 困難な状況ごとの取組

(6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援(続き)

●外国人の子ども・若者への支援

外国人の子ども・若者が、生活のあらゆる場面において地域社会の一員として安心して暮らし、生き生きと活躍できる多文化共生社会を築いていくため、学校、行政及び各種団体が開催する世界の国々の歴史・文化、生活習慣等に関する教育、学習、交流など、さまざまな機会を通じて外国人に対する偏見や差別をなくす取組を進めます。

また、外国人の児童生徒が、学校において、安心して勉学に励むことができるよう、外国人児童生徒等の指導に当たる人材の確保や資質能力の向上など受入体制の整備を図るとともに、児童生徒等に日本語学習支援等を行うボランティアの養成及び派遣を行います。

さらに、県や市町村、NGO、NPO等の連携により、多言語による生活情報の提供や、相談窓口での対応、日本語学習支援などのコミュニケーション支援や子育て、就労、保健・医療・福祉、防災などさまざまな場面での生活支援を進めます。

●多様な性への理解の促進

一人ひとりの人間が持っている性には「性的特徴」(身体の性)、「性自認」(心の性)、「性的指向」(好きになる性)の要素が組み合わさっており多様です。

LGBTなどの性的マイノリティについては、一部の自治体において、「パートナーシップ制度」等の取組が始まるなど、性の多様性についての認識が浸透しつつありますが、いまだ周囲の理解が十分ではないことから、偏見や差別に苦しんだり、日常生活を送る上で暮らしにくい状況に置かれることがあります。

こうした状況を踏まえ、性自認や性的指向等を理由に偏見や差別を受けることなく、自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発・教育を推進するとともに、学校においても、性別に違和感を持つ児童生徒に対して、きめ細かな対応を行います。

●ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーについては、子どもが家事や家族の世話を担い、年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負うことにより、子どもの成長や教育などに影響がある可能性や、子ども自身が周りに相談しづらく問題が表面化しにくい傾向があることが指摘されています。

こうした状況を踏まえ、福祉や教育の関係者に対して研修を実施するとともに、担当部局や市町村、関係機関が連携しながら、悩みを抱える子どもたちの早期発見・早期把握を行い、必要な支援につなげる取組を進めます。

●社会的養護経験者への支援

社会的養護を受けている子どもたちは、家族等からの援助を受けにくく、さまざまな生活・就学・就労上の問題を抱えることがあります。

そうした子どもたちが、大学等への進学や社会に出る前に、自立に向けた主体性と必要な知識や技術を身につけることができるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、生活費・家賃・資格取得に係る貸し付けなどの支援を行います。

また、外国人の児童生徒が、学校において、安心して勉学に励むことができるよう、指導に当たる人材の確保や資質能力の向上など受入体制の整備を図るとともに、日本語学習支援等を行うボランティアの養成及び派遣を行います。

さらに、県や市町村、NGO、NPO等の連携により、多言語による生活情報の提供や、相談窓口での対応、日本語学習支援などのコミュニケーション支援や子育て、就労、保健・医療・福祉、防災など様々な場面での生活支援を進めます。

③多様な性への理解の促進

性的指向(好きになる性)やジェンダーアイデンティティ(性自認・こころの性)等を理由に偏見や差別を受けることなく、自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発・教育を推進するとともに、学校においても、性別に違和感を持つ児童生徒に対して、きめ細かな対応を行います。

④ヤングケアラーへの支援

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者(ヤングケアラー)への支援に向けては、学校をはじめ、福祉、介護、医療等に係る関係機関が情報共有や連携を図りながら、早期発見・早期把握を行い、本人の心情にも十分配慮した上で、必要な支援につなげるとともに、年齢によって支援が途切れることのないよう、要保護児童対策調整機関と子ども・若者支援調整機関との連携を強化します。

⑤社会的養護経験者等への支援

社会的養護を受けている子どもたちは、家族等からの援助を受けにくく、様々な生活・就学・就労上の問題を抱えることがあります。

そうした子どもたちが、大学等への進学や社会に出る前に、自立に向けた主体性と必要な知識や技術を身につけることができるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、生活費・家賃・資格取得に係る貸付などの支援を行います。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>(新規)</p> <p>4 ひとり親家庭の自立支援</p> <p>〈施策の方向〉 母子世帯については、正規の職員・従業員として働く人の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。 ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、生活や経済的自立の支援、就業支援を総合的に実施し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 相談機能の強化 ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子・父子自立支援員等に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、「ひとり親家庭支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要な助言や情報提供を行います。</p> <p>(2) 子育て・生活支援の強化 ひとり親家庭等が安心して生活し、働きながら子育てができるようにするために、多様な保育サービスなどの子育て支援を活用してもらうとともに、ひとり親家庭が疾病などの理由により、生活援助や保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業や子どもの居場所づくりに取り組みます。</p> <p>(3) 経済的自立の支援 児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭及び寡婦が自立できるよう、経済的支援を推進します。 また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が<u>確実に</u>確保されるよう、<u>母親等が</u>養育費の取決め等のため<u>家庭裁判所等を訪れる場合の同行</u>支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発や相談対応を<u>実施します</u>。</p> <p>(4) 就業支援の強化 <u>ひとり親家庭及び寡婦</u>の自立、生活の安定と向上を図るため、就業相談の実施、就業情報の提供などきめ細かな就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定を行います。 また、就職に有利な資格取得のための受講費用等を支援する自立支援給付金等の施策を推進するとともに、</p>	<p><u>⑥特定分野に特異な才能のある子ども・若者への支援</u> <u>特定分野に特異な才能のある子ども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう支援します。</u></p> <p>4 ひとり親家庭等の自立支援</p> <p>〈施策の方向〉 母子世帯については、正規の職員・従業員として働く人の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。 ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、生活や経済的自立の支援、就業支援を総合的に実施し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 相談機能の強化 ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子・父子自立支援員等に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、「ひとり親家庭支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要な助言や情報提供を行います。</p> <p>(2) 子育て・生活支援の強化 ひとり親家庭等が安心して生活し、働きながら子育てができるようにするために、多様な保育サービスなどの子育て支援を活用してもらうとともに、ひとり親家庭等が疾病などの理由により、生活援助や保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業や子どもの居場所づくりに取り組みます。</p> <p>(3) 経済的自立の支援 <u>ひとり親家庭等に対する</u>児童扶養手当の支給や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭等が自立できるよう、経済的支援を推進します。 また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が確保されるよう、<u>国において創設された法定養育費などの今後の運用を注視しながら、引き続き、母親等への</u>養育費の取決め等のための支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発、<u>関係機関の窓口職員への研修の実施を通じた養育費確保のための</u>相談対応力の向上を図ります。</p> <p>(4) 就業支援の強化 ひとり親家庭等の自立、生活の安定と向上を図るため、<u>ひとり親家庭支援センターによる</u>就業相談の実施、就業情報の提供などきめ細かな就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定を行います。 また、<u>母子家庭の母親等に対する職業訓練により、就労機会の確保に努めるとともに、</u>就職に有利な資格取</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>ひとり親家庭の親や子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の負担を軽減し、学び直しを支援します。</p> <p>5 子どもの貧困対策の推進</p> <p>〈施策の方向〉 子どもの貧困問題が社会問題化する中、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがあってはならないことです。児童の権利に関する条約の精神に則って、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困対策を進めていく必要があります。</p> <p>このため、国において改定された「<u>子供の貧困対策に関する大綱</u>」を踏まえ、関係機関の連携の<u>もと</u>、子ども一人ひとりが夢や希望を持って未来を切り拓ける環境づくりを目指し、教育、生活、保護者に対する就労の支援など、地域や社会全体で取り組むべき課題であるという意識を<u>もって</u>、子どもの貧困対策を総合的に推進します。</p> <p>また、<u>子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正</u>により、計画策定が市町村の努力義務と<u>されたことから</u>、県内全域で対策が進むよう、市町村の取組を支援します。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 教育の支援 <u>学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重点目標 4 困難な状況ごとの取組 (5) 子どもの貧困対策の推進 ●教育の支援 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。</p> </div> <p>①<u>幼児教育・保育の質の向上</u> <u>年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。</u> <u>そのため、「幼児教育センター」を拠点として関係機関等と連携を図りながら、教育・保育に携わる人材の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、市町村において作成された接続カリキュラムの実施・改善のための取組の支援を行うことで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させていきます。</u></p>	<p>得のための受講費用等を支援する自立支援給付金等の施策を推進するとともに、ひとり親家庭の親や子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の負担を軽減し、学び直しを支援します。</p> <p>5 子どもの貧困対策の推進</p> <p>〈施策の方向〉 子どもの貧困問題が社会問題化する中、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがあってはならないことです。児童の権利に関する条約の精神に則って、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困対策を進めていく必要があります。</p> <p><u>さらに、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があり、子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であります。</u></p> <p>このため、国において改定された「<u>こども大綱</u>」を踏まえ、関係機関の連携の<u>下</u>、子ども一人ひとりが夢や希望を持って未来を切り拓ける環境づくりを目指し、教育、生活、保護者に対する就労の支援など、地域や社会全体で取り組むべき課題であるという意識を<u>持って</u>、子どもの貧困対策を総合的に推進します。</p> <p>また、<u>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</u>により、計画策定が市町村の努力義務と<u>されていることから</u>、県内全域で対策が進むよう、市町村の取組を支援します。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 教育の支援 ※<u>子若計画</u>と統合</p> <p>(削除)</p>

*「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>②地域に開かれた学校プラットフォーム <u>(スクールソーシャルワーカー等が機能する体制の構築)</u> スクールソーシャルワーカー等を活用した、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを推進するとともに、<u>スクールカウンセラー等</u>、教育相談体制の充実を図ります。 また、市町村での家庭教育支援チーム設置を促進し、子育てに関する相談や、スクールソーシャルワーカー等と連携した家庭教育支援の取組を進めます。</p> <p><u>(学校教育による学力保障)</u> 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、落ち着いた環境の中で、基礎学力の確実な定着を図る指導の充実を図るとともに、放課後や長期休業中などの補充学習を推進します。また、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるため、研修の充実を図ります。</p> <p>③高等学校等における修学継続のための支援 高校中退を防止するため、高等学校の指導体制の充実を図ります。また、高等学校等中退者が再入学して学び直す場合に、授業料に係る支援を行うなど、修学継続のための支援に努めます。</p> <p>④特に配慮を要する子どもへの支援 <u>(児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援)</u> 児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子どもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子どもの状況に配慮した支援を行います。 また、児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないよう、進学に際し必要な学用品等の購入費や生活費等の支援を行います。</p> <p><u>(特別支援教育に関する支援の充実)</u> 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。</p> <p><u>(外国人の子ども等への支援)</u> 外国人の子ども等についても、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、中学校・高等学校において日本語指導及び教科指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進めます。</p> <p>⑤教育費負担の軽減 <input type="checkbox"/> 市町村において、義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。また、既に大半の世帯を対象として、授業料が無償化されている公立高等学校と同様に、私立高等学校についても、年収目安 590 万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を行うとともに、授業料以外の施設整備費等の負担を軽減するため、県納付金減免補助金を支給します。 さらに、低所得世帯を対象に、教科書費、学用品費等の負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。</p> <p><input type="checkbox"/> 住民税非課税及びそれに準ずる世帯の子どもが、大学及び専門学校等への進学を諦めることのないよう、<u>令和 2 年 4 月から開始する高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免と給付型奨学金) の広報を推進しま</u></p>	<p>①地域に開かれた学校プラットフォーム <u>(ア) スクールソーシャルワーカー等が機能する体制の構築</u> <u>学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学習の機会が保障されるよう、関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等と連携し、困難な状況にある子どもを支援につなげるためのネットワークづくりを推進するとともに、スクールカウンセラー等の専門家との連携による</u>教育相談体制の充実を図ります。</p> <p><u>(イ) 学校教育による学力保障</u> 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、落ち着いた環境の中で、基礎学力の確実な定着を図る指導の充実を図るとともに、放課後や長期休業中などの補充学習を推進します。また、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるため、研修の充実を図ります。</p> <p>②高等学校等における修学継続のための支援 高校中退を防止するため、高等学校の指導体制の充実を図ります。また、高等学校等中退者が再入学して学び直す場合に、授業料に係る支援を行うなど、修学継続のための支援に努めます。</p> <p>③特に配慮を要する子どもへの支援 <u>(ア) 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援</u> 児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子どもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子どもの状況に配慮した支援を行います。 また、児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないよう、進学に際し必要な学用品等の購入費や生活費等の支援を行います。</p> <p><u>(イ) 特別支援教育に関する支援の充実</u> 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。</p> <p><u>(ウ) 外国人の子ども等への支援</u> 外国人の子ども等についても、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、中学校・高等学校において日本語指導及び教科指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進めます。</p> <p>⑤教育費負担の軽減 市町村において、義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。また、既に大半の世帯を対象として、授業料が無償化されている公立高等学校と同様に、私立高等学校についても、年収目安 590 万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を行うとともに、授業料以外の施設整備費等の負担を軽減するため、県納付金減免補助金を支給します。 さらに、<u>高等学校において</u>、低所得世帯を対象に、教科書費、学用品費等の負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。 住民税非課税及びそれに準ずる世帯の子どもが、大学及び専門学校等への進学を諦めることのないよう、<u>高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の支援を行います。また、多子世帯や私立専門学校の理工</u></p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

す。

- 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。
- ひとり親家庭の子どもが、高等学校等での修学の継続や大学等への進学を諦めることのないよう、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を実施します。

⑥地域における学習支援

- 放課後子ども教室等の地域学校協働活動を推進し、地域による学習支援の充実を図ります。
- 困難を抱える家庭を含めたすべての子どもを対象に、地域の実情に応じた学習支援の取組を進めます。

(新規)

重点目標 4 困難な状況ごとの取組

(6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援

●生理の貧困問題への対応

生理の貧困問題については、経済的な理由や家庭環境、知識の不足など、さまざまな事情がその背景に存在しています。

こうした状況を踏まえ、市町村等に対して、国の支援制度や生理用品の配布に取り組む自治体等の取組事例について情報提供を行うとともに、女性の抱えるさまざまな課題やその背景に目を向け、丁寧に向き合いながら、幅広い視点で解決していくことが大切であることから、各種相談窓口において、市町村等と連携しながら、一人ひとりに寄り添った、きめ細かい支援に取り組みます。

⑦その他の教育支援

生活保護制度の教育扶助や就学援助制度による学校給食費の援助を行うとともに、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

(2) 生活の支援

保護者の自立支援のための相談事業の充実や保育等の確保に努めるとともに、子どもの生活支援や就労支援などに関係機関が連携しながら取り組みます。

重点目標 4 困難な状況ごとの取組

(5) 子どもの貧困対策の推進

●生活の支援

ひとり親家庭に対して、母子・父子自立支援員やひとり親家庭支援センターによる相談対応、一時的に必要な家事や介護、保育サービスなどの日常生活に関する支援等を実施します。

生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりや学習・生活支援

【次頁に続く】

農系の学科に通う学生への支援を行います。

私立小中学校への入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援するため、授業料減免補助金事業を実施します。

生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。

ひとり親家庭の子どもが、高等学校等での修学の継続や大学等への進学を諦めることのないよう、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を実施します。

⑥地域における学習支援

- 放課後子ども教室等の地域学校協働活動を推進し、地域による学習支援の充実を図ります。
- 困難を抱える家庭を含めたすべての子どもを対象に、地域の実情に応じた学習支援の取組を進めます。

⑦生理の貧困問題への対応 ※子若計画から移行

市町村等に対して、国の支援制度や生理用品の配布に取り組む自治体等の取組事例について情報提供を行うとともに、女性の抱える様々な課題やその背景に目を向け、丁寧に向き合いながら、各種相談窓口において、市町村等と連携しながら、一人ひとりに寄り添った、きめ細かい支援に取り組みます。

⑧その他の教育支援

生活保護制度の教育扶助や就学援助制度による学校給食費の援助を行うとともに、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

(2) 生活の支援 ※子若計画と統合

(削除)

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>重点目標 4 困難な状況ごとの取組</p> <p>(5) 子どもの貧困対策の推進</p> <p>●生活の支援(続き)</p> <p>の取組を進めます。また、子ども食堂など、地域の子どもの安心して継続的に過ごすことができる、さまざまな形態の居場所づくりを、地域住民やボランティア、NPO 等と連携して進めます。</p> <p>①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援</p> <p>○ 市町村が行う妊産婦健診や乳幼児健診、妊産婦訪問や乳幼児訪問などの母子保健事業により、保護者の健康や乳幼児期のすべての子どもの成長が見守られるよう支援に努めます。また、養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会での取組等を通して、市町村と連携しながら、保護者の養育支援を行います。</p> <p>○ 誰もが安心して妊娠、出産し、子どもが健やかに育成されるよう、市町村を中心に、妊娠に気づいた時から身近な地域で切れ目のない支援が受けられる体制づくりに努めます。</p> <p>○ <u>女性相談所</u>において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護、必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託を行い、また一時保護終了後の受入れ先を市町村と連携して準備するなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行います。</p> <p>②保護者の生活支援</p> <p>○ 生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、生活保護受給者及び家計に課題のある生活困窮者に対しては、家計改善支援事業等の活用を図ります。また、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、就労相談や就業情報の提供を行うなど、保護者の自立支援に努めます。</p> <p>○ <u>保育所の整備等の推進や、放課後児童クラブの拡充等により、保育の確保を図るとともに、保育士養成課程において、子どもの貧困等について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を進めます。</u></p> <p>○ <u>子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園、その他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図ります。</u></p> <p>また、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。</p> <p>③子どもの生活支援</p> <p>○ 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりや生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を含む学習・生活支援事業の取組を進めます。</p> <p>○ 家庭の事情により、家庭内で保護者などと過ごす時間が短い子どもに、家庭の代わりに地域の住民やボランティア、NPO 等が<u>関わりあい</u>、遊びや食事、落ち着いた学習環境を提供するなど、地域のすべての子どもが安心して継続的に過ごすことのできる子ども食堂等、様々な形態の居場所づくりを進めます。</p>	<p>①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援</p> <p>市町村が行う妊産婦健診や乳幼児健診、妊産婦訪問や乳幼児訪問などの母子保健事業により、保護者の健康や乳幼児期のすべての子どもの成長が見守られるよう支援に努めます。また、養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会での取組等を通して、市町村と連携しながら、保護者の養育支援を行います。</p> <p>誰もが安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、市町村を中心に、妊娠に気づいた時から身近な地域で切れ目のない支援が受けられる体制づくりに努めます。</p> <p><u>県女性相談支援センター</u>において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護、必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託を行い、また、一時保護終了後の受入れ先を市町村と連携して準備するなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行います。</p> <p>②保護者の生活支援</p> <p>生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、生活保護受給者及び家計に課題のある生活困窮者に対しては、家計改善支援事業等の活用を図ります。</p> <p><u>きめ細かな保育の充実や、放課後児童クラブの拡充等を図るとともに、保育士養成課程において、子どもの貧困等について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を進めます。</u></p> <p>また、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。</p> <p>③子どもの生活支援</p> <p>生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりや生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を含む学習・生活支援事業の取組を進めます。</p> <p>家庭の事情により、家庭内で保護者などと過ごす時間が短い子どもに、家庭の代わりに地域の住民やボランティア、NPO 等が<u>関わり合い</u>、遊びや食事、落ち着いた学習環境を提供するなど、地域のすべての子どもが安心して継続的に過ごすことのできる子ども食堂等、様々な形態の居場所づくりを進めます。</p> <p><u>その際、誰一人取り残さず、子どもの視点に立って多様な居場所づくりが行われるよう、子どもの声を聴きながら既存の居場所を含め、よりよい居場所づくりを推進します。</u></p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>また、こうした居場所で、大学等の協力を得て、経済的な困窮家庭の子どもなどに対し体験活動・学習を提供し、子どもの多様な学びを支援することにより、豊かな価値観を醸成します。</p> <p>○ <u>「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づき、栄養バランスに配慮した食事の提供や「共食」の機会の増加に向けた取組など、地域の特性に応じた食育の推進を図ります。また、児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態、健康状態、栄養状態、生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。</u></p> <p>○ 児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うなど、児童養護施設等の退所児童等に対する支援に努めます。</p> <p>④子どもの将来の就職に向けた支援</p> <p>○ 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業の取組を進め、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行います。</p> <p>○ <u>児童扶養手当の支給、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業情報の提供などを行います。また、児童養護施設退所予定者等に対して、引き続き、免許取得への補助や職業訓練校への進学の補助、身元保証人を確保するための事業等を実施するとともに、自立促進につながる取組を幅広く検討します。</u></p> <p>○ 進路支援のための人材を高等学校に配置し、生徒一人ひとりに応じた支援を行うとともに、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。また、「おかやま若者就職支援センター」や各種就職面接会等の活動を通じて、若者の正規雇用に向けた就職支援に努めます。</p> <p>⑤住宅に関する支援</p> <p>県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を講じるほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めるとともに、母子・父子・寡婦福祉資金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給などにより、子育て世帯等の居住の安定を支援します。</p> <p>⑥支援体制の強化</p> <p>○ 市町村の社会福祉士や保健師等が保育所等を巡回し、アウトリーチすることによって、支援が必要な子どもを早期に発見するとともに、関係者による連携ケア会議を実施し、互いに情報共有しながら、子どもの実情に応じた支援を行います。</p> <p>○ 社会的養育の推進のため、児童相談所職員や市町村職員の専門性を強化するとともに、受け皿となる里親や児童養護施設等職員の資質の向上を図ります。</p> <p>また、研修等により、母子・父子自立支援員、生活保護世帯の支援に当たる職員、生活困窮者自立支援制度における相談員等の資質の向上に努めます。</p> <p>(3) 保護者に対する就労の支援</p> <p><u>ひとり親家庭の生活の安定を図るため、就労相談や就業情報の提供などを行うとともに、児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図ります。また、母子家庭の母親等に対する職業訓練により、就労機会の確保に努めるとともに、就職に有利な資格取得のための受講費用等</u></p>	<p>また、こうした居場所で、大学等の協力を得て、経済的な困窮家庭の子どもなどに対し体験活動・学習を提供し、子どもの多様な学びを支援することにより、豊かな価値観を醸成します。</p> <p>児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態、健康状態、栄養状態、生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。</p> <p>児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うなど、児童養護施設等の退所児童等に対する支援に努めます。</p> <p>④子どもの将来の就職に向けた支援</p> <p>生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業の取組を進め、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行います。</p> <p>児童養護施設退所予定者等に対して、引き続き、免許取得への補助や職業訓練校への進学の補助、身元保証人を確保するための事業等を実施するとともに、自立促進につながる取組を幅広く検討します。</p> <p>進路支援のための人材を高等学校に配置し、生徒一人ひとりに応じた支援を行うとともに、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。また、「おかやま若者就職支援センター」や各種就職面接会等の活動を通じて、若者の正規雇用に向けた就職支援に努めます。</p> <p>⑤住宅に関する支援</p> <p>県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を講じるほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めるとともに、母子・父子・寡婦福祉資金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給などにより、子育て世帯等の居住の安定を支援します。</p> <p>⑥支援体制の強化</p> <p>市町村の社会福祉士や保健師等が保育所等を巡回し、アウトリーチすることによって、支援が必要な子どもを早期に発見するとともに、関係者による連携ケア会議を実施し、互いに情報共有しながら、子どもの実情に応じた支援を行います。</p> <p>社会的養育の推進のため、児童相談所職員や市町村職員の専門性を強化するとともに、受け皿となる里親や児童養護施設等職員の資質の向上を図ります。</p> <p>また、研修等により、母子・父子自立支援員、生活保護世帯の支援に当たる職員、生活困窮者自立支援制度における相談員等の資質の向上に努めます。</p> <p>(3) 保護者に対する就労の支援</p> <p>(削除)</p> <p>※「IV 4 (4) 就業支援の強化」へ移行・統合</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p><u>を支援する自立支援給付金や、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の費用負担を行います。</u></p> <p>生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施するとともに、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、就労活動促進費の支給や保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重点目標 4 困難な状況ごとの取組</p> <p>(5) 子どもの貧困対策の推進</p> <p>●就労の支援</p> <p>ひとり親家庭の生活の安定を図るため、ひとり親家庭支援センターによる就労相談や就業情報の提供などを行うとともに、自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図ります。また、母子家庭の母親等に対する職業訓練や、就職に有利な資格取得を支援する給付金の支給等を通じて、就労機会の確保を図ります。</p> <p>また、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援、就労の準備に向けた支援など、きめ細かい支援を実施します。</p> </div> <p><u>(4) 経済的支援</u></p> <p><u>生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。</u></p> <p><u>児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭及び寡婦が自立できるよう、経済的支援を推進します。</u></p> <p><u>また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が確実に確保されるよう、母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる場合の同行支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発や相談対応を実施します。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重点目標 4 困難な状況ごとの取組</p> <p>(5) 子どもの貧困対策の推進</p> <p>●経済的支援</p> <p>ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給や、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、医療費の助成のほか、離婚後の子どもの養育に不可欠な養育費が確実に確保されるよう、国において検討されている養育費に関する制度見直しも見据えながら、引き続き、母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる場合の同行支援や、関係機関の窓口職員への研修の実施を通じて養育費確保のための相談対応力の向上を図ります。</p> <p>また、生活保護世帯の子どもに対して、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等の高等学校等就学費を支給するとともに、大学等に進学する際には、進学準備給付金を支給することなどにより、進学時の支援を行います。</p> </div>	<p>生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施するとともに、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、就労活動促進費の支給や保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。</p> <p>(削除)</p> <p>※「IV 5 (1) 教育の支援」に移行</p> <p>※「IV 4 (3) 経済的自立の支援」に移行・統合</p> <p>※「IV 4 (3) 経済的自立の支援」に移行・統合</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*

【 子どもの貧困に関する岡山県の現状 】

項	目	現 状	説 明	担当課室
生活保護世帯に属する子ども	高等学校等進学率	889.4%	平成 30 年 4 月 1 日現在	障害福祉課
	高等学校等中退率	4.5%	平成 29 年 4 月の在籍者数の総数で、平成 30 年 3 月までに中退した者を除したもの	
	大学等進学率	22.6%	平成 30 年 4 月 1 日現在	
	就職率	中学校卒業後の進路	3.5%	
高等学校卒業後の進路		56.8%	平成 30 年 4 月 1 日現在	
児童養護施設の子ども	高等学校卒業後の進路	進学率	18.8%	子ども家庭課
		就職率	75.0%	
全世帯の子ども	高等学校中退率	1.4%	平成 30 年度	生徒指導推進室
	高等学校中退者数	797 人		
就学援助制度に関する周知状況	入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	57.1%	令和 元 年度	財務課
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（市町村の割合）	小学校	75.0%	平成 30 年度	財務課
	中学校	78.5%	平成 30 年度	

[参考：国全体の数値]

子どもの貧困率	13.9%	平成 28 年国民生活基礎調査	子ども家庭課
ひとり親世帯の貧困率	50.8%	平成 28 年国民生活基礎調査	子ども家庭課

〈主要指標〉

項	目	現 状	目 標	担 当 課
里親等への委託率		24% (H30)	40%	子ども家庭課
子ども家庭総合支援拠点	設置市町村数	2 市 (H31.3)	25 市町村	子ども家庭課
自立援助ホーム	設置か所数	4 か所 (H30)	8 か所	子ども家庭課
新たに開設された子どもの居場所の数		二	30 か所	子ども家庭課

岡山いきいき子ども・若者プラン 2025（素案）

【 子どもの貧困に関する岡山県の現状 】

項	目	現 状	説 明	担当課室
生活保護世帯に属する子ども	高等学校等進学率	85.7%	令和 5 年 4 月 1 日現在	地域福祉課
	高等学校等中退率	2.7%	令和 4 年 4 月の在籍者数の総数で、令和 5 年 3 月までに中退した者を除したもの	
	大学等進学率	30.6%	令和 5 年 4 月 1 日現在	
	就職率	中学校卒業後の進路	3.6%	
高等学校卒業後の進路		49.5%	令和 5 年 4 月 1 日現在	
児童養護施設の子ども	高等学校卒業後の進路	進学率	31.6%	子ども家庭課
		就職率	47.4%	
全世帯の子ども	高等学校中退率	1.4%	令和 4 年度	人権教育・生徒指導課
	高等学校中退者数	755 人		
就学援助制度に関する周知状況	入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	85.2%	令和 5 年度	財務課
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（市町村の割合）	小学校	85.2%	令和 5 年度	財務課
	中学校	85.2%	令和 5 年度	

[参考：国全体の数値]

子どもの貧困率	15.4%	令和 4 年国民生活基礎調査	子ども家庭課
ひとり親世帯の貧困率	44.5%	令和 4 年国民生活基礎調査	子ども家庭課

〈主要指標〉※「★」は子若計画から移行した指標

項	目	現 状	目 標	担 当 課
里親等への委託率		33.4% (R6.3)		子ども家庭課
子ども家庭センターの設置	市町村数	10 市町村 (R6.4.1)		子ども家庭課
		(削除)	(削除)	(削除)
子どもの貧困対策に係るネットワーク事業に参加している	団体数	—		子ども家庭課

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*				岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)			
<u>発達障害のある子どものための子育て支援プログラム導入市町村数 (岡山市を除く)</u>	<u>13市町村 (H31. 3)</u>	<u>17市町村</u>	<u>障害福祉課</u>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	<u>民間企業における障害者実雇用率★</u>	<u>2.58% (R5)</u>		<u>労働雇用政策課</u>
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	<u>小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの暴力行為発生件数の全国平均との比較値 (全国平均を100とした場合の本県の比較値) ★</u>	<u>72.4 (R5)</u>		<u>人権教育・生徒指導課</u>
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	<u>小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの新規不登校児童生徒数の全国平均との比較値 (全国平均を100とした場合の本県の比較値) ★</u>	<u>87.6 (R5)</u>		<u>人権教育・生徒指導課</u>
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	<u>小・中・高等学校における不登校児童生徒のうち学校内外の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒の割合</u>	<u>78.1 (R5)</u>		<u>人権教育・生徒指導課</u>
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	<u>「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合</u>	<u>小学校6年生 85.6% (R5)</u> <u>中学校3年生 85.5% (R5)</u>		<u>義務教育課</u>
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	<u>高校生活に満足している生徒の割合</u>	<u>91.1% (R5)</u>		<u>高校魅力化推進室</u>
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	<u>中途退学者等への自立支援を通じた進路決定者数</u>	<u>302人 (R5)</u>		<u>子ども家庭課</u>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p data-bbox="154 239 967 268">V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進</p> <p data-bbox="154 327 1466 407">子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる<u>体制</u>づくりを目指します。</p> <p data-bbox="154 508 1003 537">1 子育てと仕事が両立できる環境の整備 (ワーク・ライフ・バランス)</p> <p data-bbox="189 596 344 625">〈施策の方向〉</p> <p data-bbox="178 642 1466 764">子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立を支援する法律・制度の普及啓発を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、<u>企業や</u>、企業で働く女性はもとより男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。</p> <p data-bbox="178 781 1466 856">子育て期間においても残業時間が多いなど、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなどに取り組みます。</p> <p data-bbox="201 873 1175 903"><u>また、出産や育児のために就労していなかった人に対する就職支援を推進します。</u></p> <p data-bbox="189 961 320 991">〈重点施策〉</p> <p data-bbox="166 1008 522 1037">(1) 企業の意識改革への取組</p> <p data-bbox="178 1054 1466 1213">労働時間の短縮や多様な働き方を促進し、男女がともに仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、岡山労働局や経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度、「アドバンス企業」認定制度を推進します。また、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの<u>推進を目指す企業・事業所に専門家を派遣するなど、企業の意識改革を積極的に支援します。</u></p> <div data-bbox="178 1230 1466 1612" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="189 1247 801 1276">重点目標 10 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備</p> <p data-bbox="213 1293 635 1323">(4) ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p data-bbox="225 1339 623 1369">●ワーク・ライフ・バランスの実現</p> <p data-bbox="249 1386 1454 1591">長時間労働を是正し、保護者自身が遊び心や心の余裕を持って子どもと向き合う時間や、自己啓発、地域活動への参加のための時間などを持つことができるよう、短時間勤務制度やテレワークなど多様で柔軟な働き方に取り組む企業を支援するとともに、経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度や、「アドバンス企業」認定制度の周知を図ることなどを通じて、社会的気運を醸成することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。</p> </div> <p data-bbox="166 1675 706 1705">(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備</p> <p data-bbox="178 1722 1466 1885"><u>ファミリー・サポート・センター事業に取り組む市町村を支援するとともに、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を認定する「アドバンス企業」認定制度などを活用し、</u>出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。<u>また、育児休業制度など、子育てと仕事の両立を支援する制度の普及啓発に努めます。</u></p>	<p data-bbox="1501 239 2315 268">V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進</p> <p data-bbox="1501 327 2813 407">子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる<u>環境</u>づくりを目指します。</p> <p data-bbox="1501 508 2350 537">1 子育てと仕事が両立できる環境の整備 (ワーク・ライフ・バランス)</p> <p data-bbox="1537 596 1691 625">〈施策の方向〉</p> <p data-bbox="1525 642 2813 764">子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立を支援する法律・制度の普及啓発を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、<u>企業経営者や</u>、企業で働く女性はもとより、<u>男性の意識の啓発</u>、広報や情報提供を進めます。</p> <p data-bbox="1525 781 2813 856">子育て期間においても残業時間が多いなど、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び働き方の見直しなどに取り組みます。</p> <p data-bbox="1537 961 1668 991">〈重点施策〉</p> <p data-bbox="1513 1008 2101 1037">(1) 企業の意識改革への取組 ※<u>子若計画</u>と統合</p> <p data-bbox="1525 1054 2813 1260">労働時間の短縮や多様な働き方を促進し、男女がともに仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、岡山労働局や経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度、「アドバンス企業」認定制度を推進します。また、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの<u>改善、安心して子育てできる職場づくりを企業と一緒に進めるため、経営層向けセミナーや子育て支援に積極的な企業等の顕彰、優良事例の横展開などを行い、企業経営者等への意識啓発を積極的に進めます。</u></p> <p data-bbox="1513 1675 2285 1705">(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備 ※<u>子若計画</u>と統合</p> <p data-bbox="1525 1722 2813 1797">従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を認定する「アドバンス企業」<u>の拡大を図る</u>など、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、<u>育児・介護休業制度を導入している場合</u>には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重点目標 10 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備</p> <p>(4) ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>●男女がともに家事・育児等に参画する環境づくり</p> <p>「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正による新たな男性育児休業制度の創設等や、新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の変化の可能性などを踏まえながら、男性の男女共同参画に対する理解や「働き方」に対する意識改革を進めるとともに、男性の育児参画を促進するための講座や体験型セミナーを開催するなど、男女がともに家事や育児等に参画しやすい環境づくりに取り組みます。</p> </div> <p>(3) <u>男女共同参画による子育ての推進</u></p> <p><u>家庭生活は、家族を構成する男女が、家事、子育て、介護といった家庭責任をともに担っていく必要がありますが、男性が家事や子育てにあてる時間は極めて短いのが現状です。</u></p> <p>家庭における<u>男女共同参画を進めていくため、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった</u>固定的な性別役割分担意識を解消し、<u>父親の育児参画を促進するための体験型イベントを開催するなど、男女が共に家事や子育てに参画しやすい環境の整備</u>を図ります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重点目標 10 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備</p> <p>(4) ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>●男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成</p> <p>将来を担う子ども・若者が男女共同参画の意識を持ち、行動することは、男女共同参画社会の実現に寄与するとともに、一人ひとりの可能性を広げ、充実した人生を送ることにもつながります。</p> <p>このため、男女共同参画社会の実現に向けて、子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう、家庭や地域、学校教育などを通じて、男女共同参画に関する理解の促進に向けた取組を進めます。</p> </div> <p>(4) <u>就労支援</u></p> <p>出産や育児により退職した人のため、<u>再雇用制度の普及に努めるとともに、県内各地域に出向き、就職相談会や地元企業就職面接会を開催するほか、岡山労働局等と協力して、就労を希望する人のための職業訓練や研修会、情報提供、相談事業などを実施します。</u></p>	<p><u>また、男女がともに安心して子育てしながら働ける職場づくりを推進し、男性の育児休業取得を奨励する取組を企業と連携して実施するなど、男性育休が当たり前になる社会の実現を目指します。</u></p> <p>県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、<u>子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを推進している場合</u>には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。</p> <p>(3) <u>男女がともに協力して子育てする意識の醸成</u> ※<u>子若計画</u>と統合</p> <p><u>男性の積極的な家事・子育てへの参画等を促進し、家庭における女性の負担を軽減するため、固定的な性別役割分担意識の解消につながる講座や男性の育休取得促進に関する講座開催等により、男女がともに協力して家事や子育てをする意識の醸成</u>を図ります。</p> <p><u>また、子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう、家庭や地域、学校教育などを通じて、男女共同参画に関する理解の促進に向けた取組を進めます。</u></p> <p>(4) <u>出産・子育て後の女性の再就職等の支援</u></p> <p>出産や子育てのために、<u>女性が「仕事」か「出産」かという二者択一を迫られないよう、女性が働き続けることのできる環境づくりを積極的に行う企業等への支援や、離職した女性の再就職等を促すための情報提供やセミナーの開催、職業訓練等により、女性が様々な状況でも働き続けることのできる環境づくりを進めます。</u></p>

*「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保</p> <p>〈施策の方向〉 急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。 次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けることができる環境を整備するため、周産期医療・小児医療の充実を図ります。 また、小児慢性特定疾病の医療の推進、感染症対策の推進に努めます。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 周産期・小児医療体制の整備 <u>24時間緊急受入体制等を確保</u>するため、<u>総合周産期母子医療センター</u>を中核とする周産期医療体制の整備を促進し、安全に妊娠・出産できる環境を整えます。 また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急<u>医療</u>電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。</p> <p>(2) 小児慢性特定疾病の医療の推進 子どもの慢性疾病のうち国が定める小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>(3) 感染症対策の推進 市町村等と連携し予防接種の推進を図り、岡山県予防接種センターの運営による安心して予防接種を受けられる体制整備や、研修会開催などによる感染予防策の啓発を行うとともに、感染症の発生動向を早期に把握し、岡山県感染症情報センターによる情報提供など適切な対応を行います。</p> <p>(4) 病児保育の充実 市町村が取り組む病児保育に係る施設整備及び運営を支援するとともに、市町村域を<u>超えた</u>病児保育事業実施施設の相互利用を推進し、県民の生活圏域に即したニーズに対応した利用環境の整備に取り組みます。</p> <p>3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制</p> <p>〈施策の方向〉 次代を担う若者や子育て世帯が活躍できる地域づくりのため、結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が<u>望む</u>住宅を<u>選択</u>・確保できる環境づくりを進めます。</p>	<p>2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保</p> <p>〈施策の方向〉 急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。 次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けることができる環境を整備するため、周産期医療・小児医療の充実を図ります。 また、小児慢性特定疾病の医療の推進、感染症対策の推進に努めます。</p> <p>〈重点施策〉 (1) 周産期・小児医療体制の整備 <u>周産期の高度な医療を適切に提供</u>するため、<u>総合・地域周産期母子医療センター</u>を中核とする周産期医療体制の整備を促進し、安全に妊娠・出産できる環境を整えます。 また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。</p> <p>(2) 小児慢性特定疾病の医療の推進 子どもの慢性疾病のうち国が定める小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。 <u>また、長期にわたり療養を必要とする子どもの健全育成及び自立促進を図るため、相談支援等の充実に努めます。</u></p> <p>(3) 感染症対策の推進 市町村等と連携し予防接種の推進を図り、岡山県予防接種センターの運営による安心して予防接種を受けられる体制整備や、研修会開催などによる感染予防策の啓発を行うとともに、感染症の発生動向を早期に把握し、岡山県感染症情報センターによる情報提供など適切な対応を行います。</p> <p>(4) 病児保育の充実 市町村が取り組む病児保育の運営を支援するとともに、市町村域を<u>越えた</u>病児保育事業実施施設の相互利用を推進し、県民の生活圏域に即したニーズに対応した利用環境の整備に取り組みます。</p> <p>3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制</p> <p>〈施策の方向〉 次代を担う若者や子育て世帯が活躍できる地域づくりのため、結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が住宅を確保できる環境づくりを進めます。</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>また、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、ICTやAIなどの活用促進も検討しながら、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>(1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保</p> <p><u>県営住宅の整備に当たっては、家族構成に適した間取りを選択しやすくするため柔軟な設計とするなど、子どもを安心して生み育てる住環境の整備に努めます。</u>また、県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を行います。</p> <p>さらに、子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、子育て環境に適した民間賃貸住宅や空き家の情報提供に努めます。</p> <p>(2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実</p> <p>子育てに関する身近な相談窓口や、仕事と子育ての両立支援に関する制度の情報など、子育て家庭が必要としている情報の提供に努めます。また、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業<u>やすこやか育児テレホン事業</u>を実施し、子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、「おかやま子ども・若者サポートネット」を設置し、県内の様々な支援機関が連携して、総合的・継続的な支援を行います。</p>	<p>また、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、ICTやAIなどの活用促進も検討しながら、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>(1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保</p> <p>県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を行います。</p> <p>さらに、子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、子育て環境に適した民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めます。</p> <p>(2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実</p> <p>子育てに関する身近な相談窓口や、仕事と子育ての両立支援に関する制度の情報など、子育て家庭が必要としている情報の提供に努めます。また、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業を実施し、子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、「おかやま子ども・若者サポートネット」を設置し、県内の様々な支援機関が連携して、総合的・継続的な支援を行います。</p>
<p>4 安全・安心な子育て環境の整備</p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>乳幼児期以降の<u>正しい食事の摂り方</u>や望ましい食習慣の定着を図るため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、地域社会全体で食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。</p> <p>都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなっています。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点の充実を支援します。</p> <p>また、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化するとともに、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備します。</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>(1) 食の安全・安心の確保、食育の推進</p> <p>食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に関心を持って行動するための施策を推進します。</p> <p>食に関する正しい知識を効果的に普及する環境の整備を図るとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボラン</p>	<p>4 安全・安心な子育て環境の整備</p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>乳幼児期以降の望ましい食習慣の定着を図るため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、地域社会全体で食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。</p> <p>都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなっています。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点の充実を支援します。</p> <p>また、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化するとともに、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備します。</p> <p>〈重点施策〉</p> <p>(1) 食の安全・安心の確保、食育の推進</p> <p>食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に関心を持って行動するための施策を推進します。</p> <p>食に関する正しい知識を効果的に普及する環境の整備を図るとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボラン</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>ティア組織による伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進します。</p> <p><u>学校では、安全な給食の提供に努めるとともに、地場産物の活用を推進するなど、食育の充実を図り、子どもが望ましい食習慣を育成します。さらに、農業の体験などを通じて、食卓と生産の場の距離を縮め、「食」についての理解を深めます。</u></p> <p>(2) 安全な遊び場の整備</p> <p>都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備します。</p> <p>また、冒険遊び場（プレイパーク）などを活用し、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力の養成に努めます。</p> <p>(3) 安全な生活環境の整備</p> <p>①安全な道路交通環境の整備</p> <p>信号機の整備、通学路や生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。</p> <p>②安心して外出できる環境の整備</p> <p>妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、<u>子育て家族での外出等に優しい</u>トイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートの設置を進めます。</p> <p>また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。</p> <p>③安全・安心まちづくりの推進</p> <p>道路、公園等の公共施設や住居の<u>構造、設備、配置等</u>について、犯罪防止に配慮した<u>環境設計を行う</u>とともに、<u>通学路への防犯カメラ設置等の防犯設備の整備を推進し</u>、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。</p>	<p>ティア組織による伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進します。</p> <p>(2) 安全な遊び場の整備</p> <p>都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備します。</p> <p>また、冒険遊び場（プレイパーク）などを活用し、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力の養成に努めます。</p> <p>(3) 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>①安全な道路交通環境の整備</p> <p>信号機の整備、通学路や生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。</p> <p>②安心して外出できる環境の整備</p> <p>妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、<u>子どもや子ども連れの親等にやさしい</u>トイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートの設置を進めます。</p> <p>また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。</p> <p>③安全・安心まちづくりの推進</p> <p>道路、公園等の公共施設や住居について、犯罪防止に配慮した<u>構造、設備等の普及に努めるとともに</u>、防犯カメラ等の防犯設備を<u>普及促進し</u>、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。</p>
<p>重点目標 10 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備</p> <p>(3) 子ども・若者の安全・安心の確保</p> <p>●安全・安心な環境の整備</p> <p>都市公園等の適正な維持管理、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもたちが安心して遊ぶことができる環境を整備するとともに、信号機の整備、通学路等への通過車両の進入や速度の抑制など、子どもたちが安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や、公共施設等のバリアフリー化の促進などに取り組み、安心して外出できる環境整備を推進します。</p> <p>また、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うとともに、通学路への防犯カメラの設置等の防犯設備の整備を推進し、子どもたちが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。</p>	

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>(4) 安心な社会環境づくり</p> <p>①子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p> <p><u>子どもに対する悪影響が懸念される有害情報等から子どもを守り、心身ともに健全な成長を図るため、関係業者等に対する立入指導等を徹底し、子どもを取り巻く環境の浄化を推進します。</u></p> <p><u>また、情報モラル教育を充実するとともに、スマホ等の使用時間の制限など利用に関する適切なルール作りやフィルタリング機能の活用についての児童生徒の主体的な取組の促進や家庭・地域等への啓発を行うなど、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化します。</u></p> <hr/> <p>重点目標 10 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備</p> <p>(1) 有害環境対策の推進</p> <p>●良好な生活環境の確保に向けた取組の推進</p> <p>子ども・若者を良好な生活環境のもとで育むため、「岡山県青少年健全育成条例」に基づき、有害図書や有害がん具類等に関する規制を徹底するほか、わいせつ行為の禁止、深夜外出の制限など、子ども・若者の健全な育成を阻害する行為を規制し、関係事業者への立入調査を行うとともに、保護者説明会や非行防止教室等の機会を通じて、フィルタリングの設定促進や、サイバーパトロール、SNS を利用した注意喚起など、子ども・若者を有害情報等から守る取組を推進します。</p> <p>また、あいさつ運動や街頭補導、登下校時の見回り活動など、地域住民や関係機関・団体が一体となった県民総ぐるみの運動を展開し、子ども・若者の健全育成や非行防止を図ります。</p> <p>●薬物乱用防止に向けた取組の推進</p> <p>学校における薬物乱用防止教室の開催や、家庭や地域における学習機会の提供など、具体的事例を紹介しながら、覚せい剤や大麻等の依存性薬物の特性や乱用の弊害について周知を徹底することにより、子ども・若者の薬物乱用防止に向けた教育や啓発活動に取り組みます。</p> <p>また、子ども・若者の育成に携わる関係者に対する薬物乱用の実態や対策等に関する知見を深めるための研修等の充実を図ります。</p> <p>●20歳未満の者の喫煙及び受動喫煙の防止対策の推進</p> <p>20歳未満の者の喫煙は、大人より身体への影響を受けやすく、喫煙開始年齢が早いほど呼吸器疾患や動脈硬化といった病気や喫煙の継続につながりやすくなります。</p> <p>このため、喫煙可能年齢となる大学生をはじめ、中・高校生等を対象とした出前講座や、たばこの害を分かりやすく伝えるリーフレット「たばこの話」による普及啓発など、喫煙防止対策を実施します。</p> <p>また、「岡山県受動喫煙防止条例」及び「改正健康増進法」に基づき、受動喫煙を防止する環境整備を進めるとともに、受動喫煙がもたらす健康への影響についての普及啓発など、受動喫煙防止対策を推進することにより、子ども・若者の健康を守ります。</p> <p style="text-align: right;">【次頁に続く】</p>	<p>(4) 安全・安心な社会環境づくり ※<u>子若計画</u>と統合</p> <p>①子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ※<u>子若計画</u>と統合</p> <p>(ア) <u>良好な生活環境の確保に向けた取組の推進</u></p> <p><u>子ども・若者を良好な生活環境の下で育むため、有害図書や有害がん具類等に関する規制を徹底するほか、わいせつ行為や深夜外出など、子ども・若者の健全な育成を阻害する行為を規制し、関係事業者への立入調査を行います。</u></p> <p>(イ) <u>薬物乱用防止に向けた取組の推進</u></p> <p><u>薬物の乱用を防止するため、学校における薬物乱用防止教室の開催や、家庭や地域における学習機会の提供など、子ども・若者の薬物乱用防止に向けた教育や啓発活動に取り組むとともに、子ども・若者の育成に携わる関係者に対する研修等の充実を図ります。</u></p> <p>(ウ) <u>喫煙及び受動喫煙の防止対策の推進</u></p> <p><u>20歳未満の者の喫煙防止のため、喫煙可能年齢となる大学生をはじめ、中・高校生等を対象とした出前講座やリーフレットによる普及啓発に取り組むとともに、受動喫煙を防止する環境整備や受動喫煙がもたらす健康への影響についての普及啓発など、受動喫煙防止対策を推進します。</u></p> <p>(エ) <u>スマートフォン・インターネット対策の推進</u></p> <p><u>子ども・若者のインターネットの適切な利用と、インターネットからもたらされる有害情報による被害の防止を図るため、学校における情報モラル教育に加え、外部講師の活用や警察と連携した非行防止教室などの充実を図るとともに、家庭内におけるスマートフォン等の利用に関するルールづくりやフィルタリング機能等の活用、ペアレンタルコントロールの設定について、児童生徒による主体的な取組の促進や家庭・地域等への啓発強化などスマートフォン等のメリット・デメリットを踏まえた適切な利用の促進に向けた取組を強化します。</u></p> <p><u>また、携帯電話販売店等に対する立入調査等を通じ、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」の周知及びフィルタリングの設定促進に向けた事業者の取組の徹底を図ります。</u></p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

重点目標 10 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

(2) 有害環境対策の推進

●スマートフォン・インターネット対策の推進(続き)

子どもたちを取り巻くスマートフォン・インターネット問題の解決に向けて、学校における情報モラル教育を充実し、情報発信による他人や社会への影響について考える学習活動などを通じて、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度を育みます。

さらに、スマートフォン等の使用時間等の適切なルールづくりに係る児童会・生徒会の主体的な活動の促進をはじめ、教職員の指導力の向上や、フィルタリングやペアレンタルコントロールに関する保護者等への啓発強化など、スマートフォン等のメリット・デメリットを踏まえた適切な利用の促進に向けた取組を強化します。

●インターネットの適切な利用の推進

子ども・若者のインターネットの適切な利用と、インターネットからもたらされる有害情報による被害防止を図るため、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」に基づき、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施し、条例の周知及びフィルタリングの設定促進に向けた事業者の取組の徹底を図ります。

また、保護者と子どもに対し、フィルタリングの設定の徹底を図るため「青少年へのフィルタリング奨励宣言店」制度の普及に努めるとともに、携帯電話事業者も参画した官民一体の作業チーム「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」において、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング設定の働きかけ等の協力依頼、スマートフォンやインターネットの正しい使い方を啓発するリーフレットや動画等を作成するなど、インターネットの適切な利用に向けて取り組めます。

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。

③子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみによる地域安全マップの作製、通学路の安全点検や見守り活動、自主パトロール活動等の取組を推進するとともに、活動団体の育成に努め、自主防犯活動の充実を図ります。

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、自転車乗車時のヘルメットの着用やチャイルドシートの使用についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。

③子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進 ※子若計画と統合

児童買春、児童ポルノ事犯をはじめとする子どもの福祉を害する犯罪については、取締りを強力に推進するほか、SNSに起因する子どもの性犯罪被害等防止のために、サイバーパトロールを通じた注意喚起や、性犯罪・性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に配慮した教育・啓発の充実を図ります。

さらに、交際相手からの暴力(デートDV)やストーカー行為等の防止に向けて、小・中・高等学校等における男女共同参画に関する教育やデートDV防止講演会の実施、相談窓口の周知などの取組を推進します。

また、子どもや女性を対象とした声かけ、つきまとい等に対し、検挙や警告などの先制・予防的な措置を

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p>重点目標 5 子ども・若者の被害防止と保護</p> <p>(2) 子ども・若者を犯罪被害等から守る対策</p> <p>●子どもの福祉を害する犯罪等への対策の推進</p> <p>重大事件に発展する危険性が高いストーカーや DV 等の事案については、被害者やその関係者の安全確保を最優先として、迅速かつ的確に対処するとともに、児童買春、児童ポルノ事犯をはじめとする子どもの福祉を害する犯罪の取締りを強力に推進するほか、SNS に起因する子どもの犯罪被害について、サイバーパトロールを通じた注意喚起や子どもに対する被害防止等のための啓発活動を実施します。</p> <p>また、子どもや女性を対象とした声かけ、つきまとい等に対して犯罪の発生実態や不審者情報の分析結果に基づく、検挙や警告などの先制・予防的な措置を徹底するとともに、不審者情報の提供や、防犯教室の開催、通学路の安全対策、教育施設への不審者侵入訓練の実施等による被害防止能力を高めるための取組を進めるなど、子ども・若者の犯罪被害防止対策を推進します。</p> <p>重点目標 10 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備</p> <p>(3) 子ども・若者の安全・安心の確保</p> <p>●安全・安心な環境を守るための活動や教育の推進</p> <p>子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみによる地域安全マップづくり、通学路の安全点検や見守り活動、自主パトロール活動等の取組を推進するとともに、防犯ボランティア等に対する研修など、活動団体の育成に努め、自主防犯活動の充実を図ります。</p> <p>また、ボランティアや関係機関と連携しながら、参加・体験・実践型の交通安全教育や、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を展開し、子どもたちを交通事故から守るための対策を推進します。</p> <p>④被害に<u>あった</u>子どもの支援</p> <p><u>犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。</u></p>	<p><u>徹底するとともに、不審者情報の提供や、防犯教室の開催、通学路の安全対策、教育施設への不審者侵入訓練の実施等による被害防止能力を高めるための取組を進めます。</u></p> <p><u>子どもの安全・安心を確保するため、通学路の安全点検や見守り活動の推進、「子ども 110 番の家」へのセーフティーコーン設置の支援、地域安全マップづくりを通じた、子どもの危険予測・危機回避能力の育成、防犯ボランティアに対する研修の実施、青色防犯パトロールを行う団体への広報活動用機器の貸出しなど、自主防犯活動の促進を図ります。</u></p> <p>④被害に<u>遭った</u>子ども・若者への支援 ※<u>子若計画</u>と統合</p> <p><u>犯罪被害者等に対する理解を深めるためのフォーラム等を開催するとともに、犯罪やいじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや、保護者に対する助言など、国や市町村、民間支援団体、学校や警察等の関係機関が連携したきめ細かな支援に取り組みます。</u></p> <p><u>また、性犯罪・性暴力被害者については「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、学校や警察等と連携し、相談支援、医療支援、法的支援など総合的に支援するとともに、その周知を図ります。</u></p>
<p>重点目標 5 子ども・若者の被害防止と保護</p> <p>(2) 子ども・若者を犯罪被害等から守る対策</p> <p>●被害に遭った子ども・若者への支援</p> <p>国や市町村、民間支援団体等と連携して、「犯罪被害者週間」を中心に、犯罪被害者等に対する理解を深めるためのパネル展示やフォーラムを開催するとともに、犯罪やいじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや、保護者に対する助言など、関係機関が連携したきめ細やかな支援に取り組みます。</p> <p>また、性犯罪・性暴力被害者を支援するため、「ワンストップ支援センター」において、24 時間 365 日の相談対応を行うとともに、医療費の公費支援や、被害者が「ワンストップ支援センター」に速やかにつながるよう、SNS の活用などを通じて相談窓口の周知を図ります。</p>	<p>⑤<u>子ども用製品の事故防止</u></p> <p><u>子どもの周囲の大人たちに、事故事例、安全な製品の選択、使用上の注意等について情報提供や注意喚起</u></p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

(新規)

重点目標 10 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

(3) 子ども・若者の安全・安心の確保

●防災教育の充実と学校の危機管理体制の充実

子どもたちの防災に対する意識の向上を図り、安全を確保するため、子どもたちが災害に対して主体的に行動できる自助・共助の態度や能力を育成する防災教育の充実を図ります。

また、平成 30 年 7 月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、非常時においても教育活動が継続できるよう、ICT の活用による学習指導の推進や心のケアの充実を図るとともに、学校再開に向けた取組や関係機関等との連携など非常時に必要な知識を教職員が身につけておくことにより、学校の危機管理体制の充実を図ります。

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担 当 課
おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数	二	150社	子ども未来課
平日に 19 時までに帰宅する父親の割合	43.0% (H30)	60%	子ども未来課
男性の育児休業取得率	5.4% (H30)	8%	男女共同参画 青少年課
6 歳児で麻疹・風しんの予防接種を行っている割合	麻疹96.0% 風しん96.0% (H30)	95%以上	健康推進課
ももたろう交通安全クラブ設置率	68.1% (H30)	70.0%	くらし安全安心課
子ども110番セーフティコーン設置校数	257校 (H30)	300校	くらし安全安心課

を行うとともに、各種法令に基づく販売事業者への立入検査を実施するなど、海外製品も含めた玩具等の子ども用製品による事故防止を図ります。

⑥防災教育の充実と学校の危機管理体制の充実 ※子若計画から移行

子どもの防災に対する意識の向上を図り、安全を確保することが重要であることから、子どもが災害に対して主体的に行動できる自助・共助の態度や能力を育成する防災教育の充実を図ります。

また、非常時においても教育活動が継続できるよう、ICTの活用や心のケアの充実とともに、関係機関等との連携など学校の危機管理体制の充実を図ります。

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担 当 課
おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数	151社 (R5)		子ども未来課
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
14日以上の男性の育児休業取得率	39.2% (R6)		人権・男女共同 参画課
6 歳児で麻疹・風しんの予防接種を行っている割合	麻疹93.1% 風しん93.1% (R4)		疾病感染症対 策課
ももたろう交通安全クラブの設置率	67.1% (R5)		くらし安全安心課
子ども110番セーフティコーン設置校数	302校 (R6)		くらし安全安心課

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
(新規)	<u>VI 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映</u>
(新規)	<u>1 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映</u>
(新規)	<p><u>〈施策の方向〉</u></p> <p><u>こども基本法において、子ども・若者の多様な社会的活動に参加する機会や意見表明する機会の確保が掲げられたところであり、社会参画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透するよう広く発信するとともに、意見表明しやすい環境づくりと気運の醸成に取り組みます。</u></p> <p><u>また、子ども・若者の意見を受け止め、施策への反映状況をフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、子ども・若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しします。</u></p>
(新規)	<p><u>〈重点施策〉</u></p> <p><u>(1) 環境づくりと気運の醸成</u></p> <p><u>子ども・若者ととともに社会をつくるとの認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会が作られるよう、こども基本法や子ども・若者の意見を表明する権利について、広く周知し、社会全体で共有を図るとともに、施策に子ども・若者の意見を反映する取組を社会全体に発信することを通じて、意見を表明しやすい環境づくりと気運の醸成に取り組みます。</u></p>
(新規)	<p><u>(2) 子ども・若者の社会参画の促進</u></p> <p><u>①より良い社会づくりに参画する人材の育成〔再掲〕</u></p> <p><u>学校における主権者教育やボランティア活動を推進するとともに、子どもの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進し、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して、家庭はもとより、社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材の育成を図ります。</u></p> <p><u>また、子どもが地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身に付けられるよう、発達段階に応じて専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関をはじめ、地域、企業、公益法人、NPOなど民間団体等と連携した教育活動を推進します。</u></p> <p><u>②消費者教育の推進・金融リテラシーの向上〔再掲〕</u></p> <p><u>実践的な消費者教育教材を活用したり、実務経験者による出前授業を実施するなど、子ども・若者を対象とした消費者教育を推進し、子ども・若者の消費者被害の防止・救済や、消費者の権利と責任を自覚している自立した消費者の育成を図ります。</u></p> <p><u>また、発達段階に応じて金銭の大切さや計画的な使い方、家計の構造や家計管理等を学ぶこと、金融に関する知識や判断力を高めることを通じて、子どもの金融リテラシーの向上に取り組みます。</u></p>
(新規)	<p><u>(3) 子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映</u></p> <p><u>子ども・若者施策に関する審議会・協議会等の委員への子ども・若者の登用や、子ども・若者を対象としたアンケートの実施など、様々な手法を活用しながら、子ども・若者が安心して意見を述べる場や機会を作ります。また、施策への反映状況について、子ども・若者がアクセスしやすい方法でフィードバックします。</u></p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。

岡山いきいき子どもプラン 2020*	岡山いきいき子ども・若者プラン 2025 (素案)
<p data-bbox="151 464 682 499">幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策</p> <p data-bbox="189 510 427 541">【県計】 p. 43 に記載</p> <p data-bbox="189 554 305 585">【県区域】</p> <p data-bbox="189 598 320 630">(表は省略)</p>	<p data-bbox="1522 237 2807 363"><u>なお、貧困、虐待、いじめ、不登校をはじめ、ヤングケアラー、社会的養護のもとで暮らす子どもなど、困難な状況にあつて声を聴かれにくい子ども・若者については、安心して意見を表明できるよう、十分な配慮と工夫に努めます。</u></p> <p data-bbox="1522 464 2056 495">※市町村において精査中のため、掲載しない。</p>

※「子ども・若者育成支援計画」と統合した項目・箇所は、青枠内に現行の「子ども・若者育成支援計画」の文章を掲載しています。